障害福祉サービス事業者等指定申請の手引き

（平成 31 年 4 月 25 日　第 9 版）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

目　次

Ⅰ　共通編

１　概要…………………………………………………… 1
（１）はじめに…………………………………………… 1
（２）指定の対象となる障害福祉サービス等………… 2

２　指定申請について…………………………………… 4
（１）指定の要件………………………………………… 4
（２）指定基準について………………………………… 4
（３）最低基準について………………………………… 5
（４）基準条例について………………………………… 6
（５）指定を受けるまでの流れ………………………… 6
（６）指定に必要な書類………………………………… 9
（７）現地確認にあたっての主な着眼点……………… 11
（８）指定………………………………………………… 12

３　用語の定義等………………………………………… 13
（１）用語の定義………………………………………… 13
（２）常勤・非常勤、専従・兼務の考え方…………… 15
（３）兼務可否判定図…………………………………… 22

４　留意事項……………………………………………… 27
（１）事業者の定款……………………………………… 27
（２）基準の遵守………………………………………… 27
（３）他法について……………………………………… 28
（４）インターネットの活用…………………………… 28

５　名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修の受講について…… 30

Ⅱ　各種障害福祉サービス編

１　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護…… 32
２　日中活動系…………………………………………… 40
２－１　共通事項……………………………………… 40
２－２　生活介護……………………………………… 53
２－３　自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施しない場合）…… 56
２－３－２　自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を実施する場合）…… 58
２－４　就労移行支援（一般型）…………………… 60
２－５　就労継続支援（A型）……………………… 63
２－６　就労継続支援（B型）……………………… 70
３　就労定着支援………………………………………… 74
４　自立生活援助………………………………………… 76

５　共同生活援助（グループホーム）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
　５－１　介護サービス包括型・外部サービス利用型共同生活援助・・・・・・・・・・・・・ 79
　５－２　日中サービス支援型共同生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91
６　短期入所・・・ 96
７　一般相談支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所・・・・・・・・・ 100

※　療養介護、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援（養成施設）、障害者支援施設及び共生型サービスについては、個別にお問い合わせください。

別紙「指定申請に必要な提出書類一覧」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　（別冊）

Ⅰ　共通編

1　概要

（1）はじめに

障害福祉サービスを利用する障害者・障害児の保護者の方には、居住地の市町村からサービスを利用するための費用として、介護給付費又は訓練等給付費等（以下「自立支援給付費」）が支給されます（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項。ただし、同条第5項の規定により、実際には、この費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者に支払われることになります）。

名古屋市内で障害福祉サービス事業を提供する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項の規定に基づき、実施する事業ごとに名古屋市長の指定を受ける必要があります。

この手引きは、名古屋市において障害福祉サービス事業を実施するにあたり、事業の指定を受けるために必要な要件や、手続き方法の概要を説明したものですので、申請を行う前に必ずお読みください。

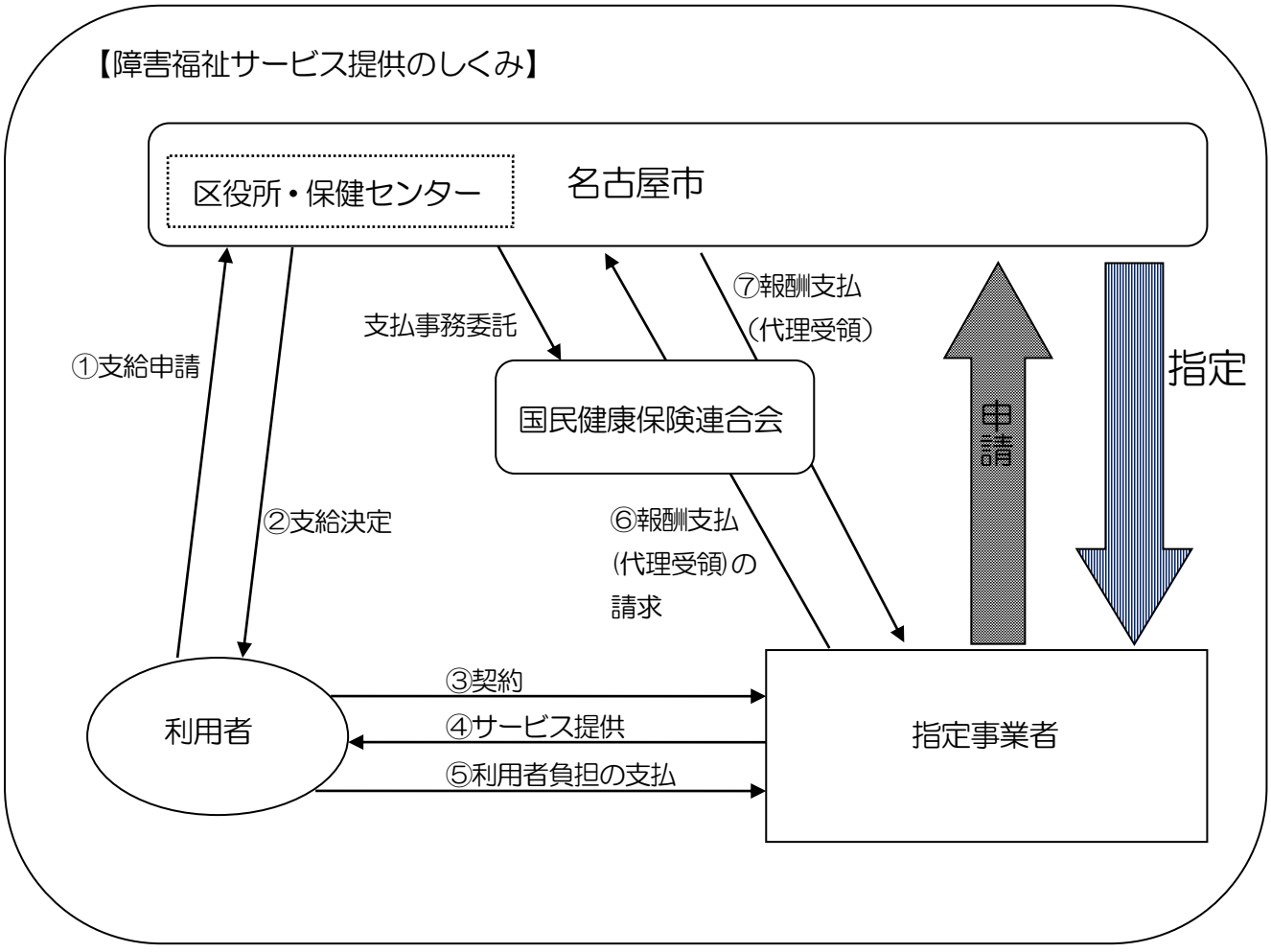

（２）　指定の対象となる障害福祉サービス等

指定の対象となる障害福祉サービス等の種類及び事業の概要は以下のとおりです。

種類			事業の概要	H31.4.1 事業所数
障害福祉サービス	介護給付	居宅介護 （ﾎｰﾑﾍﾙﾌﾟ）㊐㊑	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	725
		重度訪問介護 ㊐	重度の肢体不自由者又は知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	715
		同行援護　㊐㊑	視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに同行し、移動に必要な情報の提供や援護などを行います。	272
		行動援護　㊐㊑	知的障害、精神障害により行動に著しい困難がある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出支援などを行います。	108
		重度障害者等包括支援　㊐㊑	常時介護を要し、介護の必要性が著しく高い人に、複数のサービスを包括的に提供します。	1
		短期入所 （ｼｮｰﾄｽﾃｲ）㊐㊑	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	96
		生活介護　㊐	医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。	167
		療養介護　㊐	常時介護を必要とする人に、主として昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	3
		施設入所支援㊐	入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	16
	訓練等給付	自立訓練 （機能訓練）㊐	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間身体機能の向上のために必要な訓練を行います。	1
		自立訓練 （生活訓練）㊐	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	17
		就労移行支援㊐	一般企業などへ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。	55
		就労継続支援 Ａ型㊐	一般企業などでの就労が困難な人に、雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。	102
		就労継続支援 Ｂ型㊐	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のため必要な訓練を行います。	152
		就労定着支援㊐	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。	27
		自立生活援助㊐	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	2
		共同生活援助 （ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）㊐	地域で共同生活を営む住居において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	166

種類		事業の概要	H31.4.1 事業所数
障害者支援施設 ㊒		施設において、施設入所支援及び生活介護、自立訓練又は就労移行支援、就労継続支援Ｂ型を行います。	16
一般相談支援	地域移行支援 ㊒	施設に入所又は長期間精神科に入院している方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援などを行います。	86
	地域定着支援 ㊒	居宅において単身等で生活する方に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因する緊急の事態等が生じた場合に相談に応じるなど、必要な便宜を図ります。	86
特定相談支援 ㊒㊓		障害福祉サービスをご利用頂く際に必要なサービス利用等計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。	166
障害児相談支援 ㊓		障害児通所支援事業をご利用頂く際に必要な障害児支援利用計画の作成及び同計画に関する支援や調整などを行います。	161

表中の「㊒」は「障害者」、「㊓」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

各サービスの対象者について

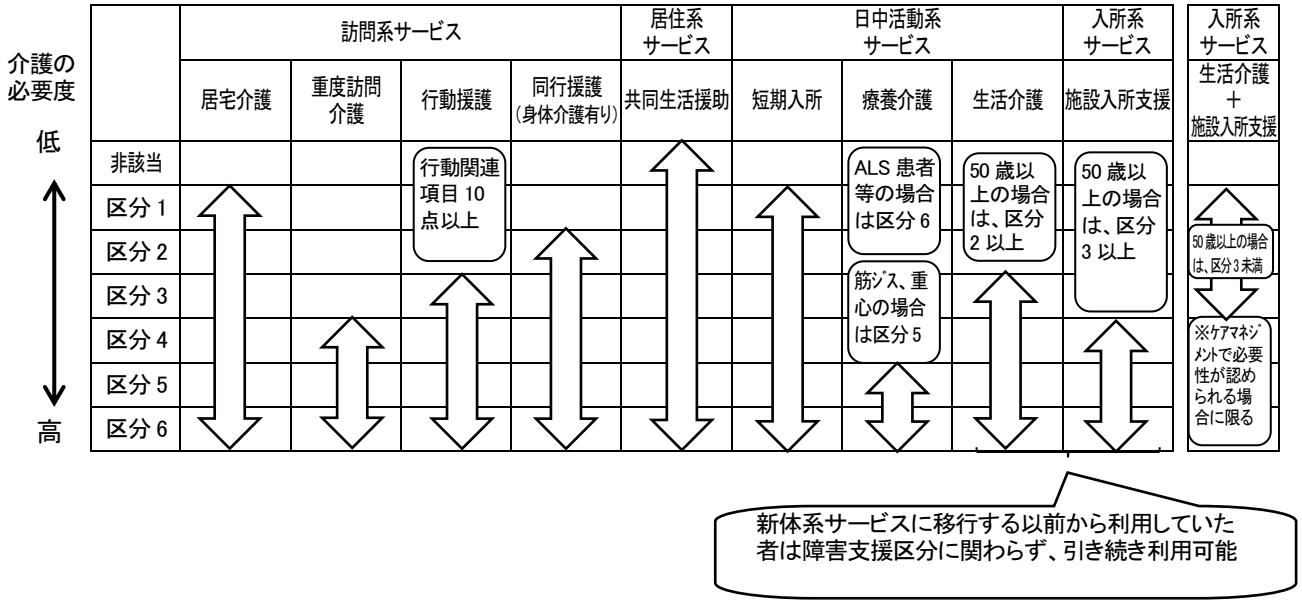

※ 外部サービス利用型グループホームの「受託居宅介護サービス」を利用する場合、区分2以上の利用要件あり。
※ 「訓練等給付」のサービス（自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型））は、障害支援区分の利用要件なし。
※ 平成24年3月31日に障害児施設等に入所していた者が、障害福祉サービスを利用する場合は障害支援区分の判定は省略
※ 平成26年4月より、重度訪問介護の対象者に、知的障害者又は精神障害者であって行動関連項目が10点以上の者を追加

共同生活援助サービス費、短期入所サービス費、生活介護サービス費、施設入所支援サービス費については、障害支援区分に応じて報酬単価が設定されている。

２　指定申請について

（１）指定の要件

障害福祉サービス事業者等の指定を受けるためには、次の要件のいずれも満たしている必要があります。

①　法人格を有すること（病院又は診療所が設置する場合を除く。障害者支援施設の指定は、社会福祉法第 2 条第 2 項第 4 号の規定により社会福祉法人に限る。） ②　申請に係るサービス事業所の従業者の知識、技能及び人員が厚生労働省令、あるいは名古屋市条例で定める基準を満たしていること ③　申請者が厚生労働省令、あるいは名古屋市条例で定める設備及び運営に関する基準を満たしていること ④　その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項各号（障害者支援施設の指定においては、第 4 号、第 10 号及び第 13 号を除く。）に掲げる欠格事項に該当しないこと

（２）指定基準について

障害福祉サービス事業者等の指定に係る基準などは種別ごとに次の３つの視点から指定基準が定められています。指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

①　人員基準…従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準 ②　設備基準…事業所に必要な設備等に関する基準 ③　運営基準…サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項等、事業を実施する上で求められる運営上の基準

基準の詳細な内容については、以下のとおりです。

◎障害福祉サービス事業

○指定基準

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）

・名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年第 80 号）

○解釈通知

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年障発第 1206001 号）

◎障害者支援施設

○指定基準

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第

172 号）
・名古屋市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年第 81 号）

○解釈通知
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年障発第 0126001 号）

◎一般相談支援事業・特定相談支援事業

○指定基準
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

○解釈通知
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 21 号）
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 22 号）

（３）最低基準について

最低基準とは、障害福祉サービス事業を行うにあたって最低限必要な設備及び運営に関する基準について定められた基準のことです。療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助又は障害者支援施設を運営する場合は、指定基準の他、最低基準も遵守する必要があります。

○障害福祉サービス事業
［療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）］、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準　（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 174 号）
・名古屋市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年第 82 号）

○障害者支援施設
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 177 号）
・名古屋市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年第 85 号）

なお、指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等について、指定権者（都道府県・政令市・中核市）は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。また、各種給付費については、これを支給しない、あるいは返還していただくことに

なります。

（４）基準条例について

上記（２）（指定基準）及び（３）（最低基準）については、名古屋市の基準条例により定められています。また条例には、国の省令で定められている基準以外に次の本市独自の基準が含まれています。

○　障害の特性に関する研修の実施
　障害特性の理解が従業者の資質向上の根本であることを明確にするため、利用者の障害特性の理解を深めるために必要な研修を実施しなければならない。
○　暴力団の排除
　暴力団を利する運営をしてはならない。
○　食料及び飲料水の備蓄
　本市が東海、東南海・南海地震の想定区域であることを踏まえ、利用者等の食料・飲料水を備蓄しなければならない。

（５）指定を受けるまでの流れ

ア　基本事項

○　事業者の指定を受けるにあたっては、事業種類や対象者、障害特性などの様々な要素を十分知った上で進める必要があります。市ではこうした疑問にお答えするため、事前相談等をお受けしております。
○　事前相談・申請等の受付はすべて予約制です。当日の予約は受け付けておりませんので、必ず前日までに電話予約をしてからお越しください。特に月末や年度末近くには混雑によりご希望に沿えない場合がありますので、期日に十分余裕を持って予約願います。（相談から指定申請に至るまで、一般的に最低２か月は必要です。）
○　申請書類は、初回については必ず窓口にて申請者と面談し、事業に関するヒアリングをしながら内容のチェックをします。したがって、管理者になる予定の者など事業内容について理解されている方が申請書類を持参してください。（図面相談の場合でも同様です。）
○　指定希望月の前々月末日の午後 5 時 30 分までに受け付け、受理した申請書類を審査の上、指定を行います。なお、月の末日が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。
○　書類に不備のあるものについては、受理できません。
○　申請時点で、建物について有効な契約を交わしているなど、建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります。
○　申請書類の受理後、指定日の２週間前までを目安に申請内容の確認のため、現地確認を行います（訪問介護の指定も受けている居宅介護事業所、一般・特定・障害児相談支援事業所を除く）。
○　指定後、運営状況を確認させていただく場合があります。

イ　事前相談・申請等受付時間

受付日	土、日、祝日等閉庁日を除く毎日
受付時間	原則、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時 00 分の間を除く）ですが、次の 3 区分の時間帯で予約を受け付けます。 1. 午前 10 時 00 分から午前 12 時 00 分まで 2. 午後 1 時 15 分から午後 3 時 15 分まで 3. 午後 3 時 15 分から午後 4 時 15 分まで
受付場所	健康福祉局障害福祉部障害者支援課指定指導係事業者指定担当 （名古屋市役所本庁舎 1 階）
電話番号	052-972-3965（ダイヤルイン）

電話予約の際にお伝えいただきたいこと

・来庁の要件
　→　事前相談（建築図面の確認、事業所の移転、サービス管理責任者の資格要件など）、新規申請、休止・廃止など
　（注）新規申請の場合は「開始予定日」
・来庁の希望日（月の下旬は予約が混み合うため、ご希望に沿えない場合があります。）
・来庁される方の法人名（又は事業所名）とお名前、人数（スペースの都合上２名まで）、事業者（法人）との関係（事業を実施する当事者が必ずお越しください。）
・連絡先の電話番号

ご来庁にあたっての注意点

・キャンセルや予約時間に間に合わないなどの場合は、できるだけ早くご連絡をお願いします。
・予約時刻より早くお越しになられた場合、お待たせする場合がありますのでご了承願います。
・市役所の駐車場は大変混み合いますので、できるだけ公共交通機関でお越し下さい。

ウ　指定のスケジュール

～指定月の前々月の末日まで

1　事前相談

共同生活援助や生活介護等、建物の構造が設備基準にかかわるサービスの指定を受ける場合は、なるべく申請相談の前にご相談ください。

①　指定基準等に関する質問

②　図面相談（建物新築、改修にあたって建築図面をチェック）

※　建築図面等に指定基準における部屋の名称（訓練・作業室、多目的室等）及び部屋の面積（有効）を記入しておいてください。

※　建築基準法や消防法上の基準への適合についてもそれぞれ担当部署に確認してください。

2　申請相談（平均３回程度、ご来庁いただいています）

申請書類のチェック

○　主なチェック項目は、欠格事由、人員・設備・運営基準適合性など。

○　人員基準は、資格証、雇用契約書、勤務体制・形態一覧表等で確認。

○　設備基準は、図面及び写真で確認。建築基準法令・消防法令の遵守についても確認。

○　運営基準は、運営規程で確認。

※　申請時点で、必要な人員が確保できており、また基準に適合した建物設備等が確保されていなければなりません。

3　障害福祉サービス新規参入者研修の受講（該当者のみ）

P. 31 の「名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修の受講について」を参照のこと

4　受理（月の末日締切。末日が閉庁日の場合は直前の開庁日）

前月

5　審査

書面を再チェック

（必要に応じて差し替え、追加などの補正をしていただきます。）

6　現地確認（前月の 20 日前後）

※訪問介護の指定も受けている居宅介護事業所及び一般・特定・障害児相談支援事業所以外のサービスで実施

設備基準に基づく要件及び他法（消防法、建築基準法等）遵守等に重点をおき、指定申請時の内容を確認します。(P. 11 の「現地確認にあたっての主な着眼点」を参照のこと)

管理者、サービス管理責任者又は法人代表者の立ち会いが必要です。

7　指定通知書送付（月末）

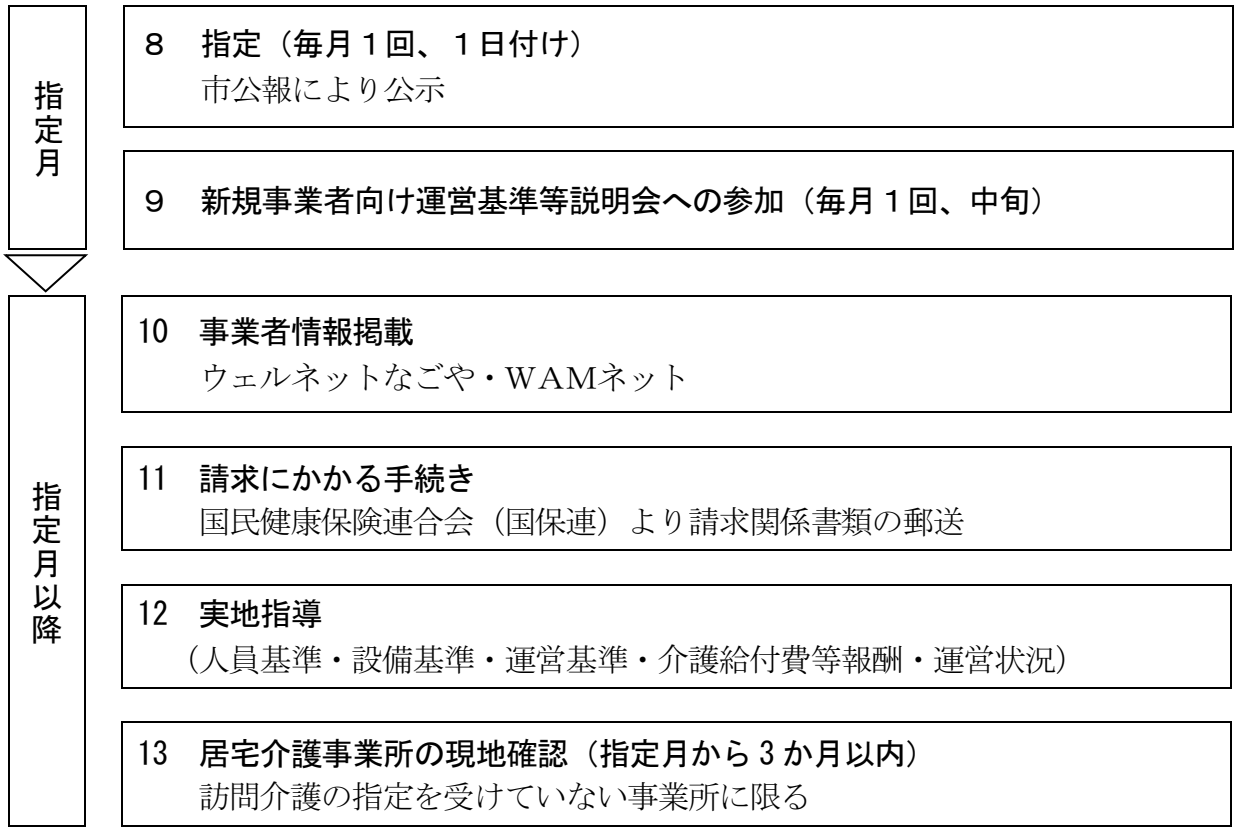

（６）指定に必要な書類

ア　様式等

○　第1号様式（指定申請書）、第1号様式別紙（他の法律において既に指定を受けている事業等について）、第2号様式（特定・障害児相談支援事業所指定申請書）

「名古屋市指定障害福祉サービス事業所等の指定等に関する規則（名古屋市規則第71号）」に規定する申請書類です。

○　付表1～16（各サービス事業の指定に係る記載事項）

各サービスの事業概要に関する申請書類です。

○　添付書類（参考様式1～35）

各サービスの基準を満たしているかどうか確認するために、申請書類に添付していただく書類です。

○　介護給付費等算定に係る体制に関する届出書（様式第5号）、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）及び別紙2～52

○　その他必要な書類

別紙「指定申請に必要な提出書類一覧」をご参照ください。

イ　申請関係書類データのダウンロード

各種申請関係書類データは「ウェルネットなごや」に掲載していますので、各自ダウンロードをお願いします。

ウ　一つの事業所内で複数の事業の指定を申請する場合

指定申請は、複数の事業をまとめて行うことができます。例としては、一つの事業所内で居宅介護と行動援護を行う場合や、多機能型事業所を行う場合等があります。

エ　複数の事業所の指定を申請する場合

指定申請は、障害福祉サービス等のサービス事業所毎に行う必要があります。

ただし、一方を従たる事業所とする取扱いを行う場合や多機能型事業所として申請す

る場合等、申請書類は（正副各）１部で足りる場合があります。詳しくは相談時にお尋ねください。

［申請書類作成例］

ある法人が２つの事業所で事業を行い、かつ、うち一方の事業所で複数の種類のサービスを行う場合

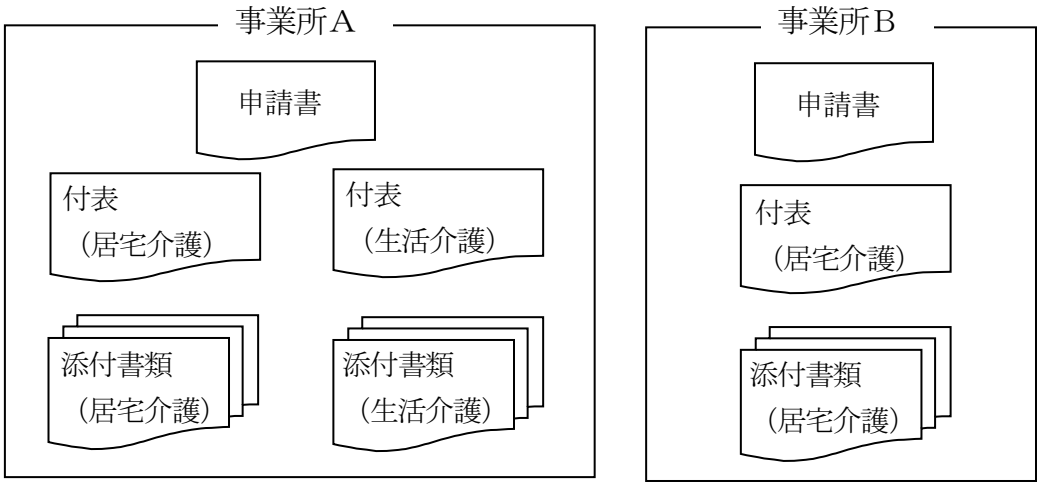

＊　１事業所単位の添付書類で、重複する書類は（正副各）１部で結構です。

＊　１事業所単位で居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合は、申請書は（正副各）１部で結構です。

オ　申請書類等の作成にあたっての注意

（ア）書類の大きさ

書類の大きさは、図面など特に必要な場合を除き、Ａ４版で作成してください。Ａ４版より大きい場合はＡ３版で作成してＡ４の大きさに折り込んでください。

（イ）書類の提出部数

受理の際は**正本及び副本（コピー）各１部**の提出が必要です。指定相談の段階では**正本１部のみ**ご用意いただければ結構ですが、受理できると見込まれる時点で正副２部を提出いただき、内容を審査の上、副本に受付印を押印して申請者に返却します。

（ウ）書類の並べ方

書類一式は、綴じずにバラバラのままで結構です。ただし、単一の書類で複数ページにわたるもの（例えば「運営規程」や「賃貸借契約書」など）については、左側をホチキス２か所どめとしてください。表紙やインデックスは付けないでください。ファイリング用の穴は開けないでください。

並べる順序は「指定申請に必要な書類一覧」の順序に従ってください。

（エ）書類作成に用いる筆記用具

書類の作成にあたっては、鉛筆や**消えるボールペンは使用しない**でください。

（オ）押印

申請書、誓約書や次項の原本証明など、申請者（法人）が押印する印鑑は、法人が法務局に登録している代表者印を押印してください。

なお、朱肉を用いないインク浸透印は使用できません。

（カ）原本証明

定款、建物賃貸借契約書、雇用契約書、各種資格証、法人の財産目録・貸借対照表

など、原本を添付することができない書類は、原本の写しを提出しますが、これらはすべて、原本証明が必要です。

また、複数ページに及ぶ書類は、割印又は袋とじも必要です。

登記簿謄本は、原本の提出が原則ですが、原本証明を付した写しの提出でも可とします。

実務経験証明書については、被証明者あての書類の場合には原本証明を付した写しを提出してください。名古屋市長あての実務経験証明書である場合はそのまま原本をご提出いただきます。

なお、印影のある書類の写しについては、原本と紛らわしいので、カラーコピーはご遠慮くださるようお願いします。

書類受付の際、写しとともに原本自体のご持参（照合の上、即時返却）をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

（キ）その他

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

（７）現地確認にあたっての主な着眼点

事項	確認内容	備考
照明	・訓練・作業に支障のない照度が確保されているか。（日中活動系） ・入居者の日常生活に支障のない照度が確保されているか。（GH）	最低基準において、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならないと規定されています。
空調設備	・訓練・作業に支障のない室温が保てるよう必要な設備器具が設置されているか。（日中活動系）	解釈通知において、空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるよう規定されています。
消火器	・必要本数が適切な位置に設置されているか。 ・有効期限の範囲内か。	消防法令に基づきます。
消防設備（誘導灯、自火報、感知器等）	消防署の指導に従い、設置が完了しているか。	
非常災害用備蓄食料等	必要な数量の食料及び飲料水が備蓄されているか。（飲料水は１人１日に3ℓ必要） ※障害者支援施設、短期入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練は3日（9食）分、その他日中活動系事業所は3食分以上の備蓄が必要です。	名古屋市基準条例において、3日分又は一時的な滞在に必要な数量の備蓄を義務付けています。
転倒防止措置	背の高いロッカー、家具等について、転倒防止措置（金具による壁面への固定やつっぱり棒など）が完了しているか。	名古屋市地域防災計画において地震災害による被害の軽減を図り、事業所における防災体制を強化するため、指導項目として規定されています。
窓や扉のガラス	飛散防止フィルムを貼るなど飛散防止措置が施してあるか。（網入りガラスなど飛散の恐れがない場合は不要）	

事項	確認内容	備考
多目的室と作業室を区画するパーテーション	・人がもたれても倒れないよう、しっかり固定してあるか。 ・高さは、区画に十分な程度に高いものか。	指定基準では、設備の基準としてそれぞれの「室」すなわち「部屋（＝壁や間仕切りで仕切られた空間）」を設けなければならないと規定されています。
相談室	パーテーションなどにより、プライバシーの確保が図られているか。	指定基準において、相談室には室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることと規定されています。
鍵付書庫	・施錠ができるか。 ・透明ガラスの場合は遮蔽してあるか。	本市障害者支援課長名通知（平成24年8月7日付け他）で盗難防止対策や個人情報の漏えい防止について依頼しています。
盗難防止対策	・防犯フィルム貼付やセンサー設置等の防犯対策を施しているか。 ・現金、通帳、印鑑等の貴重品を金庫など施錠できる場所で適切に保管しているか。 ・パソコン内の個人情報の盗難防止対策（外部メモリーの活用や本体のワイヤーロックなど）がなされているか。	
トイレ・洗面所	・共用タオルが備えられていないか。 ・和式便器の場合は、洋式変更便座の設置などの配慮がなされているか。	・指定基準において、感染症・食中毒の防止措置について規定されています。 ・指定基準において、便所は利用者の特性に応じたものであることと規定されています。
重要事項の掲示	・事業所の見やすい場所に掲示されているか。 ・必要な項目が記載されているか。	・指定基準において、重要事項を掲示するよう規定されています。 ・項目の詳細はガイドブックを参照すること。
事業所の内部全般・周囲	・平面図どおりの広さ、間取りとなっているか。 ・利用者や従業者にとって、危険な箇所はないか。（高層階の窓の手すり、床材の剥がれなど） ・事業所の範囲内において、障害福祉サービス事業以外の事業等が行われていないか。	・申請書類が正しいか審査します。 ・最低基準において、事業所の設備は利用者の特性に応じて工夫され、かつ、利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならないと規定されています。 ・指定基準において、事業所の設備は専ら当該事業所の用に供しなければならないと規定されています。

※　上記以外についても、適正なサービス提供の確保の観点で調査します。

※　現地確認には、代表者、管理者、サービス管理責任者など、責任を持って対応できる方が立ち会ってください。（新規に雇用した**管理者・サービス管理責任者の方については、本人確認のため運転免許証等身分証明書類を準備の上、必ず立会いをお願いします。**）

※　当日の開始・終了時刻については、予定が前後する場合がありますので、ご了承願います。

（８）指定

ア　指定日

毎月１日です。指定日より事業の開始が可能となります。

なお、利用者との障害福祉サービスの利用契約は、指定日前に行うことはできません。

その一方で、指定日以後は利用者の有無にかかわらず基準どおりの人員等を配置・勤務させる必要があります。

イ　指定通知書

指定日や事業所番号が記載された指定通知書は、指定日までに法人所在地に郵送します。ただし、現地確認などで事業が開始できる体制が整っていないことが確認された場合は、指定が延期となり指定通知書の発送はできません。

ウ　指定の期間

指定日から６年間です。なお、指定有効期間満了日の１か月半前までに更新申請書を提出する必要があります。

3　用語の定義等

（1）用語の定義

指定基準により、一定の用語については定義が明らかになっているところですが、以下は同基準で使用されている用語について、その意味をより分かりやすくするとともに、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものです。

用　　語	定　　義
常勤換算方法	当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ時間数であること。
勤務延べ時間数	勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として就業規則等で明確に位置付けられている時間の合計数とする。 なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。
常勤	当該事業所における勤務時間が、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。 ただし、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間としているときは、当該対象者については 30 時間勤務することで「常勤」として取り扱って良い。 なお、「常勤」として取り扱うに当たって、雇用契約における正規職員であるか、非正規職員であるかは問わない。 また、当該事業所に併設されている事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計で常勤要件の適否を判断するものであることとする。 例えば、一の事業者によって行われる事業所と他の事業所が併設されている場合、事業所の管理者と他の事業所等の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。 詳しくは次項「常勤・非常勤、専従・兼務の考え方」を参照。

用　　語	定　　義
専ら従事する、 専ら提供にあたる、 専従	原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯は、当該事業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。 詳しくは次項「常勤・非常勤、専従・兼務の考え方」を参照。
利用者の 前年度の平均値	①　当該年度の前年度（毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものとする。 また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の場合、入所等した日を含み、退所等した日は含まない。 ②　新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は定員変更をした事業者又は施設において、新設又は定員の変更分に関し、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、新設又は定員変更の時点から 6 月未満の間は、便宜上、利用定員（定員変更の場合は当該変更分の定員）の 90%を利用者の数等とし、新設又は定員変更の時点から 6 月以上 1 年未満の間は、直近の 6 月における全利用者の延べ数を当該 6 月間の開所日数で除して得た数とする。 また、新設又は定員変更の時点から 1 年以上経過している場合は、直近 1 年間における全利用者等の延べ数を当該 1 年間の開所日数で除して得た数とする。 これに対し、定員の減少の場合には、減少後の実績が 3 月以上 6 月未満のときは、直近 3 月間の利用者の数等の延べ数を当該 3 月間の開所日数で除して得た数とする。 ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

（２）常勤・非常勤、専従・兼務の考え方

		専従（専ら従事する・専ら提供に当たる）	兼務
用語の定義と４つの勤務形態の例		当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に従事しないこと	当該事業所に勤務する時間帯において、その職種以外の職務に同時並行的に従事すること
常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していること	**①常勤かつ専従** １日あたり８時間（週 40 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	**②常勤かつ兼務** １日あたり８時間（週 40 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合
非常勤	当該事業所における勤務時間が、「当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数」に達していないこと	**③非常勤かつ専従** １日あたり４時間（週 20 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種以外の業務に従事しない場合	**④非常勤かつ兼務** １日あたり４時間（週 20 時間）勤務している者が、その時間帯において、その職種に従事するほかに、他の業務にも従事する場合

①～④：事業所における通常の勤務時間が１日当たり８時間（週 40 時間）と定められている事業所において従事する者の例

【判断フロー図】

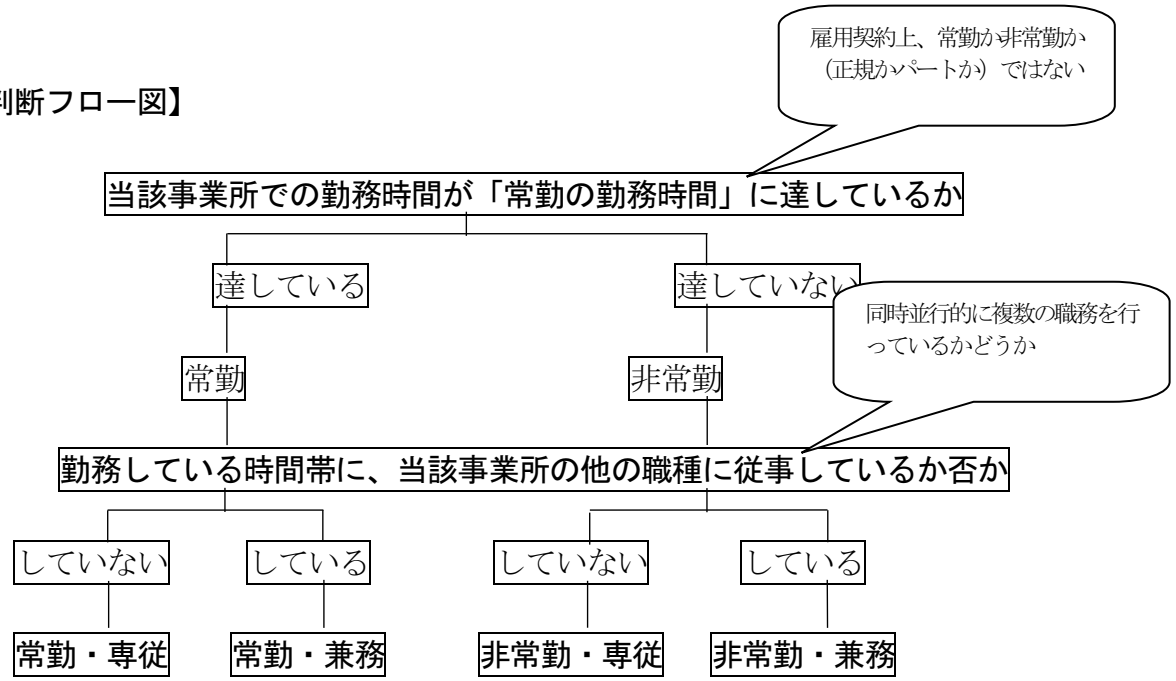

《名古屋市における基本的な考え方》

・「当該事業所における勤務時間」で考えることが基本であることから、原則として、事業所をまたぐ業務の兼任は、常勤ではなく非常勤とし、時間を分けて勤務体制表を設定するものとする。

例：居宅介護事業所のヘルパーが、併設された生活介護事業所の生活支援員としてそれぞれ月 80 時間ずつ従事する者は、双方の事業所において「**非常勤専従**」として扱う。

・事業所をまたいで兼任しており、合計の勤務時間数が常勤の従事者が勤務すべき時間数に達していた場合に、**常勤兼務**として扱う者は次に限られる。

同一建物（敷地）内において、同一の法人が運営している事業所・施設の中での兼任において、
① 事業所（又は施設）の管理者（もしくは施設長）と、別の職種１つの兼任
②「同時並行的に行われることが差し支えない」など個別に基準等で示されている組合せの兼任

・管理者が管理業務と別に兼務できるのは１つまでとし、３職種以上の兼務は業務に支障があるものとみなし、認められない（管理者のみの兼務の場合を除く）。
また、管理者が別の職種と兼務している場合、１日の従事時間の半分以上は管理業務に従事することを基本に、適切な時間数を確保すること。

例：「月・水・金＝管理業務のみ、火・木＝生活支援員のみ」は認められない。月～金のそれぞれの日において、１日の従事時間の半分以上は管理業務に従事すること。
例：「Ａ事業所の管理者＋Ｂ事業所の管理者＋Ｂ事業所の生活支援員」は３職種となるので認められない。

・相談支援専門員の兼務に関して、別途、愛知県から取扱方針（平成 25 年 3 月 21 日愛知県集団指導）が示されている。

・介護保険と異なる取り扱いになる場合がありうる。

兼務の形態について

形態	例示	常勤換算	説明
時間を分けて複数の事業所に勤務	午前中に生活介護の職員、午後は自立訓練の職員	それぞれの職種について、それぞれ勤務する時間分を常勤換算に算入	指定基準が常勤換算方法を採用しているため可能（それぞれの事業所において「非常勤専従」であって「兼務」に該当しない）
形式上は一の職種の常勤専従として働いているが、実際はその間の空き時間等を使って、他の職種の手伝いをする形態	サービス管理責任者（1 人目）などの場合	手伝った職種の常勤換算に、当該職員を算入することは不可	指定基準上、専従規定のただし書きに「利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない」とあるため可能
複数の職種を同時並行的に行い、働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる形態	管理者とその他業務の兼務※	兼務する職種が常勤換算対象職種の場合は、当該職種に従事する時間分の算入が可	日中活動系事業所とグループホームのサービス管理責任者同士の兼務も同様

（平 19.12.19 障害福祉サービスに係る Q&A を参考に名古屋市作成）

※　居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援の事業所（居宅介護等事業所）相互間での兼務、介護保険法による訪問介護（又は介護予防訪問介護）事業所と居宅介護等事業所相互間での兼務、一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援の事業所相互間での兼務について、同種の職種間での兼務はいずれも支障がないものとして認められている。

また、併設型・空床利用型短期入所事業所における従業者（管理者を除く。）については、併設する事業所の従業者として配置されているので「兼務」とは位置づけない。単独型の短期入所事業所については、日中活動系事業所に併設された短期入所事業所に限り、次のような例外的取り扱いとする。

単独型短期入所事業所の勤務形態一覧表において、日中活動系事業所の常勤職員を短期入所の従業者として配置する際、以下の条件に適合する場合は、当該職員の日中活動系事業所での勤務形態を「常勤・専従」として取り扱ってよい。

≪条件≫・対象となるのは日中活動系事業所と同一建物内にある単独型短期入所事業所のみであること。

・日中活動系事業所の職員を短期入所事業所の人員配置としてカウントした残りの勤務時間数で日中活動系事業所の人員配置を計算しても基準が満たされていること。

＜具体例＞　･･･勤務形態一覧表における勤務形態と時間数の表記の仕方

※兼務の可否についてはＰ23～27 を参照のこと。

以下の例では、Ａ事業所、Ｂ事業所、及びＣ事業所は同一法人経営で、Ａ、Ｂ、Ｃの、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数は、１日８時間（４週で 160 時間）とされている事業所とする。

各項目での表記は次のとおり。

事業所・直接処遇職員か その他職員	（特筆されていない限り） ４週間での従事時間	勤務形態

勤務形態：　①＝常勤専従　②＝常勤兼務　③＝非常勤専従　④＝非常勤兼務

直接処遇職員：生活支援員・職業指導員・就労支援員・目標工賃達成指導員・世話人・地域移行支援員

その他職員：事務員・調理員

①　原則

【１つの事業所内のみ勤務】（管理者以外の例）

Ａ・直接処遇職員	１６０時間	①

１つの事業所内で１つの職務に従事し、常勤の従業者の勤務すべき時間数に達している場合は常勤専従（雇用形態は問わないので、正規職員でなくとも「常勤」となる。）。

Ａ・直接処遇職員１	８０時間	②
Ａ・直接処遇職員２	８０時間	②

１つの事業所内で２つの職務に従事し、その時間数の合計が、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合は常勤兼務。（1・2 は別職種）

Ａ・直接処遇職員	１００時間	③

１つの事業所内で１つの職務に従事し、常勤の従業者の勤務すべき時間数に達していない場合は非常勤専従。

Ａ・直接処遇職員	８０時間	④
Ａ・その他職員	３０時間	④

１つの事業所内で２つの職務に従事し、その時間数の合計が、常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していない場合は非常勤兼務。

【２つの事業所で兼任】

Ａ・直接処遇職員	８０時間	③

Ｂ・直接処遇職員	８０時間	③

Ａ事業所とＢ事業所の掛け持ちは「兼務」ではなく、いずれの事業所でも非常勤専従。（多機能型事業所におけるサービス間の兼任や生活介護でサービス単位を分けている場合も同様に考える。）

② 管理者を含む例

②－１

Ａ・管理者	８０時間	②
Ａ・直接処遇職員	８０時間	②

管理者と別職種を兼ねる場合は常勤兼務。１日のうち半分以上は管理業務に従事することが必要（時間を分けて記載）。

②－２

Ａ・管理者	８０時間	③	Ｂ・管理者	８０時間	③

事業所の管理者同士の兼務は非常勤専従。
ただし、ＡかＢ一方の事業所が「訪問系事業所」「相談支援事業所」「ＧＨ」である場合は、②－３の取り扱いになる。

②－３

Ａ・管理者	８０時間	②	Ｂ・管理者	８０時間	②

訪問系事業所、相談支援事業所、ＧＨの管理者には常勤要件があるため、便宜上時間数は分けて記載するが、勤務形態番号は②常勤兼務とする。

②－４

Ａ・管理者	１００時間	③	Ｂ・直接処遇職員	６０時間	③

Ａ事業所の管理者と、Ｂ事業所の管理者以外の業務に従事する場合、両方において非常勤専従。管理者と別職種の兼務の場合は、時間を分けて記載する。この場合、管理業務が１日のうち半分以上とすることが必要。
ただし、Ａの事業所が「訪問系事業所」「相談支援事業所」「ＧＨ」である場合は、②－５の取り扱いになる。

②－５

Ａ・管理者	１００時間	②	Ｂ・直接処遇職員	６０時間	②

管理業務が１日のうち半分以上とすることが必要。
訪問系事業所、相談支援事業所、ＧＨの管理者には常勤要件があるため、便宜上時間数は分けて記載するが、勤務形態番号は②常勤兼務とする。

※ 「常勤の勤務すべき時間数」について

- 当該法人又は事業所で定めた「就業規則」が根拠となる。従業者が 10 人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、障害者総合支援法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要がある。
- 労働基準法上、１週間に勤務すべき時間数の下限はないが、障害者総合支援法上の定義に従い、32 時間以下で定めた場合は「非常勤」という扱いとなる。
- １週間に勤務すべき時間数の上限は一般的には 40 時間だが、福祉事業は 44 時間の特例措置が認められる場合がある。
- 常勤の勤務すべき時間数について、職種により就業時間が異なることは認められるが、就業規則等で定められていることが必要である。

・　同一職種で雇用契約の種類により勤務時間が異なる場合は、最も多い時間数を常勤の勤務すべき時間数とする。

変形労働時間制を採用している場合、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられるが、この場合も「勤務形態一覧表」を作成する当該月における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとする。

変形期間が１か月で、起算日が各月１日とした場合は、上記の最多の時間数に満たない者は「非常勤」という扱いになるので注意を要する。

なお、この場合、当該月の勤務時間数が常勤の勤務すべき時間数に満たない者であっても、変形期間の労働時間が最多の者と同じ時間数となる者は、勤務形態上は「常勤」の扱いとしてよい。(例えば、４週８休体制をとっている場合、常勤として扱うべき職員の勤務時間は、４週間の合計勤務時間数が同じ時間数になるよう勤務表を作成することが必要である。)

１か月の暦日数	法定労働時間の総枠		備考
	週平均40時間の場合	週平均44時間の場合	
３１日	177.1時間	194.8時間	小数点第2位以下切り捨て
３０日	171.4時間	188.5時間	〃
２９日	165.7時間	182.2時間	〃
２８日	160.0時間	176.0時間	

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成する上での注意

①　**祝日等、事業所の休業日**に当たり常勤の職員が勤務を要しない日がある場合は、該当日への勤務時間を記入する必要はなく、「４週の合計」欄や「週平均の勤務時間」欄も合計時間が少ないままで記載することで可。(例えば週40時間の事業所で、第1週の途中に祝日が1日あり４週の合計が152時間となった場合、週平均の勤務時間は38時間と記載するとともに、当該月の常勤換算の算定においては勤務延べ時間数を152時間で除することとなる。)→介護保険での作成要領とは異なるので注意すること。

②　**有給休暇や出張等**により、事業所で勤務する予定がない日の場合は、常勤職員の場合は出勤するものとして勤務時間数を記入し、非常勤職員の場合は勤務しないものとして勤務時間は記入しない。(平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡「運営基準等に係るＱ＆Ａ」Ⅰに準拠)

ただし、法人として常勤で雇用している職員であっても、他の事業所と兼任しているため、勤務体制上は「非常勤」となっている職員が有給休暇を取得した場合においては、勤務しなかった時間を常勤換算に算入することはできないので注意すること。

③　**常勤職員の月途中での入職又は退職**については、在職期間中は「常勤」として勤務したものとして取り扱ってよいが、当該月の常勤換算を行う上では、当該職員が当該月に勤務した時間数に応じて、非常勤職員と同様の常勤換算方法をとることとなる。

④　**産休・育休などで、暦月で１月以上勤務しない者**については、常勤換算に含めることはできないが、勤務時間数を０として職員の氏名を掲載し、運営規程等における員数に含めてもよい。

⑤　**育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者**がいる場合における取り扱いは、指定基準上常勤としての配置が必要な場合、あるいは各加算の算定要件において「常勤職員」の配置が求められる場合について「常勤」として取り扱われるとともに、常勤換算する際の計算においては、当該短縮措置対象者の勤務時間数を他の従業者の勤務延べ時間数に合算せず、別に常勤換算 1.0 人とカウントしてよいという趣旨である。（ただし、常勤看護職員等配置加算における「常勤換算方法で１以上」の要件は満たさないものとする。）

（週所定労働時間：通常勤務職員40時間、育児短時間勤務職員30時間の場合）

労働時間	週40時間	週34時間	週32時間	週30時間
通常勤務職員	1.0	0.85	0.8	0.75
	40H／40H	34H／40H	32H／40H	30H／40H
育児短時間勤務職員		1.0	1.0	1.0
		34H／34H	32H／32H	30H／30H

⑥　事業所間の兼務に関し、**介護保険法による訪問介護（又は介護予防訪問介護）事業所**と居宅介護等事業所との間で同時並行的に兼務が可能と示されているが、勤務形態の表記については「兼務」とする必要はなく、いずれの事業所においても「専従」として取り扱ってよい。したがって、例えば１日８時間勤務の事業所のヘルパーが常勤専従の場合、介護保険と障害福祉とで時間を分けて勤務形態一覧表を作成する必要はなく、いずれも８時間と記載してよい。

⑦　**従たる事業所**を設ける場合、勤務形態一覧表はそれぞれの事業所で別々に作成するが、管理者とサービス管理責任者については、従たる事業所への掲載は省略してよい。サービス提供職員で主たる事業所と従たる事業所の双方に配置される者については、配置される時間を分けて計上するとともに、合計の勤務時間が、常勤の勤務すべき時間数に達している場合は、それが同じ職種であっても、勤務形態は双方の事業所とも「常勤・兼務」で整理することとする。

（３）兼務可否判定図

【留意事項】　ここには問合せの多いケースについて示したものであり、記載のない兼務でも認められない場合があるので、不明な場合は必ず照会されたい。

原則

日中活動系

管理者

・専従であれば、常勤非常勤問わないが、管理業務に支障がない勤務時間を確保すること。
・福祉経験２年以上、社会福祉主事任用資格等
・就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）のみ、企業経営経験者も可
・基準該当は介護保険の取り扱いに従うこと

サビ管

・常勤専従（2 人目以降のサビ管は非常勤可。他との兼務（常勤換算）も可）
・利用者数 60 名まで１人で対応可能

ＧＨ

管理者

・常勤専従(管理上支障がない場合、他の職務、又は他の事業所、施設等との職務に従事することは可能)
・知識及び経験が必要。

サビ管

・定員 20 名以上の事業所は基本的に専従。常勤非常勤は問わないが適切な業務遂行に必要な勤務時間を確保すること。
・利用者数 30 名まで１人で対応可能。

兼務関係（１）【1 人目のサビ管について】

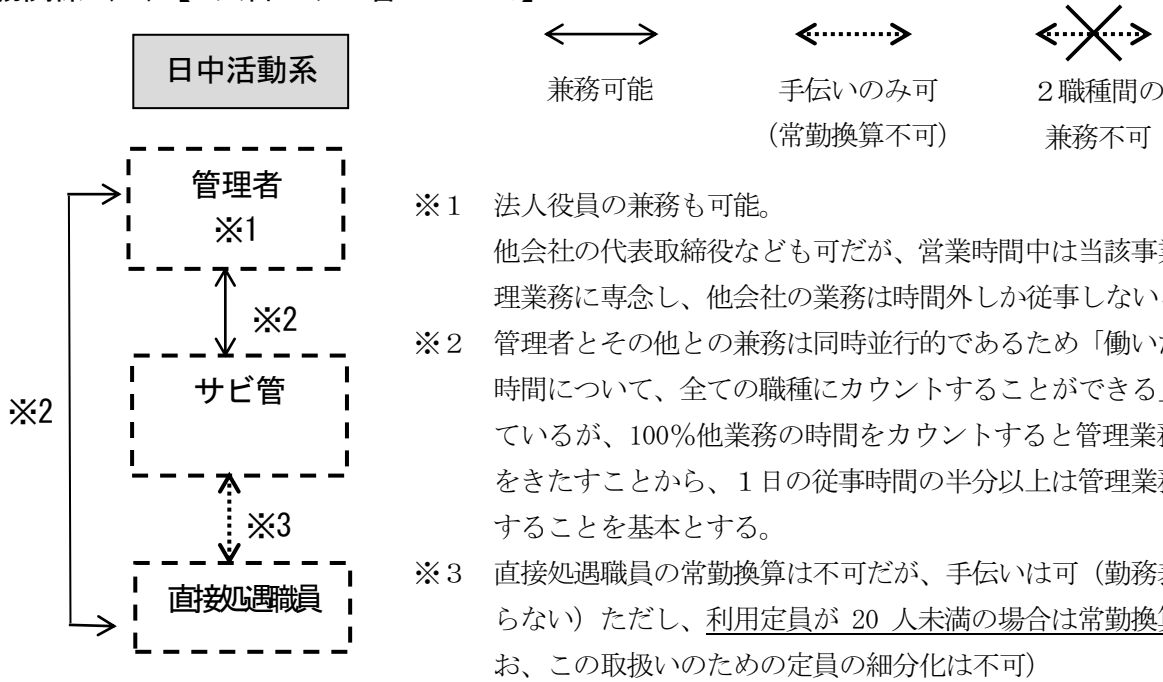

※１　法人役員の兼務も可能。
他会社の代表取締役なども可だが、営業時間中は当該事業所の管理業務に専念し、他会社の業務は時間外しか従事しないこと。

※２　管理者とその他との兼務は同時並行的であるため「働いた全ての時間について、全ての職種にカウントすることができる」とされているが、100%他業務の時間をカウントすると管理業務に支障をきたすことから、１日の従事時間の半分以上は管理業務に従事することを基本とする。

※３　直接処遇職員の常勤換算は不可だが、手伝いは可（勤務表には入らない）ただし、利用定員が 20 人未満の場合は常勤換算可（なお、この取扱いのための定員の細分化は不可）

兼務関係（２）【２事業所間での兼務】

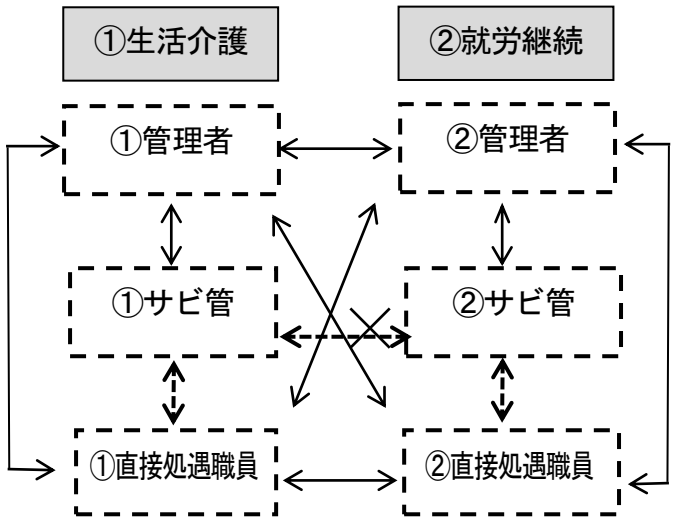

例外的に認められる兼務関係
- 居宅介護等訪問系サービスと訪問介護等
- 一般・特定・障害児相談支援事業所相互
- 併設型・空床利用型短期入所とその本体事業所（施設）
- 生活介護事業所等において行われる単独型短期入所と当該生活介護事業所等

①管理者－②管理者－①又は②サビ管は不可

①管理者－②管理者－①又は②直接処遇職員は不可

①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員は不可

兼務関係（３）【多機能型事業所における兼務】

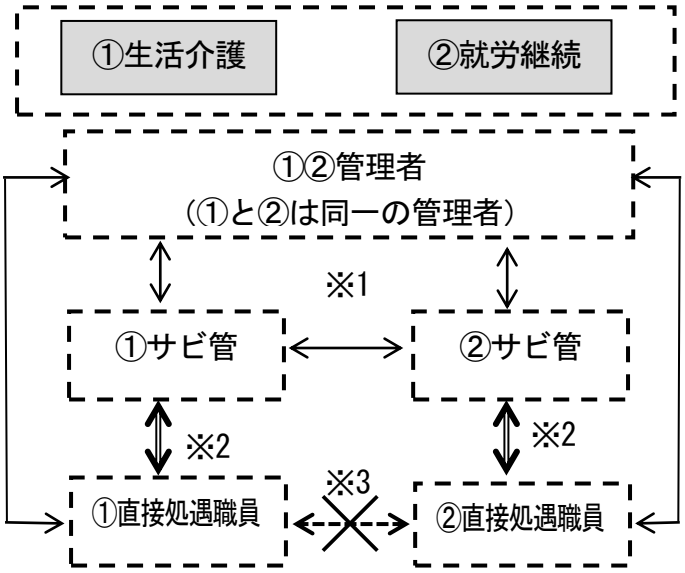

多機能型

※１　多機能型事業所の利用者数 60 人以下の範囲であれば、管理者と各サービスのサビ管は全て兼務可。

※２　重度の障害児等の対応をする利用定員 20 人未満の多機能型事業所ならば、常勤換算可。

※３　直接処遇職員同士の兼務は不可
（勤務日・勤務時間を分ければ兼任は可能）

①②管理者－①サビ管－②サビ管は可

①②管理者－①又は②直接処遇職員は可

①②管理者－①サビ管－①又は②直接処遇職員は不可

兼務関係（４）【日中活動系と就労定着支援での兼務】

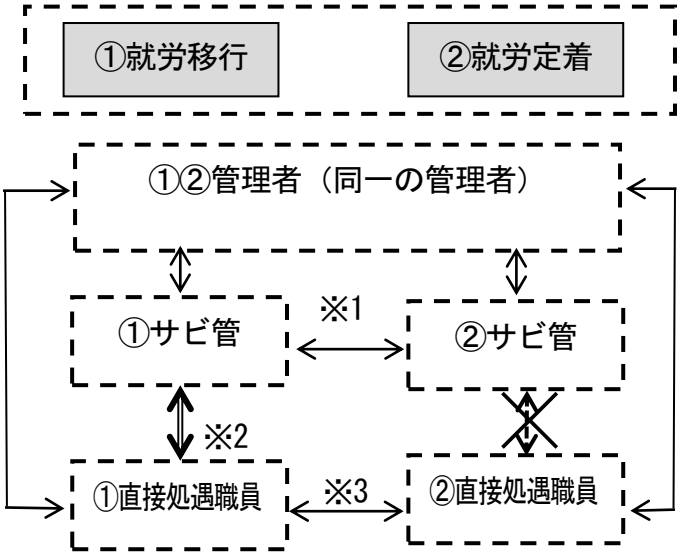

※１　2 事業所の合計利用者数 60 人以下であれば、管理者と各サービスのサビ管は全て兼務可。

※２　利用定員 20 人未満の事業所ならば、常勤換算可。

※３　①就労移行支援事業所の常勤職員が兼務する場合、就労定着支援員の常勤換算に含むことは不可。

①②管理者－①サビ管－②サビ管は可

①②管理者－①又は②直接処遇職員は可

①②管理者－①サビ管－①又は②直接処遇職員は不可

兼務関係（５）【ＧＨ間での兼務】

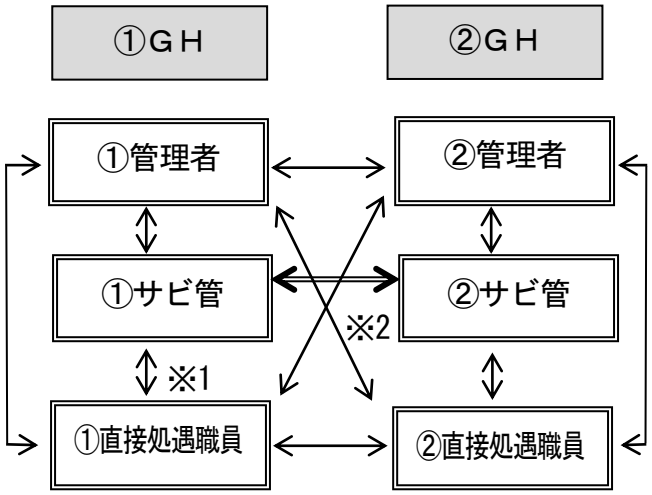

※1　直接処遇職員の常勤換算可
　この場合、「世話人」と「生活支援員」のどちらかの職種を兼務することが可。
※2　GH 定員の合計が 30 人までは可だが、
　定員 20 人以上の事業所は専従に努めること。

①管理者－①サビ管－②管理者は不可
①管理者－①サビ管－①直接処遇職員（世話人及び生活支援員）は可
①管理者－②管理者－①又は②直接処遇職員は不可
①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員は不可

兼務関係（６）【日中活動系とＧＨの間での兼務】

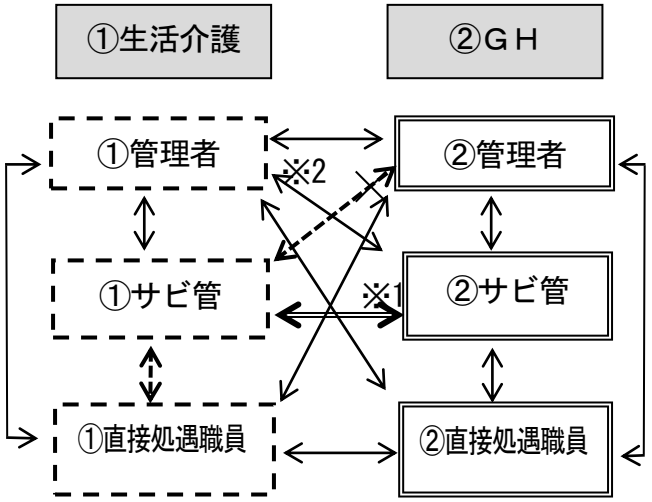

※1　日中系は 60 人まで、GH は 30 人まで。
　1 人のサビ管で対応可能な利用者数の計算
　60 人≧日中系の利用者数＋GH 利用者数×2
※2　GH が 20 人未満の場合に限り可。
①管理者－①サビ管－②管理者は不可
①管理者－①サビ管－②サビ管は
　両事業所の合計定員が、1/2 人のサビ管で対応可能な人数以内の場合は可
①サビ管－②管理者－②管理者は不可
①サビ管－②管理者－②サビ管は不可
①管理者－②管理者－②直接処遇職員は不可
①管理者－①サビ管－②直接処遇職員は不可
②管理者－②サビ管－①直接処遇職員は不可
①管理者－①直接処遇職員－②直接処遇職員
　は不可

原則

居宅介護

管理者

・常勤専従
・管理業務に支障がなければ当該事業所の従業者又は同一敷地内若しくは隣接地にある他の事業所、施設等の職務（サービス提供職員は原則不可）との兼務可。
・資格要件はない。

サ責

・1 人以上は常勤専従。管理者との兼務は可。
・非常勤については常勤の勤務すべき時間の 1/2 以上の勤務要。
・介護福祉士等の資格要件

相談支援

管理者

・専従であれば、常勤非常勤問わない。
・管理業務に支障がなければ他の業務又は併設する他の事業所、施設等の職務との兼務可。
・資格要件はない。

相談支援専門員

・専従であれば、常勤非常勤問わない。
・一定の条件の下、併設する他の事業所、施設等の職務との兼務可。
・実務経験＋研修修了

兼務関係（７）【居宅介護事業所と相談支援事業所の間での兼務】

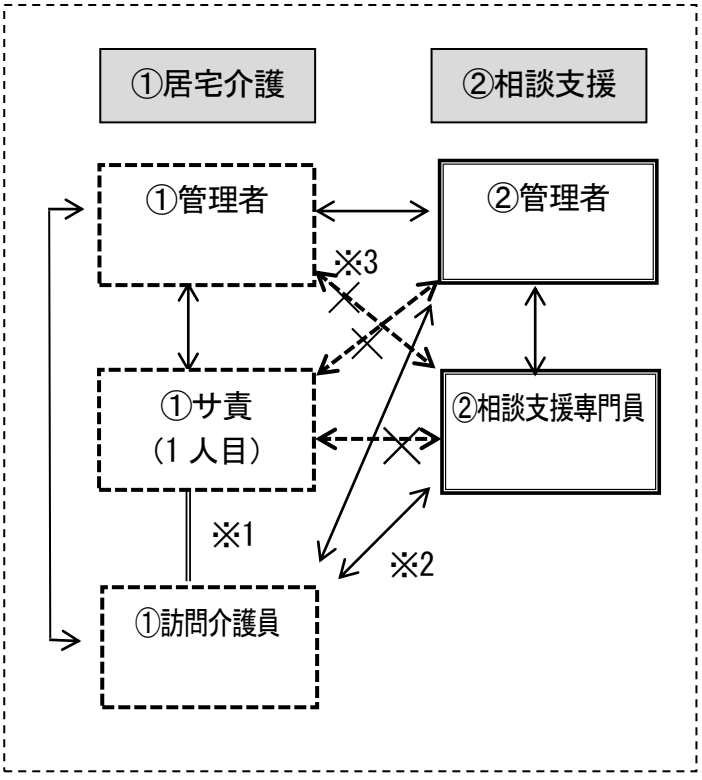

→　同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1　サ責は訪問介護員（従業者）の中から選任されるので、「兼務」というのは正しくない。

※2　相談支援専門員は営業時間の半分以上の時間は配置される必要がある。

※3　居宅介護事業所の管理者は、常勤とされているが、相談支援専門員には専従要件があり、同時並行的に管理業務を行うことが不可能であるため。

①訪問介護員－②管理者－②相談支援専門員は不可

①管理者－①サ責－②相談支援専門員は不可

兼務関係（８）【居宅介護支援事業所（ケアマネ）と相談支援事業所の間での兼務】

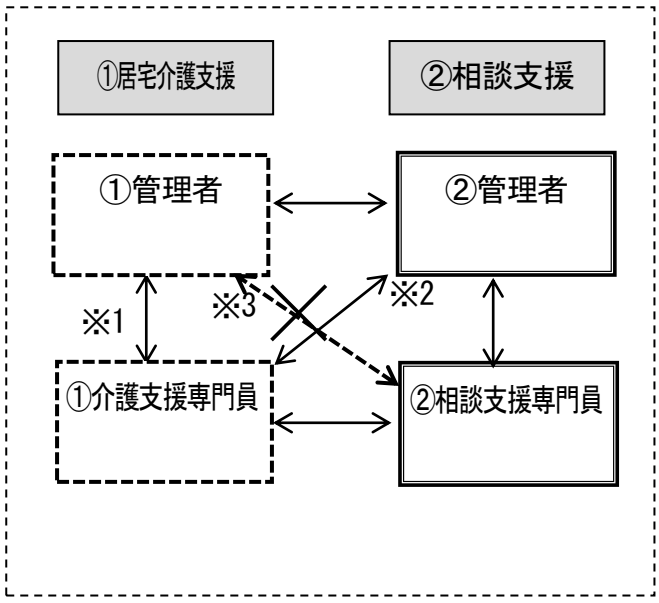

→　同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1　居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないことから、兼務は可。

※2　管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、原則として、他の事業所の職務と兼務することは認められていない。（ただし、相談支援事業所の管理者との兼務は認められる場合もあり、介護保険課に要確認）

※3　居宅介護支援事業所の管理者は、常勤とされているが、相談支援専門員には専従要件があり、同時並行的に管理業務を行うことが不可能であるため。

①管理者－②相談支援専門員は不可

①管理者－①介護支援専門員－②管理者は不可

①管理者－①介護支援専門員－②相談支援専門員者は不可

①管理者－②管理者－②相談支援専門員は不可

①介護支援専門員－②管理者－②相談支援専門員は不可

兼務関係（９）【居宅介護支援事業所と居宅介護事業所（訪問介護）の間での兼務】

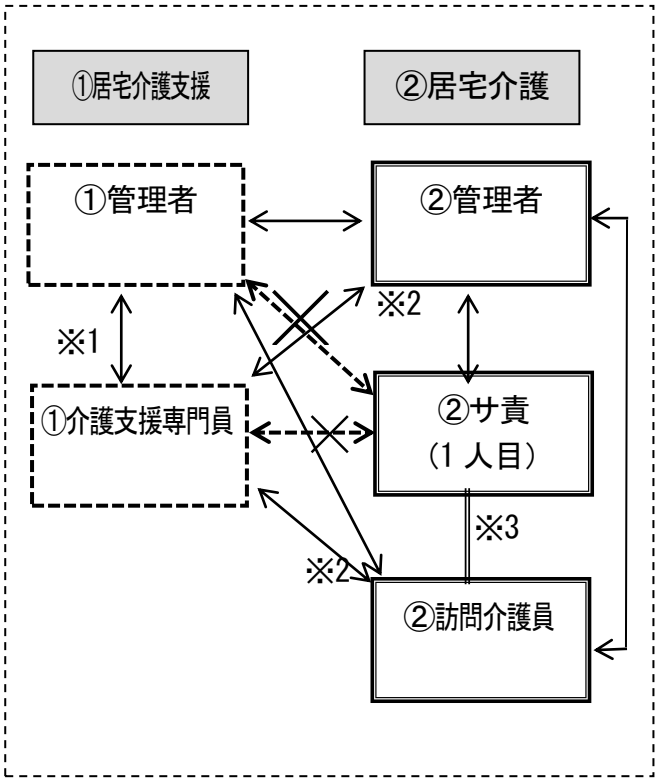

→　同一敷地・隣接・近接地内に併設が前提

※1　居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員でなければならないことから、兼務は可。

※2　管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、原則として、他の事業所の職務と兼務することは認められていない。

※3　サ責は訪問介護員（従業者）の中から選任されるので、「兼務」というのは正しくない。

①管理者－①介護支援専門員－②管理者は不可

①管理者－①介護支援専門員－②訪問介護員は不可

①管理者－②管理者－②サ責は不可

①管理者－②管理者－②訪問介護員は
１人ケアマネの場合は４職種となるので不可
（１人ケアマネでない場合は可）

４　留意事項

（１）事業者の定款

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法（※1)）に基づく指定事業所は、法人である必要があり（※2)、また、法人の定款の目的の中に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」等、障害の事業を行うための適切な文言の記載が必要となります。

ただし、社会福祉法人や医療法人、消費生活協同組合など、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、当該所轄庁の指導に従ってください。(特定非営利活動法人については下記の事業名で問題ありません。)

また「障害福祉サービス事業」の記載があれば、「居宅介護」など個々のサービス名の記載は不要ですし、「地域生活支援事業」には「移動支援事業」と「地域活動支援事業」が含まれますが、相談支援を行う場合は、下記に掲げるそれぞれの実施する事業をすべて記載する必要があります。

なお、就労継続支援Ａ型事業者については、「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、定款の目的の中に当該Ａ型事業で行う事業目的以外で社会福祉事業（※3）に該当しない事業目的が記載されている場合は認められませんのでご注意ください。(特定非営利活動法人は例外あり。)

※1「障害者総合支援法」の表記は略称のため、定款や運営規程などでの表記は正式名称でなければなりません。

※2　療養介護及び短期入所において病院又は診療所が実施する場合を除く。

※3　社会福祉法第２条に掲げる「第１種社会福祉事業」及び「第２種社会福祉事業」に該当するものをいう。

定款に記載すべき事業名〔障害者支援課所管分〕

- **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業**
- **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業**
- **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業**
- **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業**
- **児童福祉法に基づく障害児相談支援事業**

介護保険法に基づく事業や児童福祉法に基づく事業（障害児相談支援事業を除く）については、それぞれの所管課でご確認ください。

・介護保険法関係：健康福祉局介護保険課居宅指定係（電話　052-972-3487）
　　施設指定係（電話　052-972-2539）
・児童福祉法関係：子ども青少年局子ども福祉課子ども発達支援係（電話　052-972-2520）

（２）基準の遵守

指定日以後は、実際に利用者がいるかどうかに関わらず基準上の人員体制を確保するなど、各サービスにおける基準を遵守する必要があります。

本市では、指定障害福祉サービスの質の確保及び自立支援給付（報酬支払）の適正化を図ることを目的に事業所の指導（**集団指導・実地指導**）を定期的に実施しています。

新規指定障害福祉サービス事業者等向け運営基準等説明会で配付される「**ガイドブック**」や**集団指導での配付資料**には、**過去の実地指導における指摘事項や報酬返還に至った事例**な

どが掲載されていますので、これらを参考にして人員・設備・運営基準や報酬算定に関する要件を十分に理解した上で事業を運営する必要があります。

公費を財源として運営されている制度において、基準違反や不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。

基準違反や不正な報酬請求などに対しては、障害者総合支援法に基づく監査等が行われ、場合によっては指定の取消など、行政処分をとらざるを得ないケースがあります。

本市といたしましても、集団指導やウェルネットなごやなどで様々な情報の提供に努めてまいりますが、制度を正しく理解し、適正に事業を運営することは**事業者としての責務**であるということをしっかり認識していただくようお願いします。

（３）他法について

日中活動系サービスや居住系サービスなど、施設を使用してサービス提供する場合は、建築基準法や消防法等の遵守が必要です。

既存建物を事業所として使用する場合、自己所有、賃貸を問わず、建築基準法上の手続き（用途変更等。建物登記簿記載の「用途」のことではありません。）を要する場合がありますので、必ず事前に所管部署（名古屋市住宅都市局建築審査課又は民間の指定確認審査機関など）で確認してください（確認した内容を記載した書面（参考様式 22 又は 22-2）を申請書に添付していただきます)。手続きが必要な場合は現地確認時までに手続きを完了する必要があります。

また、既存建物を事業所として使用する場合、新たに消防設備の設置等が必要になる場合がありますので、必ず事前に建物が所在する区の消防署で確認してください（確認した内容を記載した書面（参考様式 22 又は 22-2）を申請書に添付していただきます)。設備の設置が必要な場合は現地確認時までに設置を完了する必要があります。

就業規則等従業者の労務管理については、労働基準法等の遵守が必要です。疑問がある場合には所轄の労働基準監督署にご相談ください。その他、労働保険・社会保険制度の適用等（公共職業安定所や年金事務所への届出)、事業者（事業主）として求められる法令を遵守する必要があります。

さらに、生産活動などを行う場合、そのための許認可や届出が必要となる場合（飲食店経営や食品の製造など。次頁に掲げる事例を参照してください。）がありますので関係機関へ事前相談を行うなど注意が必要です。

（４）インターネットの活用

事業者報酬の請求等で、インターネットへ接続できる環境が必要となります。また、事業者の方に対する制度変更の周知、加算届出や研修開催の案内など、名古屋市からのお知らせは、市のウェブページ（ウェルネットなごや）に掲載します。災害時など緊急の情報もありますので、頻繁にご確認いただきますようお願いします（なお、新着記事を掲載した際には、フェイスブックやツイッターでもお知らせしておりますので、ご活用ください)。

ウェルネットなごや　http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/top

【参考】

就労系事業所等において生産活動等を行うにあたり事前に確認が必要と思われる他法の許認可手続きの例

（これまでの相談事例より。いずれも下請け、受託の場合は不要となることがありますので、各関係機関にご相談ください。）

事業内容	許認可（根拠法）	問合せ先
飲食店の営業や食品の製造・加工等食品を取り扱う事業	食品営業許可 （食品衛生法）	事業所の所在地を所轄する保健センター
あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうを業とする施術所の営業	施術所開設届（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律） ※マッサージ、はり、きゅうを無資格者が施術することは不可。	事業所が所在する区を所管する担当センター （所在区）→（担当保健センター） 千種、昭和、瑞穂、名東 →千種保健センター 西、中村、熱田、中川 →中村保健センター 東、北、中、守山 →中保健センター 港、南、緑、天白 →南保健センター
特養や病院のおむつやリネンの洗濯、たたみ作業	クリーニング所開設届 （クリーニング業法） ※特養等と同一法人が運営する事業所については届出が不要となる場合あり。	
あき缶、あきびん等の資源回収、洗浄、圧縮等のリサイクル作業	一般廃棄物処理業許可又は産業廃棄物処理業許可・施設の設置許可 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律）	名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
リサイクルショップやネットオークションにおける「古物」の売買	古物商許可 （古物営業法）	事業所の所在地を所轄する警察署
中古自転車や中古の電線類を買い取り又は引き取り、金属とその他に分類して、金属部分を金属くずとして他の業者などに販売する事業	事業内容によっては、上記の一般廃棄物処理業許可又は産業廃棄物処理業許可、あるいは古物商許可を要すると判断される場合もありうるので各関係機関への事前相談が必要。	

５　名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修の受講について

（１）趣旨

障害福祉サービスを提供するにあたり、障害特性（身体、知的、精神、発達障害）の理解や、障害福祉サービス事業の制度についての理解は必要不可欠です。その知識が不足したまま障害福祉サービス事業を開始することは、「利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない」という指定基準の一般原則が遵守できないことが懸念されます。

そこで平成 26 年 10 月 1 日以降事業を開始する事業者で、初めて障害福祉サービス事業に参入される事業者の方は、事業を開始する前に、本市主催の研修を受講していただくこととしましたので、該当する方は、次により受講の申込みをしていただきますようお願いします。

（２）対象者

ア　必須受講者

新規参入事業者であり、（ア）又は（イ）に該当する方

（ア）　法人格取得済みの場合　　代表者と管理者の予定者

（イ）　法人格未取得の場合　　代表者の予定者と管理者の予定者

イ　任意【定員枠に空きがある場合】

障害福祉サービスの実務経験がない者で従業者として勤務する予定の方（すでに事業を実施している事業所へ勤務する予定の方でも可）

（３）開催時期

原則、毎月１回開催予定

開催日程は順次、ウェルネットなごやでお知らせします。

（２）のアに該当する方は、できるだけ指定申請書が受理される前に、この研修を受講してください。

（４）申込方法

前月末日までに、名古屋市障害福祉サービス事業新規参入者研修受講申込書（様式はウェルネットなごやに掲載されています）に記入し、次の提出先へ郵送（若しくは持参）してください。

【提出先】〒460-8508（住所不要）

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課　指定指導係

（５）受講決定・受講料

研修予定日の約２週間前までに　研修受講者決定通知書を法人代表者あて送付します。

１事業者につき　**２，０００円**　の受講料（当該年度内に限り何人受講しても同額です。）が必要です。

研修受講の修了証書に同封されている納入通知書で別に定める期日までに納入していただきます。

（6）研修日程（原則同一日に開催）

午前（3 時間）　講義

午後（約 1～2 時間程度）　施設見学

※　講義の会場と見学する施設は場所が異なり、その間を移動していただく場合がありますので、ご了承ください。

（7）講義の内容

・身体障害、知的障害、精神障害及び発達障害について各障害の特性

・障害福祉サービスの制度概要等

（8）本研修の位置づけ

厚生労働省が定める指定基準の一般原則において、指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、**障害の特性**その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供することとなっており、こうした基準に従って**適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められる場合、指定を受けることができません**。

そこで、名古屋市では、事業所の指定基準として「名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」で「**利用者の障害の特性に関する理解を深めるために必要な研修**を実施しなければならない」と規定しておりますので、この研修を受講した上で、従業者への研修を行っていただくこととなります。

したがって、障害特性の理解が十分でない新規参入の事業者の責任者の方々につきましては、**指定を受けるための前提条件として、本研修の受講をお願いしています**ので、ご理解くださるようお願いします。

Ⅱ　各種障害福祉サービス編

1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（1）サービスの概要

ア　居宅介護

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うもの。

居宅介護サービスの分類	
身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のため、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

イ　重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者が自宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うもの。（※平成 26 年 4 月 1 日から制度改正）

ウ　同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの。

エ　行動援護

利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うもの。

※通院等乗降介助の提供について

通院等乗降介助を行う場合は、居宅介護事業所を運営する法人が、道路運送法の事業許可（次のいずれかの許可）を受けていることが要件となる。

・道路運送法第 4 条許可（一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
・道路運送法第 4 条許可（患者等輸送サービスに限定した一般乗用旅客自動車運送事業の許可）
・道路運送法第 43 条許可（特定旅客自動車運送事業の許可）
・道路運送法第 78 条第 3 号許可（自家用自動車有償運送の許可）
・道路運送法第 79 条許可（福祉有償運送及び過疎地有償運送の登録）

通院等乗降介助のサービスを提供する場合は、指定申請時に次の １～５ の書類を提出する必要がある。

1 参考様式 17（「通院等のための乗車又は降車の介助」の提供体制に関する申立書）
2 運営規程
「通院等のための乗車又は降車の介助」を行う場合には、指定居宅介護の内容として運営規程に明示する。
3 利用料金表
4 一般旅客自動車運送事業等の許可書又は自家用有償旅客運送者登録証の写し
5 自動車検査証の写し

（2）人員基準について

ア 管理者 １人

資格要件：常勤かつ専従であり、管理業務に従事するもの。
管理業務に支障がないと判断できる場合、例外的に兼務が認められている。
（以下の①及び②の場合、基本的に兼務は可能であるが、管理業務に支障があると判断されれば兼務が認められない場合もある。）
①当該居宅介護事業所の従業者
②同一敷地内若しくは隣接地にある他事業所の従業者若しくは管理者

イ サービス提供責任者

必要人員、事業規模に応じて、常勤かつ専従の者１人以上
※ ①、②、③より算定した数のいずれか低い方の基準以上
① 当該事業所の月間のサービス提供時間が450時間又はその端数を増すごとに1人以上の追加
② 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
③ 当該事業所の利用者の数が40人（注）又はその端数を増すごとに1人以上

（注）次に該当する場合は「50人」とすることができる。
常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者（居宅介護従業者として行ったサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が、1月あたり

30 時間以内であること）を１人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合（居宅介護従業者の勤務調整（シフト管理）について、業務支援ソフトなどの活用により、迅速な調整を可能としていること、 利用者情報（居宅介護計画やサービス提供記録等）について、タブレット端末やネットワークシステム等のＩＴ 機器・技術の活用により、職員間で円滑に情報共有することを可能としていること、 利用者に対して複数のサービス提供責任者が共同して対応する体制（主担当や副担当を定めている等）を構築する等により、サービス提供責任者業務の中で生じる課題に対しチームとして対応することや、当該サービス提供責任者が不在時に別のサービス提供責任者が補完することを可能としていることなどの取組により、基準においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化・効率化が図られていることが必要である。）

＜サービス提供責任者の配置基準の概要＞

サービスごとの基準

「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」のいずれかにより算出された員数

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40 人ごとに１人(※1)(※2)	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
同行援護	40 人ごとに１人(※1)	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
行動援護	40 人ごとに１人(※1)	450 時間ごとに１人	10 人ごとに１人
重度訪問介護	10 人ごとに１人	1,000 時間ごとに１人	20 人ごとに１人
移動支援	30 人ごとに１人(※3)		
訪問介護等	40 人ごとに１人(※1)(※2)		

・この表により算出されるサービス提供責任者の員数については常勤換算方法によることができるが、常勤で配置すべき員数は別途定められており、非常勤で配置できる場合でも常勤の勤務時間の２分の１以上勤務する者でなければならない。
・「訪問介護等」とは介護保険における「訪問介護」及び「予防専門型訪問サービス（介護予防訪問介護を含む。）」をいう。
・「利用者数」「サービス提供時間」「従業者数」は前３月の平均とする。

※1　常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している事業所において、一定の要件を満たす場合は「50 人ごとに１人」とすることができる。

※2　通院等乗降介助のみを利用したものは、0.１人として計算する。

※3　移動支援に係る配置基準は名古屋市における移動支援事業に適用されるもの。なお、居宅介護等と合わせた事業の規模に応じて算出されるサービス提供責任者の員数に関わらず、※3 の配置基準は満たす必要がある。

上記の※１及び※２は、以下の各表中でも適用される。

複数のサービスを行う事業所　次のＡ又はＢ（１）～（３）により算出

Ａ. 障害福祉サービス（居宅介護等）と訪問介護等とを合わせて算出する場合

サービス名	利用者数	
重度訪問介護の利用者数	10 人以下の場合	10 人を超える場合
居宅介護	40 人ごとに 1 人	重度訪問介護利用者 10 人ごとに 1 人 ＋ それ以外の利用者 40 人ごとに 1 人
同行援護		
行動援護		
重度訪問介護		
移動支援		
訪問介護等		

Ｂ. 障害福祉サービスのうち複数サービスを併せて行う場合（訪問介護等とは別々に算出し合計する）

（１）重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が 10 人以下の場合）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			
移動支援			

（２）重度訪問介護とそれ以外を合わせて算出する方法（重度訪問介護の利用者が 10 人を超える場合）

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	重度訪問介護利用者 10 人ごとに 1 人 ＋ それ以外の利用者 40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人
同行援護			
行動援護			
重度訪問介護			
移動支援			

（３）重度訪問介護とそれ以外を別々に算出して合計する方法

サービス名	利用者数	サービス提供時間	従業者数
居宅介護	40 人ごとに 1 人	450 時間ごとに 1 人	10 人ごとに 1 人
同行援護			
行動援護			
移動支援			
重度訪問介護	10 人ごとに 1 人	1,000 時間ごとに 1 人	重度訪問介護専従の 従業者 20 人ごとに 1 人 ＋ 重度訪問介護とその他の 双方の従業者 10 人ごとに 1 人

＜資格要件＞

	介護福祉士	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）						厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
		実務者研修	介護職員初任者研修 居宅介護職員初任者研修	介護職員基礎研修	居宅介護従業者養成研修課程（1級）・訪問介護員（1級）※1	居宅介護従業者養成研修課程（2級）・訪問介護員（2級）	行動援護従業者養成研修 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）	
居宅介護	○	○	△※2	○	○	△※2		
重度訪問介護	○	○	△※2	○	○	△※2		
同行援護	△※3	△※3	△※2･3	△※3	△※3	△※2･3		○
行動援護	△※5	△※5	△※2･5	△※5	△※5	△※2･5	※4	

上記表の○はその資格だけで要件を満たすことを指す。
上記表の△は以下の要件も必要であることを指す。

※１　看護師（准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の１級課程の修了の要件を満たすものとする。

※２　実務経験３年以上（介護保険では30％減算だが、障害は10％減算（居宅介護のみ））。

※３　上記表の「同行援護」の△の資格要件に該当するものであって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者。
なお、同行援護従業者養成研修課程（一般課程）に相当するものはP. 39 の愛知県通知を参照。

※４　「行動援護」は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に３年以上従事した実務経験がある者。

※５　「行動援護」は平成33年3月31日までの間に限り、居宅介護に係るサービス提供責任者の資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に５年以上従事した実務経験がある者でも可。

（注）実務経験及び日数換算について
1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることをいうものとする。
例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

ウ　従業者（ヘルパー）

必要人員、常勤換算で２．５人以上（サービス提供責任者を含み、管理者は除く。）

＜資格要件＞

		介護福祉士	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）					みなし証明者（各サービスごと）※5	視覚障害者・全身性障害者・知的障害者外出介護従業者養成研修	厚生労働大臣が定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
			居宅介護従業者養成研修課程（1・2級）※1 訪問介護員（1・2級） 介護職員基礎研修 居宅介護職員初任者研修 実務者研修	居宅介護従業者養成研修課程（3級）・ 訪問介護員（3級） 障害者居宅介護従業者基礎研修	行動援護従業者養成研修※2 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）	同行援護従業者養成研修（一般課程）※3	重度訪問介護従業者養成研修　※4			
居宅介護	身体介護	○	○	30%減算			※6	30%減算		
	家事援助	○	○	10%減算			10%減算	10%減算		
	通院介助（身体介護あり）	○	○	30%減算			※6	30%減算	30%減算	
	通院介助（身体介護なし）	○	○	10%減算			10%減算	10%減算	10%減算	
	乗降介助	○	○	10%減算			10%減算	10%減算	10%減算	
重度訪問介護		○	○	○			※7	○	※8	
同行援護		△※9	△※9	10%減算 △※9		○			※10	○
行動援護		△※12	△※12		△※11					

上記表の○はその資格だけで要件を満たすことを指す。

上記表の△は以下の要件も必要であることを指す。

※１　看護師等（保健師・准看護師を含む。）の資格を有する者は居宅介護従業者養成研修の１級課程の修了の要件を満たすものとする。

※２　平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

※３　盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年3月31日までの間は同研修を修了したものとみなす(10%減算)。

※４　平成18年9月30日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修（重度訪問介護従業者研修の基礎研修と同じ取扱い。※６参照）を修了した者を含む。

※５「みなし証明者」とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを都道府県知事が証明した者。

※６　身体障害者の直接支援業務の従事経験がある者に限る。重度訪問介護の報酬を算定（３時間以上の場合は別に定める額）。

※７　重度訪問介護従業者養成研修のうち基礎研修のみの修了者は、加算対象者に対してのサービスは提供できない。（報酬算定できない）

※８　平成18年9月30日において、従来の全身性障害者外出介護従業者養成研修を修了した者については、「移動」部分のみサービス提供可能。

※９　居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に１年以上従事した経験を有する者。

※10　視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものと都道府県知事が認める研修に限る。

※11　「行動援護」は、行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者で、知的障害者又は精神障害者の直接支援業務に１年以上従事した実務経験がある者。（報酬30％減算の取扱いは平成27年3月31日を以って廃止）

※12　「行動援護」は平成33年3月31日までの間に限り、居宅介護に係る従業者の資格要件に加え、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に２年以上従事した実務経験がある者でも可。

・　1つの事業所で、居宅介護と重度訪問介護などの居宅系のサービスの指定を複数受けている場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はない。
・　介護保険の訪問介護事業所及び介護予防訪問介護を併せて行う場合は、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はない。

同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものと認める研修について

（平成28年3月18日付け27障福第885号愛知県健康福祉部長名通知）

１　一般課程に相当するものと認める研修

本県が指定した(旧名称)居宅介護従業者等養成研修事業者（以下「事業者」）が実施した次の年度内に修了した研修

(1) 重度視覚障害者研修課程（平成12年度～平成16年度）
(2) 視覚障害者移動介護従業者養成研修課程（平成16年度～平成23年度）
(3) 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程（平成19年度～平成23年度）

２　一般課程及び同行援護従業者養成研修応用課程に相当するものと認める研修

社会福祉法人日本盲人会連合が実施した「視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修」(平成20年度～平成23年度)

３　修了証明書について

平成18年9月30日までは、県並びに政令指定都市(名古屋市)及び中核市(豊橋市、豊田市)が事業者指定を行っていたため、修了時期や指定を受けた当時の規定により修了証明書の様式には一部相違があります。

上記１の研修名称と次のいずれかの記載等があれば、当該研修の修了者として取扱ってください。

(1) 厚生労働省が定める
(2) 厚生労働大臣が定める
(3) 愛知県居宅介護従業者等養成研修事業者指定事務取扱要綱に規定する

なお、上記の通知に基づくもののほか、「名古屋市盲人ガイドヘルパー養成研修課程」についても一般課程に相当するものと認められる。

（３）　設備基準について

ア　事務室

・事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の区画を設けること。

・他の事業の用に供するものと明確に区分される場合(事務机を完全に分ける等)は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。

・一般・特定・障害児相談支援事業所と同一の事務室とする場合、電話番号を別々にすることが望ましい。

イ　相談室

・利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース（個室・パーテーション等を利用しプライバシーが確保されていること。）

・居宅介護支援事業所や相談支援事業所など、他の事業所と共用する場合、来客の重複などに臨機に対応できるよう、予備の相談スペースを確保しておくことが望ましい。

ウ　設備・備品

・必要な設備及び備品等を確保すること。

例）　感染症予防のためのアルコールなどの消毒液、事務室・相談室で利用する机・椅子、電話・ＦＡＸ、パソコン（介護報酬請求時に使用するため）、鍵付の書庫などが必要になる。

エ　その他

・事務室又は区画、設備及び備品等については、事業所の所有物件である必要はなく、貸与等を受けているもので足りる。

・利用者等が相談室を訪れるまでの動線上において、段差等バリアフリーになっていない箇所がある場合、「従業者が適切に介助を行う」などの旨の補足説明を平面図や写真等に記載すること。

２　日中活動系

２－１　共通事項

（１）指定基準等に関する考え方

ア　人員基準

(ｱ)　管理者

資格要件	療養介護	医師
	就労継続支援 （Ａ型・Ｂ型）	次のいずれかを満たす者 ①　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事任用資格要件に該当する者を指す。同等以上の資格として社会福祉士、精神保健福祉士、介護職員初任者研修(訪問介護員 2 級)がある。） ②　社会福祉法第 2 条に規定する第一種・第二種社会福祉事業に 2 年以上従事した経験のある者 ③　社会福祉施設長認定講習会を修了した者 ④　企業を経営した経験を有する者
	生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援	上記①～③のいずれかを満たす者
責務	①　事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②　事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。	
その他	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、管理業務に支障がない場合は ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務　のいずれかとの兼務は可	

(ｲ)　サービス管理責任者

配置数	利用者が 60 人以下	１人以上の配置が必要
	利用者が 60 人以上	利用者が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上の配置が必要
	※　１人以上は常勤であること	
資格要件	次のいずれも満たす者（詳細は P. 44～を確認のこと） ①　障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援、相談支援等の業務における実務経験が 3～10 年 ②　相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了及び該当する分野のサービス管理責任者研修を修了	

業務	① 個別支援計画の作成に関すること ○ 利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ○ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を徴求。 ○ 個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ○ 作成した個別支援計画を利用者に交付。 ○ 個別支援計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 ② 利用者の心身の状況、当該事業所以外の指定障害福祉サービスの利用状況等を把握。 ③ 利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。 ④ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
その他	専ら当該事業所の職務に従事する者であること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は ①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員（常勤換算には含まない勤務となる。） のいずれかとの兼務は可

(ｳ) サービス提供職員（直接処遇職員）

専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

＜参考＞

人員基準における必要人員数の考え方

① 要件が「常勤換算で、利用者数を6で除した数以上必要」である場合

・申請しようとする事業所の利用者数を除した数が6以上の数を確保していること。

※利用者数20人の場合

20人÷6＝3.33333…人　　人員が3.4人以上必要（小数点第2位以下切り上げ）

② 要件が「常勤換算で2.5人以上必要」である場合

例：法人の常勤従業者数の週当たり勤務時間が40時間であって、下記の場合

従業者Ａ（週30時間勤務）　　従業者Ｂ（週30時間勤務）

従業者Ｃ（週25時間勤務）　　従業者Ｂ（週20時間勤務）

よって勤務時間延105時間／週

考え方

・この場合、40時間×2.5＝100時間／週の勤務が必要となる。

・算定にあたっては、従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下について切り捨てること。

105時間／40時間＝2.625

（小数点第2位以下切り捨て）→2.6

「管理者」と「サービス管理責任者」の関係イメージ

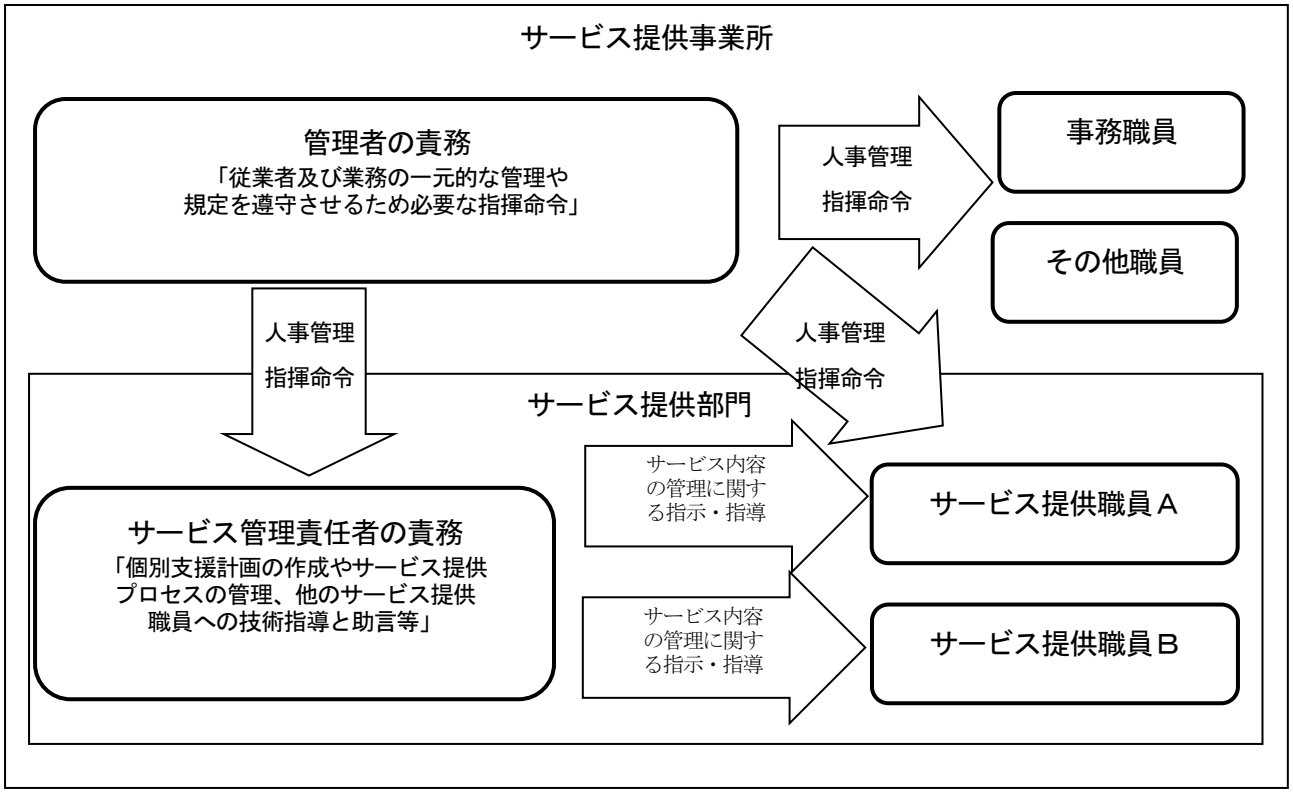

「管理者」と「サービス管理責任者」の比較

管理者	サービス管理責任者
①指定要件：専従 ②対象者像：施設長（管理職）を想定 ③要件：P. 41 のとおり ④根拠：指定基準第 51 条ほか ⑤責務：従業者及び業務の一元的な管理や規定を遵守させるために必要な指揮命令	①指定要件：専従で常勤 ②対象者像：サービス提供部門の管理職 又は指導的立場の職員を想定 ③要件：P. 44 のとおり 相談支援従事者研修（講義部分）受講 ④根拠：指定基準第 50 条ほか ⑤責務：個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理、他のサービス提供職員へ の技術指導と助言等
管理者の業務内容例	**サービス管理責任者の業務内容例**
①契約支給量の受給者証への記載・市町村への報告 ②利用者負担額の受領及び管理 ③介護給付費の額に係る通知 ④提供するサービスの質の評価と改善 ⑤利用者・家族に対する相談及び援助 ⑥利用者の日常生活上の適切な支援 ⑦利用者家族との連携 ⑧緊急時・事故発生時の対応、非常災害対策 ⑨従業者及び業務の一元的管理 ⑩従業者に対する指揮命令 ⑪運営規程の制定・変更 ⑫従業者の勤務体制の確保、研修機会の確保 ⑬衛生管理 ⑭地域、市町村、他事業者等との連携 ⑮記録の整備	①個別支援計画の作成に関する業務 ②利用者に対するアセスメント ③利用者との面接 ④個別支援計画作成に係る会議の運営 ⑤利用者・家族に対する個別支援計画の説明と交付 ⑥個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング） ⑦定期的なモニタリング結果の記録 ⑧個別支援計画の変更（修正） ⑨支援内容に関連する関係機関との連絡調整 ⑩サービス提供職員に対する技術的な指導と助言 ⑪自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助

サービス管理責任者の要件

障害者（児）の支援等に関する実務経験（詳細はP. 45 を確認のこと）があり、かつ、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を受講・修了することが要件となっている。

平成31年4月以降サービス管理責任者研修の体系が改正されており、その内容は以下のとおり。

サービス管理責任者の要件

平成 30 年度まで

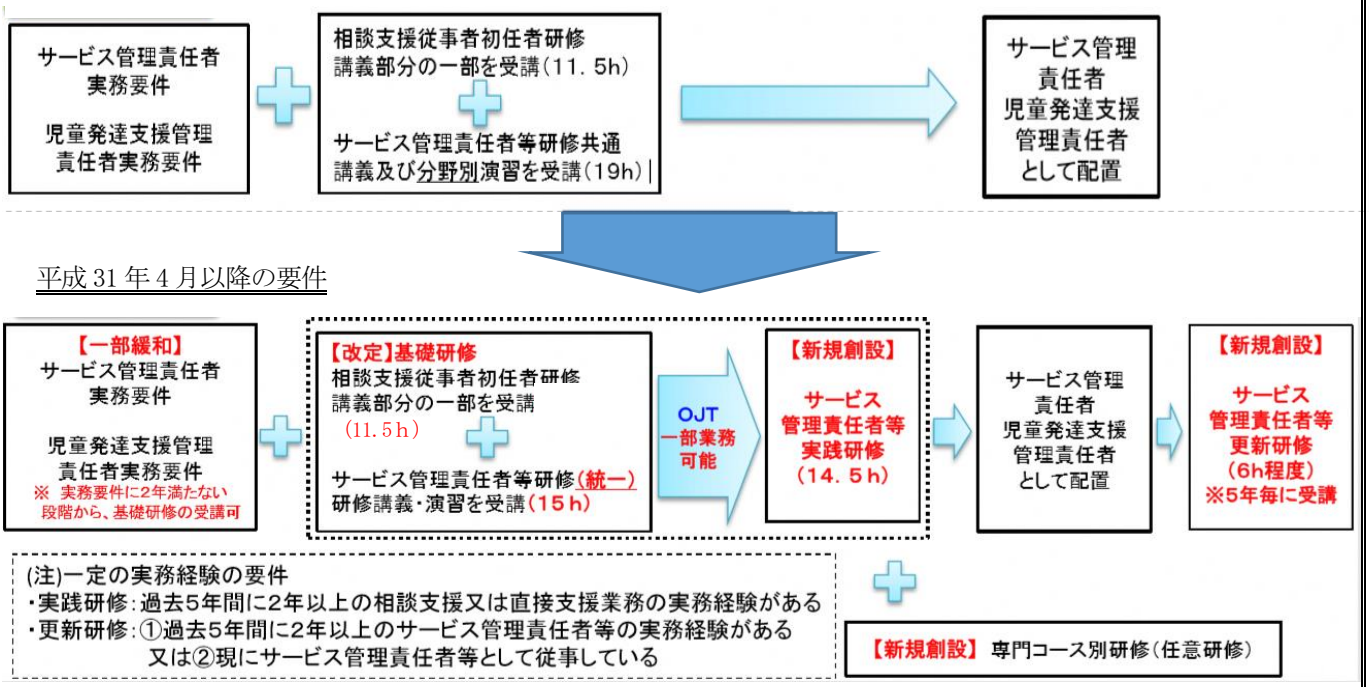

平成 31 年 4 月以降の要件

・平成３０年度までの研修体系（旧体系）において受講済みの者については、平成３１年４月以降５年間は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者として従事することが可能。ただしこの場合、５年の間に更新研修を修了し、以降５年ごとの更新研修を受講しなければならない。

・実務経験を満たす者が平成３１年４月１日以降３年以内に基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間は、サービス管理責任者とみなし、従事可能。ただしこの場合、基礎研修修了となった日から３年を経過する日までの間に実践研修を修了しなければならない。

・旧体系の研修修了者または実践研修修了者が更新研修を５年以内に受講できなかった場合は、実践研修を改めて受講する必要があり、修了証明書の交付を受けた日より再度サービス管理責任者として従事が可能。（更新研修を受講すべき期間内に更新研修を受講できなかった場合は、実践研修を修了しその証明書の交付を受ける日まではサービス管理責任者としての従事不可。）

・既にサービス管理責任者が１名配置されている場合は、実務経験を満たす者でない基礎研修修了者も２人目以降のサービス管理責任者として配置でき、個別支援計画の原案の作成が可能。

（注１）相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラム全６日間のうち講義部分の２日間（愛知県の場合）の部分をいう。

（注２）平成 16 年度までの「障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、「障害者ケアマネジメント研修修了者を対象とした相談支援従事者初任者研修（1 日）※」を受講した場合、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了したものとみなす。「平成 17 年度障害者ケアマネジメント研修」の修了者については、「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」を修了したものとみなす。

※　当該研修については平成 19 年度に実施済

サービス管理責任者の資格要件に係る実務経験内容及び必要年数について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの等
（平成 31 年 3 月 27 日改正　平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）

業務範囲		業務内容	基礎研修	実践研修
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	1 相談支援業務	①　施設等において相談支援業務に従事する者 ○　地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、 ○　児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設 発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○　障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、 救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	3 年以上	5 年以上
		②　保険医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者。 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修（従前の訪問介護員 2 級）以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等を有する者 (4)①、③、④に従事した期間が 1 年以上である者		
		③　障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者		
		④　特別支援学校における進路指導・教育相談の業務に従事する者		
		⑤　その他これらの業務に準ずると名古屋市長が認めた業務に従事する者		
	2 直接支援業務	⑥　施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○　障害者支援施設、身体（知的）障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体(知的)障害者授産施設、身体（知的）障害者福祉ホーム、身体障害者福祉センター、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床 ○　障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業 ○　保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所	6 年以上	8 年以上
		⑦　特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者		
		⑧　特別支援学校における職業教育の業務に従事する者		
		⑨　その他これらの業務に準ずると名古屋市長が認めた業務に従事する者 ○　市町村から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター		
	3 有資格者等	⑩　上記「直接支援業務」に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修（従前の訪問介護員 2 級）以上に相当する研修を修了した者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	3 年以上	5 年以上
		⑪　上記「相談支援事業」及び上記「直接支援業務」に従事する者で、国家資格等による業務に 3 年以上従事している者	1 年以上	3 年以上

用語解説

a　相談支援業務とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

b　直接支援業務とは

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

c　社会福祉主事任用資格とは

社会福祉主事に任用されるために必要な資格で、社会福祉法第 19 条に定める次のいずれかに該当するものをいう。

1　大学、短大、旧制大学、旧制高等学校、旧制専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用資格選択必修科目のうち、いずれか 3 科目以上の単位を修得して卒業した者。

2　厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者

3　社会福祉士

4　厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

5　1～4 に掲げる者と同等以上の能力を有する者として厚生労働省令で定める者〔精神保健福祉士ほか〕

※　厚生労働大臣の指定する社会福祉主事任用資格選択必修科目については
厚生労働省ホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi9.html

d　国家資格等とは

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注)実務経験及び日数換算について

1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることをいうものとする。

例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

サービス管理責任者の要件となる実務経験について

（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
（平成 18 年厚生労働省告示第 544 号）　注：平成 31 年 3 月 29 日厚生労働省告示第 109 号改正現在）

サービス管理責任者は、サービス管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修(講義部分)の修了のほか、次に掲げる実務経験があることをもって要件（「実務経験者」）とする。

・(一）及び（二）の期間が通算して５年以上である者
・(三）の期間が通算して８年以上である者
・(一）～（三）の期間が通算して３年以上、かつ（四）の期間が通算して３年以上である者

（注）実務経験及び日数換算について
1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることを言うものとする。例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

実務経験の対象となる業務（告示第 544 号参照）

（一）　a から f までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

a　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び第 78 条第 1 項に規定する地域生活支援事業、法附則第 26 条の規定による改正前の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児相談支援事業、法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条の 2 第 1 項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 4 条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

b　児童福祉法第 12 条第 1 項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の 2 第 1 項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 14 条第 1 項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

c　障害者支援施設、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 2 項に規定する救護施設及び同条第 3 項に規定する更生施設、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第 29 項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)、同法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターその他これに準ずる者

d　障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センター、同法第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

e　特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

f　健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、(四)に掲げる資格を有する者並びに a から e までに掲げる従事者及び従業者である期間が一年以上の者に限る。)

(二) 次の a から e までに掲げる者であって、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士(国家戦略特別区法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある a、c 若しくは d に規定する施設、b に規定する事業を行う場所又は e に規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 169 号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 87 号)第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの(以下、「社会福祉主事任用資格等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行った期間並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務(以下「直接支援の業務」)という。)に従事した期間

a　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

b　障害福祉サービス事業、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

c　健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第 89 条第 1 項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

d　障害者の雇用の促進に関する法律第 44 条第 1 項に規定する子会社、同法第 49 条第 1 項第 6 号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者

e　特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

(三) ㈡の a から e までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間

(四) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ　設備基準

(ｱ)　事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、設置がない場合でも基準違反とはならない。

(ｲ)　居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最低限のものとする。

(ｳ)　関係法令の遵守

ａ　消防法について

消防法令において、施設の定員、利用者の障害支援区分等に応じて、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられる。

また、使用する建物の形状等により自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備、消火器、誘導灯等の設置も義務付けられる。

その他、ビル等の複合施設の一部を利用し、事業を実施する場合は、事業用として専有することになる面積によっては、建物全体の消防設備に変更が必要となる場合がある。

そのため、事業を行う際は、事前に必ず所轄の消防署に確認のうえ、必要となる防火対策の具体的な内容について対策を講じること。

ｂ　建築基準法について

使用する建物の状況によっては、建築基準法により建物の用途変更が必要となる場合がある。(建物の検査済証の用途を確認すること。建物登記の用途ではない。)

また、変更後の用途によっては、改修工事が必要となる場合もあるため、事業を行う際は、建築部局の担当部署（名古屋市の場合は、住宅都市局建築審査課）又は民間の指定確認検査機関に確認のうえ、必要となる届出等について対策を講じること。

（２）事業者指定の単位

ア　事業者指定の単位

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、生活介護、自立訓練（機能訓練)、自立訓練（生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型)、就労継続支援（Ｂ型）については、要件を満たす場合は、「主たる事業所」の他一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

イ　出張所

指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等にあって、従たる事業所の取扱いにおける運営に関する要件を満たす場合は、「事業所」に含めて指定をする。

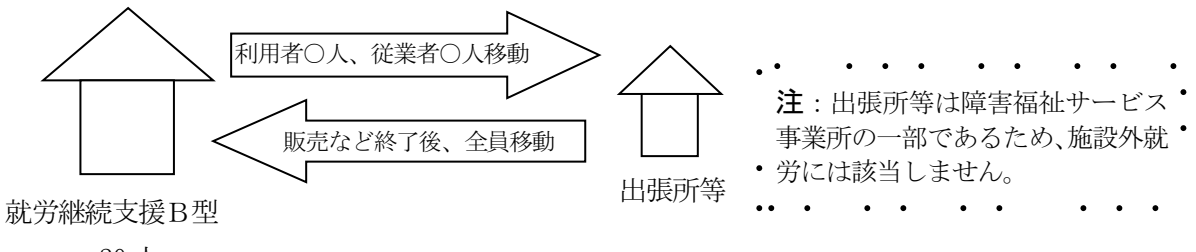

ウ　多機能型事業所

多機能型事業所の指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行う。

エ　同一法人による複数の事業所の取扱い

同一敷地内において複数の事業所が一又は複数の指定障害福祉サービスを実施する場合については、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱う。また、同一法人による複数の事業所が複数の指定障害福祉サービスを異なる場所で実施する場合であって、要件を満たしている場合は、一の多機能型事業所として取扱うことができる。

オ　規模

事業所における最低定員は 20 人。

ただし、就労継続支援Ａ型は 10 人、施設入所支援は 30 人。

(ｱ) 多機能型事業所の場合

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の利用定員は次のとおりとし、多機能型事業所の利用定員の合計数は 20 人以上とすること。

・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上

・就労継続支援（Ａ型)、就労継続支援（Ｂ型）：10 人以上

(ｲ) 従たる事業所の場合

「従たる事業所」において、以下の障害福祉サービスの種類に応じた利用定員であること及び利用することが可能な規模を有すること。

・生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援：6 人以上

・就労継続支援（Ａ型)、就労継続支援（Ｂ型）：10 人以上

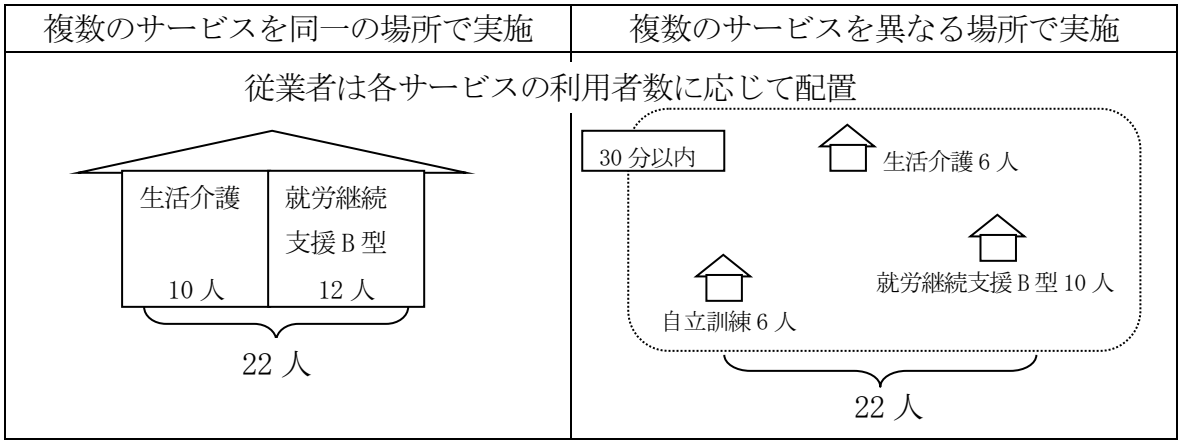

（3）多機能型事業所

ア　取扱い

(ｱ)　定義

生活介護、自立訓練（機能訓練)、自立訓練（生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型)、就労継続支援（Ｂ型）の事業のうち 2 以上の事業を一体的に行う事業所をいう。

(ｲ)　指定について

「多機能型事業所」に係る指定については、当該多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行うものとする。

イ　従業者

(ｱ)　サービス管理責任者の員数の特例

多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く）において、当該多機能型事業所に置くべきサービス管理責任者の員数は、指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数に関わらず、以下のとおりとすること。

・当該多機能型事業所の利用者の数が 60 人以下の場合は、1 人以上
・当該多機能型事業所の利用者の数が 61 人以上の場合は、1 人に 60 人を超えて 40 人を増すごとに 1 人を加えた数以上とすること。

(ｲ)　その他の留意事項

多機能型による指定障害福祉サービス事業所ごとに配置されるべき従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないもの(※)であり、当該指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。

ウ　設備

多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室などを兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。（訓練・作業室は指定障害福祉サービスごとに専用で必要）

（4）　従たる事業所

ア　従たる事業所の取扱い

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）に関して設置することができ、主従両事業所で同一サービスを提供する場合に設置が可能。

イ　要件

次の(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービスの提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。

(ｱ)　人員及び設備に関する要件

○　「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「主たる事業所」及び「従たる事業所」のそれぞれにおいて常勤かつ専従の従業者が 1 人以上確保されていること。（管理者及びサービス管理責任者を除く。）

○　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。

○　「主たる事業所」及び「従たる事業所」には、それぞれの利用定員に応じた広さの訓練・作業室と多目的室を設けること。（利用者の支援に支障がない場合には、いずれかの事業所に相談室を設けないこととしても差し支えない。）

(ｲ)　運営に関する要件

○　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。

○　職員の勤務体制、勤務内容などが一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（たとえば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。

○　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。

○　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。

○　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

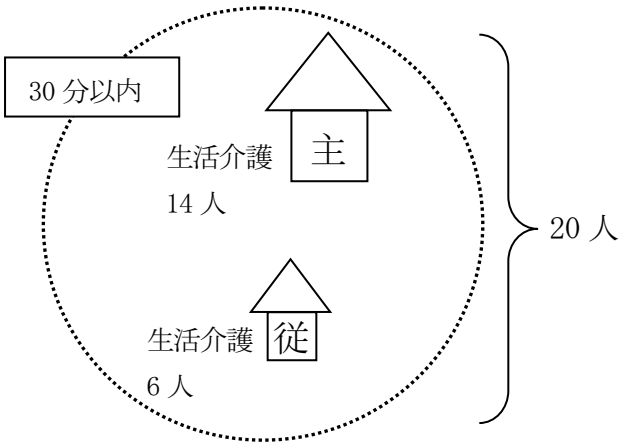

○　主従は同一サービス

○　利用者の合計に応じて従業者を配置

○　従たる事務所　常勤・専従 1 人以上

（５）サービス提供単位

療養介護、生活介護、施設入所支援のサービスについては、障害の程度に応じて専門性の高い支援を行えるよう、一定の要件を満たす場合、同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることを可能とする。

ア　対象事業

療養介護、生活介護、施設入所支援

イ　サービス提供単位の考え方

(ｱ)　原則は一つの事業所に一単位

(ｲ)　ただし、次の[判断基準]のすべてを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認める。（生活介護については、当該サービス単位ごとに平均障害支援区分を算定する。）

[判断基準]

○　サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。

○　同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。

○　設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。

○　各サービス提供単位の最低利用定員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最低定員とする。

（療養介護及び生活介護　20 人、施設入所支援　30 人）

ウ　サービス管理責任者に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

エ　自立支援給付費

事業所全体の定員規模により算定する。ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

（６）定員超過の取扱い

事業所における 3 か月間の平均実利用人員が、定員を超えても、なお**一定の範囲内**であれば、**適正なサービスの提供**が確保されることを前提として、災害、虐待その他の**やむを得ない事情**が存する場合に限り、定員を超えて受け入れることを可能にする制度で、この場合、報酬が減算されることはない。

これは、一時的な定員超過を是とするとともに、恒常的な超過の場合には、定員の変更申請手続きの期間を担保するためのものである。

よって、以下の①又は②の状態が続く場合、速やかに定員変更の申請等を行うこと。

①　1 日当たりの利用実績

○　定員 50 人以下の場合

1 日当たりの利用実績が利用定員の 100 分の 150 を超えない数

○　定員 51 人以上の場合

1 日の利用者の数が、利用定員から 50 人を差し引いた数に 100 分の 125 を乗じて得た数に、75 を加えて得た数を超えない数

②　過去 3 か月の利用実績

過去 3 か月の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 100 分の 125 を乗じて得た数を超えない数

（ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 か月の利用者の延べ数が、利用定員に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超えない数）

２－２　生活介護

（１）概要

障害者支援施設等で、主として昼間、入浴、排せつ及び食事等の介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な援助を行うもの。

（２）対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次のいずれかに該当する者

① 障害支援区分が区分３（障害者支援施設に入所する場合は区分４）以上である者

② 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分２（障害者支援施設に入所する場合は区分３）以上である者

③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分４（50 歳以上の場合は障害支援区分３）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

（３）各種基準

人員基準	① 医師 利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導に必要な数 ※ 看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談が実施され、必要に応じ医療機関等への通院等により対応することを条件として、本体報酬から一定の減算（1 日につき 12 単位）を行うことにより、医師を配置しないことができる。 ② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師） 1 人以上。ただし、サービス提供単位を分ける場合は単位ごと。 ③ 理学療法士又は作業療法士 日常生活に必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、必要数（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） ※機能減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師等を、機能訓練指導員として理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる。 ④ 生活支援員 常勤 1 人以上（サービス提供単位を分ける場合は単位ごと） **《サービス提供職員の総数》** 上記②～④の配置総数をいう。サービス提供単位を分ける場合は単位ごとの配置が必要。 ○平均障害支援区分 4 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上 ○平均障害支援区分 4 以上 5 未満の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 5 で除した数以上 ○平均障害支援区分 5 以上の場合 常勤換算方法により、利用者の数を 3 で除した数以上

設備基準	①　訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。 **なお、部屋の広さについては、利用者１人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者１人あたり２㎡以上は確保すること。** ②　相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること。 ③　洗面所 利用者の特性に応じたもの。 ④　便所 利用者の特性に応じたもの。 （本市福祉都市環境整備指針を満たすことが望ましい。） ⑤　多目的室その他運営上必要な設備 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 **部屋の広さについては、利用者１人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者１人あたり２㎡以上は確保すること。** **※　多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。** **※　プライバシー配慮の観点から、訓練作業室を通らないで相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動線等に配慮すること。**
最低定員	20人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は6人）

（４）主な運営基準

ア　個別支援計画の作成、評価等を通じた個別支援

・サービス管理責任者を配置し、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価(モニタリングは6月に1回以上)等を通じ、サービスの内容と実施の手順に係る責任を明確化する。

イ　食事の提供

・利用者に対する事前説明及び同意を前提として、事業所の選択により、食事を提供できることとする。また、提供の際にはＨＡＣＣＰの概念に基づく衛生管理（「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付衛食第85号生活衛生局長通知）参照）の導入に努めること。

※HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point:危害分析重要管理点)システムによる衛生管理の方法とは、食品の安全性について、危害を予測し、危害を管理することができる行程を重要管理点として特定し、重点的に管理することにより、行程全般を通じて危害の発生を防止し、製品の安全確保を図る方法である。

ウ　利用者負担の範囲等

・食事の提供に要する費用、創作的活動にかかる材料費、日用生活品費について、利用者から徴収できることとする。

・ただし、上記費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

エ　生産活動

・生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の利用時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

・生産活動を行っている利用者に、生産活動にかかる事業の収入から生産活動にかかる事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

オ　虐待防止に対する責務

・虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務の明確化が必要である。

カ　重度の障害者に対する配慮

・重度の障害という理由でサービス提供を拒否することを禁止する。

キ　消防計画の策定（防火管理者の選定等）

ク　消防訓練の実施

※　上記の他、「重要事項の説明」「サービス提供の記録」等必要な事項について規定。

＜なぜ名古屋市の基準条例には独自の基準があるの？＞

基準条例は国の省令で定められている基準を継承することを基本としていますが、名古屋市では事業者の皆さんによりよいサービスを提供していただくため、障害当事者や関係団体の方々のご意見を踏まえ、追加した事項があります。

特に次の２つに注目！！

①　障害の特性に関する研修実施の義務化

障害の状況は一人ひとり異なります。まずは、身体、知的、精神、難病等の障害の種類を理解することが大切です。その上で、障害の利用者の障害特性を理解することはより良い支援につながるとともに、事業上のトラブルを防ぐことや、従業者の皆さんの資質向上にもなります。

市のウェブページ（ウエルネットなごや）においても本市主催等の各種研修の案内が掲載されますので、ご覧ください。

②　災害に備えた備蓄の義務化

名古屋市は、南海トラフ地震の想定区域です。また、過去には大雨による災害も発生しています。自然災害はいつ起こるかわかりません。利用者・従業者の人数分の食べ物、飲み物の備蓄をしましょう。

障害者支援施設等の生活する施設は3日（9食）分、日中活動系事業所は3食分の備蓄が必要です。

２－３－１　自立訓練（生活訓練）《宿泊型自立訓練を実施しない場合》

（１）概要

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所（障害者支援施設等）に通わせ、当該障害者支援施設等において、又は当該障害者の居宅を訪問して行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うもの。

（２）対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。

① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者　等

（３）各種基準

人員基準	生活支援員 総数：常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上（1 人以上は常勤） ※　健康上の管理などの必要がある利用者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（この場合、生活支援員と看護職員は各 1 人以上置くこと） ※　訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を 1 人以上置くこと
設備基準	①　訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練等に必要となる器具備品を備えること。 **なお、部屋の広さについては、利用者 1 人あたり、3.3 ㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者 1 人あたり 2 ㎡以上は確保すること。** ②　相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること。 ③　洗面所 利用者の特性に応じたもの。 ④　便所 利用者の特性に応じたもの。（生活介護に準ずる。） ⑤　多目的室その他運営上必要な設備 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 **部屋の広さについては、利用者 1 人あたり、3.3 ㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者 1 人あたり 2 ㎡以上は確保すること。** **※　多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。**

	※　プライバシー配慮の観点から、訓練作業室を通らないで相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動線等に配慮すること。
最低定員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は 6 人）

（4）主な運営基準

・利用者が地域生活へ移行できるよう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも 6 か月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならない。

・上記の他、生活介護事業所の運営基準（生産活動の規定を除く）と同様であり、P.55～P.56 を参照すること。

２－３－２　自立訓練（生活訓練）《宿泊型自立訓練を実施する場合》

（１）概要

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

（２）対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者の要件に該当する者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者(平成21年度より日中、同一敷地内の日中活動サービスの利用が可能)であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者。

① 特別支援学校を卒業して就職した者

② 日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者　等

（３）各種基準

人員基準	生活支援員 総数：常勤換算で指定宿泊型自立訓練の利用者を 10 で除した数と指定自立訓練(生活訓練)の利用者を6で除した数の合計数(1人以上は常勤) ※　健康上の管理などの必要がある利用者がいるため、看護職員を配置する場合は、上記の人数に看護職員の人数を含めてよい（この場合、生活支援員と看護職員は各1人以上置くこと） ※　訪問によるサービスの提供の場合は、上記に加えて、訪問によるサービスを提供する生活支援員を1人以上置くこと 地域移行支援員 地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う。1人以上配置。
設備基準	①　訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練等に必要となる器具備品を備えること。 **なお、部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。(本市推奨基準)** **少なくとも、利用者1人あたり2㎡以上は確保すること。** ②　相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること。 ③　洗面所 利用者の特性に応じたもの。 ④　便所 利用者の特性に応じたもの。(生活介護に準ずる。) ⑤　多目的室その他運営上必要な設備 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 **部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。(本市推奨基準)** **少なくとも、利用者1人あたり2㎡以上は確保すること。**

	※　多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。 ※　プライバシー配慮の観点から、訓練作業室を通らないで相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動線等に配慮すること。 ⑥　居室 収納設備等を除いて 7.43 ㎡以上(定員 1 名) ⑦　浴室 利用者の特性に応じたもの。
最低定員	30 人 (指定宿泊型自立訓練 10 名と自立訓練(生活訓練)20 名)

２－４　就労移行支援（一般型）

（１）概要

就労を希望する 65 歳未満の障害者又は 65 歳以上の障害者(※)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものに対し行われる生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場定着のために必要な相談その他の必要な支援

（２）対象者

就労を希望するものであって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の障害者(※)

(※) 65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

（３）各種基準

人員基準	①　職業指導員及び生活支援員 総数：常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上 ・職業指導員の数：1 人以上 ・生活支援員の数：1 人以上 ※1 人以上は常勤 ②　就労支援員 常勤換算で、利用者数を 15 で除した数以上（1 人以上は常勤） 職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が望ましい。

設備基準	① 訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。 **なお、部屋の広さについては、利用者１人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者１人あたり２㎡以上は確保すること。** ② 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること。 ③ 洗面所 利用者の特性に応じたもの。 ④ 便所 利用者の特性に応じたもの。（生活介護に準ずる。） ⑤ 多目的室その他運営上必要な設備 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 **部屋の広さについては、利用者１人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者１人あたり２㎡以上は確保すること。** **※ 多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。** **※ プライバシー配慮の観点から、訓練作業室を通らないで相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動線等に配慮すること。**
最低定員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は 6 人）

（４）主な運営基準

・就労支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先を確保しなければならない。
・公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
・実習先の受け入れには日報を作成するとともに、少なくとも一週間ごとに当該聞き取りを実施し、内容を元に 3 月に 1 回以上は就労移行支援計画の内容の確認、見直しに努めなければならない。
・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
・利用者が就職してから 6 か月以上は事業主に対する助言、職場不適応への対応、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談等の支援を継続しなければならない。
・毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。
・上記の他、生活介護事業所の運営基準と同様であり、P. 55～P. 56 を参照すること。

（５）留意点

・施設外就労及び施設外支援を行う場合は、P. 72～P. 74 を参照すること。

就労支援ネットワーク・就労支援機関

機関名		概要	所在地・電話番号
就労移行支援事業所連絡会		市内の就労移行支援事業所の情報交換の場として、また就労支援機関との連携を図ることを目的に年3回程度開催するもの。(事務局:名古屋市障害者支援課就労支援担当)	名古屋市障害者支援課就労支援担当 052-972-2584
ハローワーク (公共職業安定所)	名古屋東公共職業安定所 (千種区、東区、昭和区、守山区、名東区、天白区)	就職を希望する障害者の求職登録を行い、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施。(厚生労働省の機関)	名古屋市名東区平和が丘 1-2 052-774-1115
	名古屋中公共職業安定所 (北区、西区、中村区、中区、中川区)		名古屋市中村区名駅南 1-21-5 052-582-8171
	名古屋南公共職業安定所 (瑞穂区、熱田区、港区、南区、緑区)		名古屋市熱田区旗屋 2-22-21 052-681-1211
愛知障害者職業センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)		障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施。	名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 4 階 052-452-3541
愛知高齢・障害者雇用支援センター (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)		障害者の雇用に関する情報の提供、障害者雇用納付金制度に基づく申告・申請の受付および啓発等の業務を実施。	名古屋市中村区名駅 4-2-28 名古屋第二埼玉ビル 4 階 052-533-5625
障害者就業・生活支援センター等	**なごや障害者就業・生活支援センター** (社福・共生福祉会)	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施。厚生労働省委託。	名古屋市北区大曽根 4-7-28 わっぱ共生・共働センター 052-908-1022
	【名東区・守山区】 **尾張東部障害者就業・生活支援センター アクト** (社福・ひまわり福祉会)		尾張旭市東印場町二反田 146 0561-54-8677
	【中川区・港区】 **海部障害者就業・生活支援センター** (社福・名古屋ライトハウス)		津島市天王通り 6 丁目 1 番地六三ビル 1 階 102 号室 0567-22-3633
	障害者就労支援センター親愛 (社福・親愛の里)	障害者の就労支援の促進を図るため、障害者の就労面及び日常生活上の相談・支援を一体的に実施。	中村区豊国通 3－10 052-526-1515
	障害者就労支援センターめいりは (社福・名古屋市総合リハビリテーション事業団)		瑞穂区弥富町密柑山 1－2 名古屋市総合リハビリテーションセンター内 052-835-3837
	名古屋市障害者雇用支援センター (社福・社会福祉協議会)		熱田区千代田町 20－26 知的障害者センターサンハート内 052-678-3333

２－５　就労継続支援（Ａ型）

（１）概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労するものにつき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他必要な支援

（２）対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援Ａ型に係る支給決定を受けていた者に限る）。

① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

（３）各種基準

人員基準	職業指導員及び生活支援員 総数：常勤換算で、利用者数を10で除した数以上 ・職業指導員の数：1人以上 ・生活支援員の数：1人以上 ※1人以上は常勤
設備基準	① 訓練・作業室 利用者へのサービス提供に支障がない広さを確保し、訓練・生産活動等に必要となる器具備品を備えること。 **なお、部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者1人あたり2㎡以上は確保すること。** ② 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための措置を講じること ③ 洗面所 利用者の特性に応じたもの ④ 便所 利用者の特性に応じたもの（生活介護に準ずる。） ⑤ 多目的室その他運営上必要な設備 相談室と多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用できる。 **部屋の広さについては、利用者1人あたり、3.3㎡で算出すると余裕のある配置ができる。（本市推奨基準）** **※　多目的室と訓練作業室については、区画に十分な程度の高さがあり、固定されたパーテーションにより間仕切ること。** **※　プライバシー配慮の観点から、訓練作業室を通らないで相談室へ出入りできるよう、部屋の配置や動線等に配慮すること。**

最低定員	10 人（多機能型や従たる事業所として設置をする際も同じ） ※雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員については、50/100 及び 9 を超えてはならない。

（４）主な運営基準

・実施主体：社会福祉法人若しくは専ら社会福祉事業を行う者。また、特例子会社は申請ができない。
・就　　労：就労機会の提供に当たって、地域の実情並びに製品及びサービスの需給等を考慮する必要がある。
・賃　　金：利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。
・上記の他、生活介護事業所の運営基準（生産活動の規定を除く）と同様であり、P. 55～P. 56 を参照すること。

（５）留意点

・利用者の自立を支える観点から、事業所としては最低でも事業所として 6 時間／日以上の実働時間が必要。
・訓練等給付費を利用者の賃金（最低賃金以上の金額を支払う必要性あり）に充当することは、認められない。よって、作業内容については、内職作業などの単価の低い作業では利用者賃金を支払うことは困難なため、慎重に事業を計画する必要がある。（次頁以降の本市及び厚生労働省通知に留意すること。）
・事業所の定員を増加しようとする場合、あるいはさらに新規で事業所を開設するなど事業の拡大を図る場合、上記の趣旨を踏まえた適切な事業運営を行っていることを前提としているので、おおむね 1 年間の事業実績を有し、事業計画どおり生産活動収入で賃金等（利用者の人件費、社会保険料）が賄えていることが必要となる。
・施設外就労及び施設外支援を行う場合は、P. 72～P. 74 を参照すること。

障障発０３３０第４号
平成２９年３月３０日

都道府県
各指定都市　障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について

指定就労継続支援Ａ型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）の一部を改正する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第５号。以下「指定基準改正省令」という。）が平成 29 年２月９日に公布されるとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月６日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成 29 年３月 30 日に発出したところですが、指定基準の見直しに関する具体的な取扱い及び事業者指定に関する取扱い等については、下記のとおりとし、平成 29 年４月１日から適用しますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１ 指定基準の見直しについて

（１）指定基準第 191 条第３項に係る取扱い（就労継続支援Ａ型計画の作成）

指定基準第 191 条第３項の趣旨を踏まえ、指定就労継続支援Ａ型事業者は、以下の内容を含めた就労継続支援Ａ型計画（指定基準第 197 条に規定する就労継続支援Ａ型計画をいう。以下同じ。）を作成する必要があるため、別紙様式１を参考に作成することとし、以下の内容が就労継続支援Ａ型計画に既に記載されている場合には、別紙様式１以外の就労継続支援Ａ型計画でも差し支えないが、今後、都道府県、指定都市又は中核市においては、管内の指定就労継続支援Ａ型事業者における就労継続支援Ａ型計画の様式が統一されるように努めることとする。

- 利用者の希望する業務内容、労働時間、賃金、一般就労の希望の有無等
- 利用者の希望する生活や課題等を踏まえた短期目標、長期目標
- 利用者の希望を実現するための具体的な支援方針・内容

なお、就労継続支援Ａ型計画の記載内容が、一人一人の利用者の希望を踏まえず、画一的なものとなっている場合や、記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第 191 条第３項の

趣旨に反していることから、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消しや停止を検討すること。

（２）指定基準第 192 条に係る取扱い（経営改善計画書の作成等）

指定基準解釈通知第 11 の３の（４）に係る取扱いについては、別添に基づいた指導等を実施することとし、都道府県、指定都市又は中核市は、指定基準第 192 条第２項を満たさない場合、別紙様式２－１及び別紙様式２－２を参考にして経営改善計画書等とともに必要に応じて社会福祉法人会計基準又は就労支援事業会計基準に基づく会計書類等を提出させ、原則として、１年間の経営改善のための猶予期間とする。指定基準改正省令の施行の際現に指定を受けている事業所（以下「既存事業所」という。）については、指定基準改正省令の施行から概ね３か月以内に、実地指導又は就労支援事業別事業活動明細書等を提出させることにより実態を把握し、指定基準第 192 条第２項の違反の有無を確認すること。事業者が経営改善計画書を作成した場合には、計画始期から１年経過した後に、その実行状況と経営改善状況を確認することとする。計画終期において事業者が指定基準を満たさない場合であっても、生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、今後、収益改善の見込みがあると都道府県、指定都市又は中核市が認める場合には、更に１年間の経営改善計画を作成させることを認めることとする。

こうした２年間の経営改善期間内で指定基準第 192 条第２項を満たさない場合であっても、都道府県、指定都市又は中核市が今後も経営の改善が見込まれると認める場合であって、以下のいずれかの条件を満たす場合には更なる経営改善計画書等を作成させることができる。この場合、都道府県、指定都市又は中核市だけでは判断が難しければ、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

- 経営改善計画期間中に生産活動に係る事業の収入額が増加している又は生産活動に係る事業に必要な経費が減少しており、収益改善が認められる
- 利用者の平均労働時間が長くなっている
- 利用者に支払う賃金総額が増えている

経営改善の見込みがない場合又は再計画の結果、指定基準を満たさない場合には、勧告・命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。

また、収益改善のために利用者の退所や賃金の引き下げ等を不当に行うことが就労継続支援Ａ型事業の趣旨に反するものであることに鑑み、都道府県、指定都市又は中核市は、指定就労継続支援Ａ型事業所が提出した経営改善計画書が上記の趣旨に照らして適正でない場合、再提出を求めること。経営改善計画の実施後、収益改善の要因としてこれに類するものが認められる場合も、同様の趣旨から、収益改善があったものと認めないこと。

さらに、指定基準第 192 条第２項に違反しているが、経営の改善が見込まれると認められるため、経営改善計画書の提出を求めたにもかかわらず、経営改善計画書を作成しない場合や、当該計画書の記載内容に虚偽がある場合には、指定基準第 192 条第２項に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討する。なお、当分の間、経営改善計画の提出に至った指定就労継続支援Ａ型事業所数について、毎月の状況を半期ごと（毎年 10 月末及び４月末までに提出。ただし、本通知適用後の平成 29 年４月から６月の状況は平成 29 年７月末に提出。）に別紙様式３により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した指定就労継続支援Ａ型事業所については、当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するように促すこととする。

（３）指定基準第 196 条の２に係る取扱い（運営規程）

指定基準第 196 状の 2 に規定する運営規程において、新たに、主な生産活動の内容、利用者の労働時間、月給、日給又は時間給について記載させることとなるため、指定基準改正省令の施行後においては、就労継続支援Ａ型事業所の新規指定時に、必ず上記内容が記載された運営規程の提出を求めるとともに、既存事業所についても、施行後概ね３か月を目途に、上記内容が記載された運営規程の提出を求めること。都道府県、指定都市又は中核市の指導にも関わらず、運営規程の作成・提出を行わない場合や、運営規程の記載内容に虚偽がある場合等には、指定基準第 196 条の２に違反するものとして、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

２ 新規指定時の取扱いについて

就労継続支援Ａ型事業者の新規指定時には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 34 条の 17 に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたり、収益性の低い仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、生産活動に係る事業の収入（就労支援事業収益）から生産活動に係る事業に必要な経費（就労支援事業活動経費）を控除した額により利用者に対する最低賃金を支払うことができる事業計画となっていることを指定申請時の事業計画書により必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。なお、都道府県、指定都市又は中核市だけでは、指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

また、新規指定の半年後を目途に実地指導を実施し、生産活動が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、勧告、命令の措置を講じ、指定の取り消し又は停止を検討すること。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県、指定都市又は中核市が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、原則として、１年間の経営改善のための猶予期間とする。なお、２年目以降も経営改善計画書を作成させる場合には、既存事業所の取扱いと同様とする。（別添参照）

３ 指定就労継続支援Ａ型事業所に係る情報公表について

指定就労継続支援Ａ型事業所については、近年、急激な事業所の増加が認められるとともに、必ずしも事業趣旨に沿わない不適切な運営事例が指摘されていることを踏まえ、指定就労継続支援Ａ型事業所の利用を考えている障害者やその家族等が適切な事業所を選択できるよう、特に指定就労継続支援Ａ型事業所に対しては、以下の情報を自治体のホームページで公表するか、又は事業所のホームページで公表するよう促すこと。

① 貸借対照表、事業活動計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）、就労支援事業事業活動計算書、就労支援事業別事業活動明細書

② 主な生産活動の内容

③ 平均月額賃金（工賃）

なお、貸借対照表や事業活動計算書などを含めたＮＰＯ法人の財務状況を監査する監事については、公認会計士又は税理士を登用し、株式会社の監査役も同様とすることが望ましい。また、平成 29 年度においては、貸借対照表や事業活動計算書等を公表した就労継続支援Ａ型事業所の数について、平成 29 年 10 月末及び平成 30 年 4 月末までに、別紙様式４により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課への提出をお願いする。

障障発０３０２第１号
平成３０年３月２日

都道府県
各　指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）

指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱いについて

指定就労継続支援Ａ型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第５号）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）の一部を改正するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月６日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成29年３月30日に発出した。さらに、当該取扱い等について、「指定就労継続支援Ａ型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年３月30日障障発0330第４号。以下「平成29年通知」という。）により示したところですが、当該通知の取扱いについては当面の間、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１　当面の間、経営改善計画書を提出している指定就労継続支援Ａ型事業所（以下「事業所」という。）については、計画始期から１年経過した後に平成29年通知の１の（２）に規定する更に１年間の経営改善計画を作成させることができる要件として、以下を加える。

（１）生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合

（２）提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

２　更なる１年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、地域生活支援事業費等補助金のうち地域生活支援促進事業（工賃向上計画支援等事業）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。

３　指定基準解釈通知第11の３の（４）に係る取扱いについて、事業所に経営改善計画を提出させる場合は、指定基準第192条第２項に規定する生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う賃金は除く。以下同じ。）を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合であるが、ここでいう「利用者に支払う賃金」は、就労継続支援Ａ型の趣旨を踏まえ、最低賃金（最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額）に基づき算出した額とすること。このため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払うべき最低賃金の総額以上の事業所であれば、指定基準第192条第２項の規定を満たしていることになる。

４　平成29年通知の別紙様式３を廃止し、別紙様式１により、経営改善計画の提出に至った事業所数等について、毎年９月末現在及び３月末現在時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した事業所について当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。

５　上記１から４を除く取扱いについては、平成 29 年通知のとおりとすること。

２－６　就労継続支援（Ｂ型）

（１）概要

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

（２）対象者

① 就労経験（Ａ型（雇用契約有）を含む）がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者

② ５０歳に達している者又は障害基礎年金１級受給者

③ 上記①②に該当しない者であって、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

（３）各種基準

人員基準	就労継続支援Ａ型事業所と同様の基準 ※ P. 64 参照
設備基準	
最低定員	20 人（多機能型や従たる事業所として設置をする際は 10 人）

（４）主な運営基準

・工賃＝（「生産活動収入」－「必要経費（例　原材料費等）」）
・利用者一人につき、一月当りの工賃の平均額は 3,000 円以上
・工賃水準の向上に努めること。
・事業者は年度ごとに工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告が必要である。
・上記の他、生活介護事業所の運営基準と同様であり、P. 54～P. 55 を参照すること。

（５）留意点

・施設外就労及び施設外支援を行う場合は、P. 72～P. 74 を参照すること。

≪施設外就労と施設外支援について≫

原則:事業所内で作業を行うのが原則であるが、例外的に認められる事業所外での活動である。

（1）概要

ア　施設外就労

利用者と職員がユニットを組み、**企業から請け負った作業を当該企業内で行う**支援。

イ　施設外支援

利用者が**企業内等で行われる企業実習等**を利用する際に行う支援。

（2）施設外就労・施設外支援に関する注意事項

	施設外就労	施設外支援
当該支援を実施する職員の要否	要	非 （※就労移行支援事業で、移行準備支援体制加算（Ⅰ）を算定する場合は要）
報酬算定の対象となる支援の要件	①　施設外就労を行うユニットについて、１ユニットあたりの利用者(当日の実利用者数)に対して人員基準以上の職員配置が必要。残った利用者(事業所の前年度平均利用者数)に対しても人員基準以上の職員配置が必要。 ②　施設外就労の提供が運営規程に位置づけられていること。 ③　施設外就労を含めた個別支援計画が事前に作成され、**就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められるもの**。 ④　緊急時の対応ができること。 ⑤　施設外就労により実施する作業内容について、発注元の事業所と契約していること。 ⑥　施設外就労により就労している利用者については、月最低２日は訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。※施設外就労先で実施することも可。	①　施設外支援の内容が運営規程に位置づけられているか。 ②　事前に個別支援計画に位置づけられ、１週間ごとに当該個別支援計画の内容について見直しが行われているとともに、当該支援により就労移行や工賃の向上及び一般就労への移行が認められること。 ③　利用者又は実習受け入れ事業者等からの聞き取りにより日報が作成されていること。 ④　緊急時の対応ができること。
本措置による報酬算定対象	本体施設利用者の増員分 （施設外就労利用者と同数以内）	施設外支援利用者
本体施設の利用者の増員	可(利用定員を上限とする)	不可

施設外でのサービス提供期限	無	年間 180 日を限度（特例有り）

（３）施設外就労先の企業との請負契約上の注意

① 請負作業に関する契約を締結すること。

・作業の完成について財政上及び法律上のすべての責任は事業所を運営する法人が負うことが明確にされていること。

・施設外就労先から支払われる報酬は、完成された作業内容に応じて算定されるものであること。

・作業に要する設備、備品等を借り入れる場合は賃貸借契約等が締結されていること。

② 請け負った作業についての利用者に対する必要な指導等は施設外就労先ではなく、事業所が行うこと。

・就労先の企業からは独立して行い、従業員が共同で処理しないこと。

③ その他　施設外就労に関する注意

次頁参照

施設外就労の適切な実施について

施設外就労（企業内就労）は、一般就労への移行や工賃（賃金）の引き上げを図ることを想定しており、事業所外で作業を行ったり、個別支援計画等の書類が揃っていても、実態として事業の趣旨を満たさない場合、施設外就労とは判断されません。

ついては、以下の事項を確認の上、適切に事業を実施してください。

○　施設外就労の１ユニットの利用者については、原則として固定しているものであり、日によりユニットの利用者が大幅に替わることは想定されない。

○　施設外就労先で請負う作業が、施設外就労先の企業が行っている業務とは全く関係のない内容であるのは適切でない。（ただし、就労継続支援Ａ型事業所が行う事業として清掃作業があり、利用者のスキルアップや工賃向上のため、施設外就労先の企業が所有する建物の清掃業務を請け負うことは想定される。）

（認められない例）

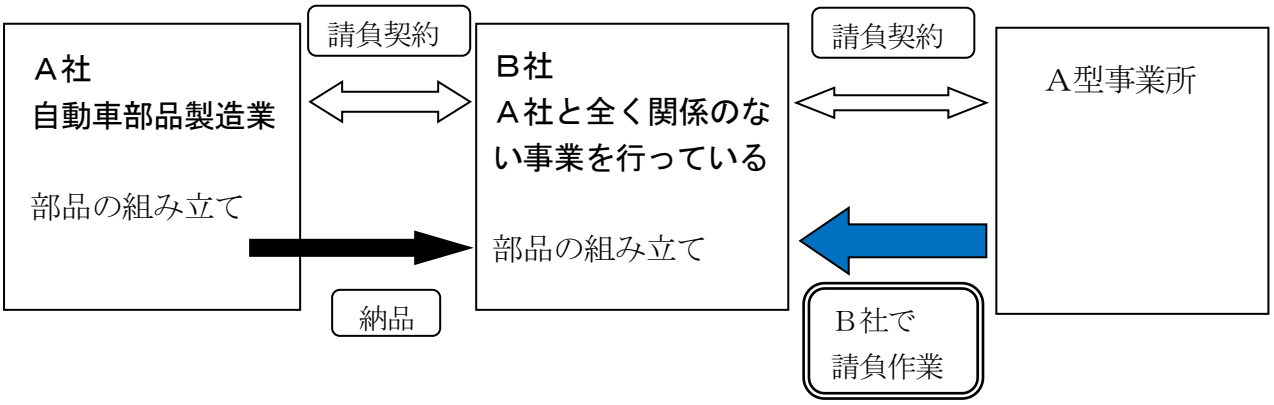

本来、Ａ型事業所が直接「Ａ社」と請負契約を行い、「Ａ社」で施設外就労を行う、若しくは、Ａ型事業所で通常の作業として行うものであり、「Ｂ社」で行う必要性がないと判断される。

○　施設外就労により就労している利用者については、月の利用日数のうち最低２日は、Ａ型事業所内又は施設外就労の場において訓練目標に対する達成度の評価等を行い、施設外就労が利用者のスキルアップにつながっているか等を確認すること。

○　訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目的その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと。長期的に見直しが行われない場合は、正当な理由がない限り、不適切と判断する。

○　施設外就労の詳細は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（Ａ型、Ｂ型）における留意事項について」（平成 19 年 4 月 2 日障障発第 0402001 号）の「6　就労系事業（就労移行支援事業、就労継続支援事業）における施設外就労（企業内就労）に対する支援策について」に示されており、当該内容を踏まえて行うこと。

３　就労定着支援

（１）概要

就労に向けた支援として障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、原則として３年以内の期間にわたり、当該通常事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関その他の者との連絡調整等の援助を行うもの。

（２）対象者

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用し一般就労した障害者で、就労継続期間が６か月以上３年６か月未満の障害者（休職期間を除く）。

（サービス利用期間は最大３年間で１年ごとに支給決定期間を更新）

（３）各種基準

人員基準	①　**管理者**（非常勤可） 資格要件は特になし 併設事業所の管理者との兼務可 ②　**サービス管理責任者**（１人以上は常勤） 利用者の数が 60 人以下　１人以上 利用者の数が 61 人以上　利用者が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに１を加えた数以上 ※「利用者の数」＝生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所と同一の事業所において一体的に運営している場合は当該併設事業所の利用者との合計数 ※　サービス管理責任者の研修分野は「就労」 ※　就労定着支援員との兼務は不可 ③　**就労定着支援員**（非常勤可） 常勤換算方法により、利用者の数を 40 で除した数以上 ※　併設事業所の常勤職員が兼務する場合、就労定着支援員の常勤換算に含むことはできないが、対面による支援を行った場合の基本報酬の算定は可。 ※　就労定着支援員の資格要件は特になし（就労支援経験者が望ましい）。 **「利用者数」＝前年度の延べ利用者数／開所月数** 新規指定の際の「利用者数」＝推定数 （過去３か年の６か月定着者総数の 70%。参考様式 43 で算出。） 指定後６か月以降１年未満の間は直近６か月間の実績 指定後１年以上は直近 12 か月間の実績

設備基準	事務室	・事業を行うために**必要な面積を有する専用の事務室**を設けることが望ましい。 **・間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分**される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・区分がされていなくても業務に支障がないときは、当該事業を行うための**区画が明確に特定**されていれば足りる。
	受付等のスペースの確保	・事務室又は相談支援を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保する。 ・相談のためのスペース等は**利用者等が直接出入り**できるなど利用しやすい構造とする。
	設備及び備品等	・事業に必要な設備及び備品等を確保する。 ・事業又は同一敷地内にある他の事業所等の運営に支障がない場合は、他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

※　事務室又は区画、設備及び備品等については、貸与を受けているものであっても差し支えない。

（4）主な運営基準

ア　実施主体

・過去３年間で平均１人以上一般就労させている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の事業所又は障害者支援施設であること。（指定は事業所単位で行う。指定後３年未満でも一般就労移行者が３人以上いれば可。）

イ　職場定着支援

・利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うこと。

・利用者やその家族等に対して、一般就労に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供すること。

・１か月に１回以上、利用者との対面により支援を行うとともに、１か月に１回以上、就労先の事業所の事業主を訪問することにより利用者の職場での状況を把握するよう努めること。

ウ　サービス利用中に離職する者への支援

・就労定着支援の提供期間中に就労先を離職する者が他の事業所へ一般就職を希望する場合は指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

４　自立生活援助

（１）概要

施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた利用者が、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、原則１年間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、利用者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行うもの。

（２）対象者

次のいずれにも該当する者

・定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者

・居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者

（サービス利用期間は１年間で標準利用期間超えが認められた場合は更新可）

具体的な対象者

（１）障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した者

（２）現に、地域において一人暮らしをしている者又は障害や疾病等を有する家族との同居している者等、実質的に一人暮らしと同様にある者

（３）各種基準

人員基準	①　管理者（非常勤可） 資格要件は特になし 併設事業所の管理者との兼務可 ②　サービス管理責任者（１人以上は常勤） 利用者の数が 30 人以下　１人以上 利用者の数が 31 人以上　利用者が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上 ※　サービス管理責任者の研修分野は「地域生活（知的・精神）」 ③　地域生活支援員（非常勤可）１人以上 員数の標準は、利用者の数が 25 又はその端数を増すごとに 1 とする。 ※　必要な勤務時間数は常勤換算方法で利用者数を 25 で除した数以上 新規指定の際の「利用者数」＝推定数の 90％ （推定数＝指定後６か月目の想定される利用者数） 指定後６か月以降１年未満の間は直近６か月間の実績 指定後１年以上は直近 12 か月間の実績

設備基準	事務室	就労定着支援と同様の基準 ※　P. 76 参照
	受付等のスペースの確保	
	設備及び備品等	
定　員	定めなし	

（４）主な運営基準

ア　実施主体

・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、一般相談支援、特定相談支援の事業所又は障害者支援施設であること。

イ　訪問支援

・おおむね週に１回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

ウ　随時通報による支援

・利用者から通報があった場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うこと。

・状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じること。

・利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保すること。

５　共同生活援助（グループホーム）

５－１介護サービス包括型・外部サービス利用型共同生活援助

（１）概要

地域で自立した生活を送ることができるよう、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先やその他関係機関との連絡調整など日常生活上の支援を行うサービス。

（２）対象者

共同生活住居への入居が必要な障害者

※　指定共同生活援助（介護サービス包括型）事業所において入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受ける場合又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において受託居宅介護サービスの提供を受ける場合は、**障害支援区分２以上**に該当する障害者に限る。（平成 26 年 4 月 1 日において、現に共同生活介護に係る支給決定を受けている利用者は、支給決定有効期間の残存期間の間は、共同生活援助の支給決定を受けているものとみなす。）

［利用にかかる留意事項］
65 歳以上の身体障害者については、65 歳になる前から障害福祉サービス等を利用していた場合に限り利用が可能。

（３）指定の単位

ア　定員規模

事業所定員	４人以上
共同生活住居	新規建物の場合：2 人以上 10 人以下 既存建物の場合：2 人以上 20 人以下 （共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する 1 つの建物をいう。）
ユニット	2 人以上 10 人以下 （ユニットとは、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を備えた単位。1 以上のユニットの集合体が共同生活住居となる。）

イ　事業所の指定は、個々の共同生活住居ではなく、法人ごとに一定の地域内で実施する 1 以上の共同生活住居を 1 事業所として指定する。

その際、一定の地域内とはサービス管理責任者の配置可能範囲と同様。（P.85 参照）

ウ　マンション等の建物において複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住居については、当該住戸を共同生活住居と捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については､建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。

なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、上記の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められない。（つまり、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居にするのでなければ、上記の入居定員を超えても差し支えない。）

エ　マンション等以外の建物であって、１つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が上記の入居定員以下である場合は、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置してよい。

オ　共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。

カ　１つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されている場合は同一建物内に複数の住居を設けることが可能。
（既存建物：住居の合計定員 20 人以下、新築建物：住居の合計定員 10 人以下）

※　次頁「共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の取扱いについて」（平成 26 年 10 月 8 日付け名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課通知）参照

グループホームの事業所指定のイメージ

個々の住居ではなく、一定の範囲内の住居全体を一つの事業所として指定〔定員 4 人以上〕

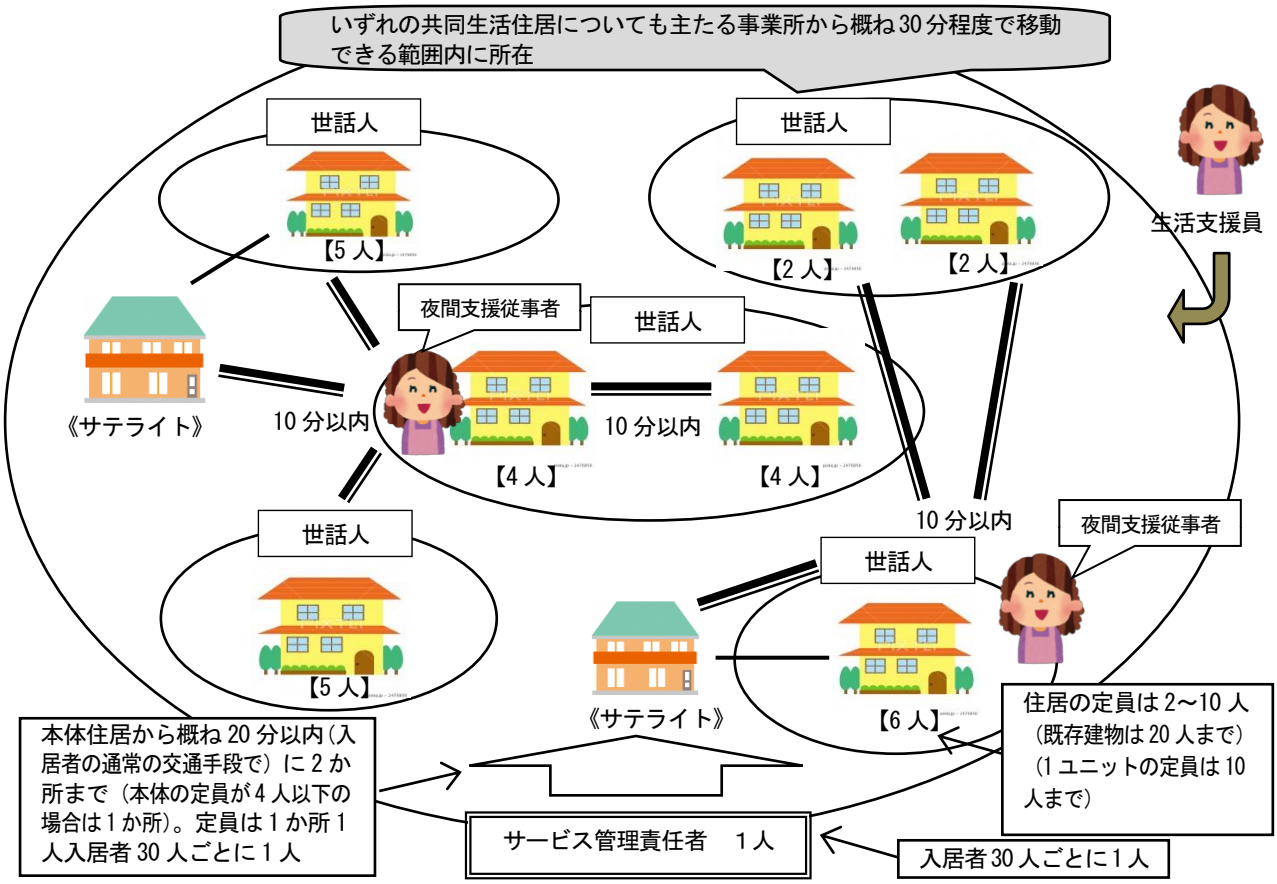

平成 26 年 10 月 8 日

障害福祉サービス事業運営法人代表者　様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

共同生活援助（グループホーム）における共同生活住居の取扱いについて

平素は本市の障害福祉行政にご尽力いただき、感謝申し上げます。
平成 26 年度において指定共同生活援助について基準省令及び解釈通知が改正され、また平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡により、解釈通知の留意点に関する通知がありました。
つきましては、本市における取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

記

1　平成 26 年度中の指定申請書受理分

次の（1）及び（2）の条件を満たす場合に限り、1 つの建物内において複数の共同生活住居を設置することができる。

（1）玄関が別々にあり、それぞれ住居として独立性が確保されていること。

（2）1 つの共同生活住居の入居定員は 10 人以下、1 つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数は 20 人以下であること。

2　平成 27 年 4 月以降の指定申請書受理分

（1）マンション等の建物内において複数の共同生活住居を設置する場合

1 つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 人以下（新築の建物の場合は 10 人以下）である場合は、建物内の全ての住戸を共同生活住居にすることができる。

（2）マンション等以外の建物であって 1 つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合

1 つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 20 名以下（新築の建物の場合は 10 人以下）であること。

（3）マンション等以外の新築の建物で、1 つの建物内の共同生活住居の入居定員の合計数が 11 名以上 20 名以下の場合（（2）の特例）

次のア及びイの条件を満たす場合に限り、複数の共同生活住居を設置することができる。

ア　共同生活住居ごとの独立性を確保すること。

イ　地域生活支援拠点として位置付けられること。

本市における地域生活支援拠点とは、共同生活援助事業所に短期入所事業所を併設し、所在区の障害者基幹相談支援センターや地域の日中活動系事業所と連携を図る体制をいう。

なお、共同生活援助及び短期入所事業所を整備する際の国庫補助金の交付の有無については、地域生活支援拠点の要件とはしない。

（4）平成 26 年度中に新築・改修工事が着工された建物

平成 27 年度中に竣工する場合に限り、平成 27 年 4 月以降の指定申請受理分であっても、1 の要件及びその他の指定上の基準を満たす場合は、1 と同様の取扱いとする。

３　関係通知等

（１）厚生労働省基準省令（平成 18 年 9 月 29 日付厚生労働省令第 171 号）

（２）解釈通知（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（３）平成 26 年 9 月 22 日付厚生労働省事務連絡

４　本市の取扱いにおける用語の定義

（１）「マンション等」

「マンション等」とは、いわゆるマンション、アパートなどの構造を有する建物を指すものとする。すなわち、各世帯が使用する部分が基本的に独立しており、各世帯同士の行き来が不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関にいたる階段、廊下等の共用部分を有するものをいう。

また、複数の共同生活住居の設置が可能な「マンション等」以外の建物とは、１つの建物に２つ以上の住戸があり、各世帯の使用する部分が独立し、各世帯同士の行き来が内部で不可能であり、かつ建物の出入口から住戸の玄関に至る階段、廊下などの共用部分がないものを想定している。

なお、戸建住宅や寮などの建物については、建物構造上、独立性が確保された住戸が複数存在しないため、複数の共同生活住居の設置はできない。

（２）「新築」と「既存」

「新築」とは既存でない建物を指し、「既存」とは、竣工より 1 年以上経過した建物を指すものとする。なお、土地所有者がグループホームの用途を目的として建物を新築し、当該建物をグループホームを運営する事業者に賃貸する形態（いわゆる建て貸し）は、竣工後 1 年間は新築とみなす。

（指定事業係事業者指定担当）

【１つの建物における複数の共同生活住居の設置の可否及びその合計定員】

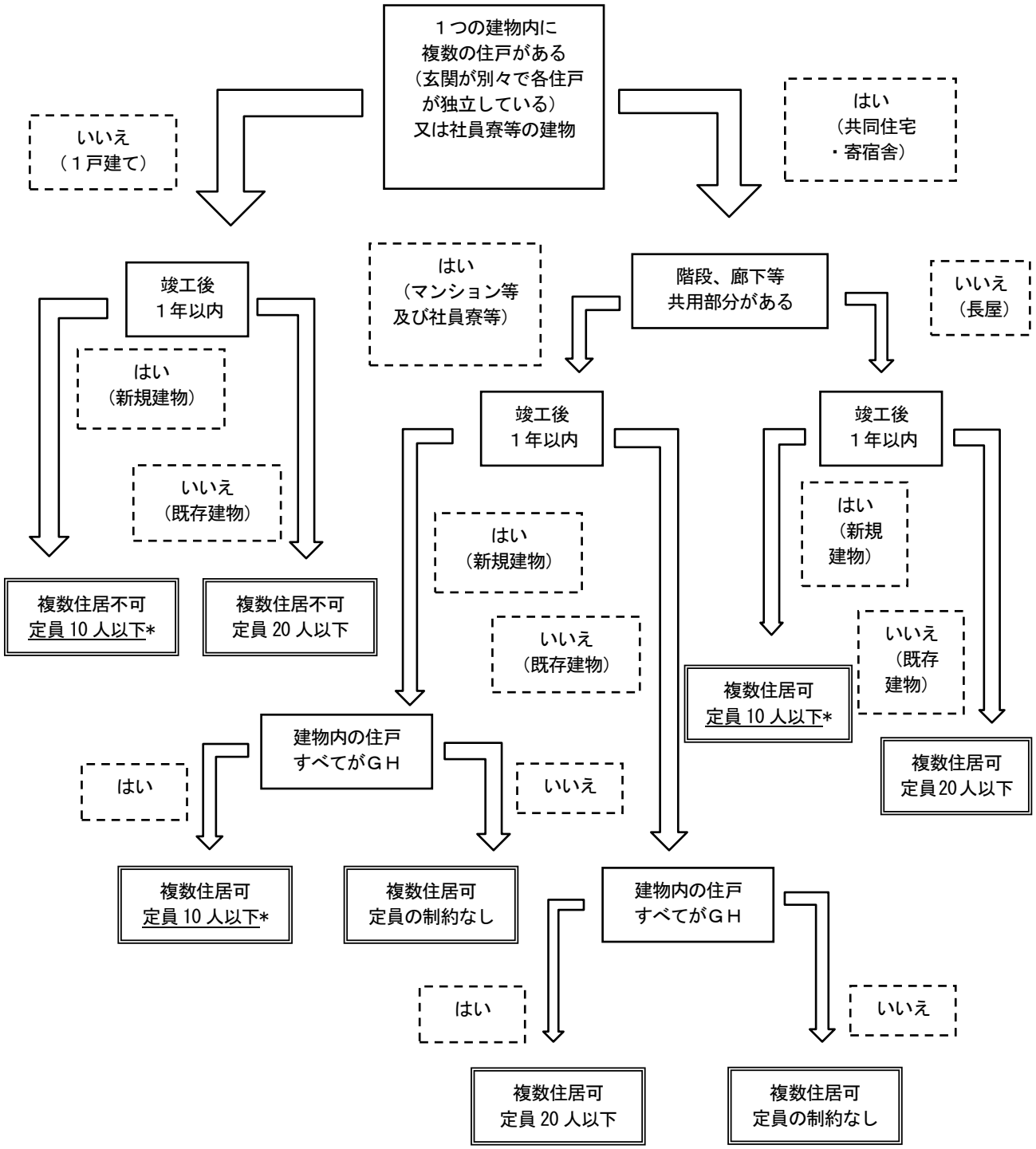

＊：次の要件を満たした場合に限り、定員を 20 人以下とすることができる。

１．指定地域定着支援事業、指定短期入所事業又は地域の関係機関との連絡調整を行うコーディネイト事業を行うこと

２．１つの建物であっても、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されていること

（4）人員基準

ア　基準

<table>
<tr><th>提供形態</th><th>介護サービス包括型</th><th>外部サービス利用型</th></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="2">常勤　１名
・専ら当該事業所の職務に従事するものであること。
　ただし、管理業務に支障がない場合は①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務　のいずれかとの兼務は可
・適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有する者</td></tr>
<tr><td>サービス管理責任者</td><td colspan="2">30：1（常勤でなくても可）
※　当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可。
　ただし、事業所の定員が 20 名以上の場合は専従での配置が望ましい。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">世話人</td><td>常勤換算で、利用者数を 6 で除した数以上</td><td>常勤換算で、利用者数を６で除した数以上
※　平成 26 年 4 月 1 日において現に存する指定共同生活援助事業所から移行した場合については、当分の間、常勤換算で利用者数を 10 で除した数以上とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※　基準以上に手厚く配置した場合、算定できる報酬単価が高くなる。
（例）区分 3 の利用者の場合
人員配置 6:1＝301 単位　　人員配置 4:1＝385 単位</td></tr>
<tr><td>生活支援員</td><td>常勤換算により、次の①～④を合算した数以上
①　障害支援区分 3 の利用者数を 9 で除した数
②　障害支援区分 4 の利用者数を 6 で除した数
③　障害支援区分 5 の利用者数を 4 で除した数
④　障害支援区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数</td><td>配置不要</td></tr>
</table>

イ　留意事項

(ｱ)　指定基準による人員配置（本体報酬で評価）

グループホームの世話人・生活支援員は利用者の（起床から就寝までの）活動時間帯に配置されている必要がある。

そのため、利用者の生活時間帯に応じて就寝から起床までを基本とする夜間時間帯を設定し、当該夜間時間帯以外のサービス提供に必要な員数を確保する必要がある。なお、夜間時間帯の職員配置（夜勤職員・宿直職員）については、指定基準上、配置は必要ではない。

また、複数の共同生活住居を持つ事業所については、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じた算出となるため、住居ごとの配置時間が定められているものではない。ただし、世話人が複数の建物を行き来する場合、他の建物と 10 分程度で移動できる範囲に 1 人以上の配置が必要。

(ｲ)　夜間における人員配置（加算で評価）

夜間における介護や緊急時の対応のため、人員基準により配置された世話人・生活支援員とは別に夜間時間帯に職員配置（夜勤職員・宿直職員）を行う場合は、夜間支援等体制加算Ⅰ又はⅡを算定することができる。ただし、加算の届出が必要。

なお、夜間に職員の配置を行わない場合は、夜間の緊急時等における対応方法を定めたうえ､分かりやすい場所に掲示するとともに利用者に十分説明をする必要がある。

(ｳ)　サービス管理責任者の配置可能範囲

サービス管理責任者が一人で担当することが可能なエリアは､建物間を 30 分以内で移動できる範囲とされている。

なお、この場合の交通手段は問わない。（徒歩、自転車、車いずれによる移動でも 30 分で移動できれば可）

(ｴ)　その他

世話人が複数の住居を担当することは可能だが、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性の観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行うこと。

また、利用者に病状の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかに関係機関等への連絡を行う等必要な措置を講じることが必要。緊急時等における対応のために、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要。

（５）設備基準

ア　基準

立地条件	・入所施設及び病院(入院用ベッド数２０床以上)の敷地内は不可（地域移行支援型ホームを除く)。 ※診療所は可(入院用ベッド数２０床未満) ・同一建物内のある日中活動系事業所との併設は原則不可（例外的取扱いについてはP.87 を参照) ・住宅地又は住宅地と同程度に家庭や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地すること。例えば、同一敷地内等に複数の共同生活住居を集約して立地することにより、これらの趣旨に支障が生ずることのないよう留意すること。
居室定員	1 人
居室面積	収納設備を除き 7.43 ㎡以上 （和室で一般的なサイズの畳の場合は、4.5 畳以上。） 生活の場であるため、少なくとも 6 畳の広さを確保することが望ましい。
設備	居間又は食堂（居間と食堂を一つの場所とすることは可能） 台所、便所、洗面設備、浴室 ※　ユニット毎に設置が必要。また、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。 **※　居間・食堂の合計の広さについては、利用者 1 人あたり、3.3 ㎡で算出する（サテライトを除いたユニットの定員分）と一堂に会するのに十分な広さが確保できる。（本市推奨基準）** **少なくとも、利用者１人あたり２㎡以上は確保すること。**

イ　関係法令の遵守

(ｱ)　消防法について

消防法令により、一定以上の障害支援区分の利用者が入居している場合、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられている。

また、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備、消火器及びスプリンクラー設備（構造上の免除要件など一定の条件に該当する場合を除く。）の設置が義務付けられている。

その他、集合住宅を利用して事業を実施する場合は、住宅の規模によって建物全体の消防設備に変更が生じる場合がある。

そのため、事業を行う際は、事前に必ず所轄の消防署に確認のうえ、必要となる防火対策の具体的な内容について対策を講じること。

(ｲ)　建築基準法について

既存の建物を利用する場合、建築基準法により建物の用途変更が必要となる場合がある。

また、変更後の用途によっては、改修工事が必要となる場合もあるため、事業を行う際は、事前に必ず建築部局の担当部署（名古屋市の場合は、住宅都市局建築審査課）に確認のうえ、必要となる届出等について対策を講じること。

ウ　サテライト型住居の基準

共同生活住居（本体住居）とは別の場所で運営される「サテライト型住居」を次の基準により設置することができる。

設置数	1の本体住居に2か所まで ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合1か所まで 複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは不可
立地条件	サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、概ね20分以内で移動可能な距離
定員	１人 サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする（事業所の利用定員には含む）。
居室面積	収納設備を除き7.43㎡以上 （和室で一般的なサイズの畳の場合は、4.5畳以上） 生活の場であるため、少なくとも6畳の広さを確保することが望ましい。
設備	風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を営む上で必要な設備 居間又は食堂については本体住居の設備を使用 サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができる通信機器（携帯電話等も可）

平成 27 年 4 月 20 日

障害福祉サービス運営法人代表者様

名古屋市健康福祉局障害福祉部
障害者支援課長

日中活動系事業所と共同生活住居の併設について

日ごろよりより本市の障害福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますのでご連絡いたします。

記

1　趣旨

平成 24 年度より、愛知県から名古屋市に障害福祉サービス事業者の指定・指導権限の移譲がされて以降、旧法施設からの転換を除き、原則、共同生活住居と日中活動系事業所が同一建物にある場合の指定については認めていなかった。

その理由としては、第一に、共同生活援助の制度趣旨として、共同生活住居の利用者は、地域に住む人と自然に交わり、住居と離れた事業所へ通うことが前提とされていること、第二に、厚生労働省から共同生活住居の整備に当たっては、家庭的な雰囲気や地域との交流が図られ、社会との連帯を確保するという立地の趣旨について十分配慮すべき旨、障害保健福祉関係主管課長会議を通じて周知がなされていたことである。

しかしながら、共同生活援助の需要が高まる一方で、都市部において土地の確保が困難なことや、障害者の高齢化・重度化など社会的課題が深刻化している状況を考慮し、一定の条件の下に、併設を認める例外的な取扱いを示すこととしたもの。

2　例外的な取り扱いとして併設を認める条件

（1）アとイの条件をともに満たすこと

ア　設備、構造上の条件

各事業所の建物の出入口がそれぞれ異なり、共同生活住居の居室から日中活動系事業所まで、一度建物の外に出なければ事業所間の行き来ができないこと。

イ　運営上の条件

①　利用者に対し、併設された事業所を利用することのないよう、制度の趣旨を十分説明すること。

②　利用者に対し、併設事業所を利用することを強制、勧奨しないこと。

③　共同生活住居の設置にあたっては、「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式）を名古屋市に提出し、制度趣旨をふまえた共同生活援助事業所の運営に努めること。

（2）注意点

高齢かつ重度の障害により、移動に困難を伴う利用者等が、本人の自由な意志に基づき、当該併設事業所の利用を強く希望する場合については、その利用について妨げるものではない。

3　手続き

共同生活援助の新規指定（平成 27 年 6 月 1 日指定以降）、移転・追加による変更届（平成 27 年 5 月 1 日以降）については、通常の添付書類に加えて「併設事業所に係る誓約書」（別紙参考様式（略））を提出すること。

（６）主な運営基準

ア　利用者負担の範囲

・グループホームにおいて提供される便宜に要する費用のうち、

①食材料費

②家賃

③光熱水費

④日用品費

⑤日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払いを受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けることは認められない。

・ただし、上記費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

イ　介護及び家事等の支援

・事業者はサービスの提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように必要な支援を行うものとする。

・支援の際には、障害特性等を踏まえるとともに、利用者の人権に充分に配慮しなければならない。

・利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事などを共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならない。

ウ　社会生活上の便宜の供与

・利用者が充実した日常生活が営めるよう、利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や、余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

・郵便、証明書などの交付申請等、利用者が必要とする手続き等に対して、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならない。特に金銭にかかるものについては書面等を持って事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとする。

・利用者の家族に対し、利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。

エ　虐待防止に対する責務

・虐待の防止や、虐待を受けているおそれがある場合の措置等、事業者の責務を明確化する。

オ　重度の障害者に対する配慮

・重度の障害という理由でサービス提供を拒否することを禁止する。

カ　消防計画の策定（防火管理者の選定）→消防署へ提出

キ　サテライト型住居の入居者への支援

サテライト型住居の入居者に対しては、定期的な巡回等（原則として１日複数回の訪問）を行う。

サテライト型住居に入居してから原則として３年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、計画的な支援を行う。

（7）ホームヘルプの利用について

グループホームの事業者は利用者の負担により当該事業者の従業者以外の者による介護等（家事等）の支援を受けさせてはならないとされているが、次のような場合については、特例措置として、ホームヘルプの利用が認められている。

ア　外部委託について

指定基準上、生活支援員の業務について外部の事業者に委託することができるとされていることから、居宅介護事業者に委託し、当該事業所のヘルパーにケアホームの生活支援員の業務を担わせることが可能。

この場合は、委託に係る費用は事業者が負担することとなり、利用者に負担は発生しない。

外部委託の予定がある場合は、指定申請時にその旨を申請書の所定位置に記載するとともに、外部委託した時間について、常勤換算方法による生活支援員の算定時間から除く。

イ　グループホームとホームヘルプの併給について（平成 33 年 3 月 31 日までの間に限る）

重度の障害者が利用する場合に、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる状況があることから、下記の要件により、個人単位でのホームヘルプの利用が可能となっている。（名古屋市の場合、一人 93 時間／月まで）

対象者	①　障害支援区分 4 以上、かつ、行動援護、同行援護又は重度訪問介護の対象者 ②　障害支援区分 4 以上、かつ、「個別支援計画への位置づけ」及び「市町村の認定」を受けた者。
報酬及び加算	居宅介護等を利用した日は、通常の報酬単価よりも低い「個人単位で居宅介護等を利用する場合」の単価を適用。 居宅介護等を利用しない日は通常の報酬単価を適用。
人員配置基準	○　生活支援員：ホームヘルプ利用者は通常の利用者の 1/2 の生活支援員の配置が必要。 ○　サービス管理責任者：ホームヘルプ利用者についても、サービス管理責任者の配置基準の適用内（サービス管理責任者による個別支援計画の作成が必要）
利用できるサービス内容	上記対象者①の場合：居宅介護、重度訪問介護 上記対象者②の場合：居宅介護（「身体介護中心」（排せつ、食事介助、移動・移乗介護等））で一時的に個別支援が必要な場合のみ

（8）外部サービス利用型指定共同生活援助

グループホームで提供する支援を「基本サービス（日常生活の援助等）」と介護サービスについてのアレンジメント（手配）のみを行い、介護サービスの提供を外部の居宅介護事業所に委託する形態をとることができる。

ア　受託居宅介護サービス事業者との契約

事業の開始に当たっては、予め指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に

関する委託契約を締結する必要がある。

イ　運営規程等

受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地について、運営規程及び重要事項説明書に記載する必要がある。

（９）体験入居について

グループホームにおいて、長期間の入所・入院から地域生活に移行する場合や、家族と同居しているが将来的にグループホームへの入居を検討している場合における、短期間の体験利用を行うことができる。

ただし、指定を受けている共同生活住居の定員の範囲内で提供できるサービスとなっているため、利用定員に空きがない場合は提供することができない。また、体験利用を提供する旨、運営規程に定めておく必要がある。

［サービス提供条件］

○　利用の際は、通常の利用と同様に障害福祉サービスの支給決定が必要。

○　一時的な利用として、1 回あたり連続 30 日以内かつ年 50 日以内に限る。

○　利用定員の範囲内でのサービス提供となるが、通常の利用者の不在時（入院・帰宅中）に当該利用者の居室を体験入居に供することはできない。

５－２　日中サービス支援型共同生活援助

（注）日中サービス支援型共同生活援助については、P95 ウに記載の協議会等の詳細を含め、指定申請等にあたっての手続きについて現在検討中であるため、実施を希望される場合は、個別にお問合せください。

（１）概要

常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境において､共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の支援を行うサービス。

（２）対象者

共同生活住居への入居が必要な障害者

※　主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービスを利用することができない障害者（日によって利用できない障害者を含む）

［利用にかかる留意事項］
65 歳以上の身体障害者については、65 歳になる前から障害福祉サービス等を利用していた場合に限り利用が可能。

（３）指定の単位

ア　定員規模等

事業所定員	４人以上
共同生活住居	新規建物の場合：2 人以上 10 人以下 ※ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（この場合、一つの建物の入居定員の合計は 20 人以下とする。） 既存建物の場合：2 人以上 20 人以下 （共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する 1 つの建物をいう。）
ユニット	2 人以上 10 人以下 （ユニットとは、原則として風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を備えた単位。1 以上のユニットの集合体が共同生活住居となる。）
短期入所の併設	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の定員のほか、地域で生活する障害者の緊急一時的な支援等に応じるため、指定短期入所（空床型を除く）を併設すること。 事業所のいずれかの住居と併設または同一敷地内において、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の入居定員の合計が 20 人又はその端数を増すごとに 1 人以上 5 人以下。 （例：ＧＨ合計定員が 21 名の場合は最低 2 人定員の短期入所の設置が必要）

イ　事業所の指定は、個々の共同生活住居ではなく、法人ごとに一定の地域内で実施する1以上の共同生活住居を1事業所として指定する。(事業所指定のイメージP.80に同じ)
　その際、一定の地域内とはサービス管理責任者の配置可能範囲と同様。(P.93参照)

ウ　マンション等の建物において複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住居については、当該住戸を共同生活住居と捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については､建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。
　なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、上記の入居定員を超える場合にあっては､マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められない。(つまり、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居にするのでなければ、上記の入居定員を超えても差し支えない。)

エ　マンション等以外の建物であって、１つの建物内に複数の共同生活住居を設置する場合、その入居定員の合計数が上記の入居定員以下である場合は、入り口（玄関）が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとに独立性が確保されている場合は複数の共同生活住居を設置してよい。

オ　共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。

（4）人員基準

ア　基準

<table>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td>常勤　１名
・専ら当該事業所の職務に従事するものであること。
ただし、管理業務に支障がない場合は
①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務　のいずれかとの兼務は可
・適切なサービス提供のために必要な知識及び経験を有する者</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービス管理責任者</td><td>30：1（常勤でなくても可）
※　当該事業所内の世話人又は生活支援員との兼務は可。
ただし、事業所の定員が 20 名以上の場合は専従での配置が望ましい。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td colspan="2">従業者</td><td>1人以上は常勤
共同生活住居ごとに1日を通じて1人以上の配置が必要
(利用者が日中を共同生活住居内で過ごすか否かに関わらず)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">世話人</td><td>常勤換算で、利用者数を5で除した数以上</td></tr>
<tr><td>※　基準以上に手厚く配置した場合、算定できる報酬単価が高くなる。
(例) 区分6の利用者の場合
人員配置 5:1＝9637 単位　　人員配置 4:1＝1,041 単位
人員配置 3:1＝1,098 単位</td></tr>
</table>

	生活支援員	常勤換算により、次の①～④を合算した数以上 ①　障害支援区分 3 の利用者数を 9 で除した数 ②　障害支援区分 4 の利用者数を 6 で除した数 ③　障害支援区分 5 の利用者数を 4 で除した数 ④　障害支援区分 6 の利用者数を 2.5 で除した数
	※既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を 11 人以上とする場合は、原則ユニットごとに世話人又は生活支援員 1 人以上の配置が必要	
	夜間支援従事者	夜間及び深夜の時間帯を通じて、共同生活住居ごとに夜勤を行う夜間支援従事者を 1 人以上配置する ※既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活住居の入居定員を 11 人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者 1 人以上の配置が必要

イ　留意事項

(ｱ)　指定基準による人員配置（本体報酬で評価）

世話人・生活支援員は利用者の（起床から就寝までの）活動時間帯には常勤換算により必要な数以上配置し、利用者の生活時間帯に応じて就寝から起床までを基本とする夜間時間帯には、夜間支援従事者を配置すること。

なお、日中サービス支援型指定共同生活援助は、常時介護を要する者に対して常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、共同生活住居ごとに、1 日を通じて 1 人以上の世話人又は生活支援員を配置しなければならない。

また、複数の共同生活住居を持つ事業所については、必要な員数（必要配置時間数）は事業所全体の利用者数に応じた算出となるため、住居ごとの配置時間が定められているものではない。ただし、世話人が複数の建物を行き来する場合、他の建物と 10 分程度で移動できる範囲に 1 人以上の配置が必要。

(ｲ)　サービス管理責任者の配置可能範囲

サービス管理責任者が一人で担当することが可能なエリアは、建物間を 30 分以内で移動できる範囲とされている。なお、この場合の交通手段は問わない。（徒歩、自転車、車いずれによる移動でも 30 分で移動できれば可）

(ｳ)　その他

世話人が複数の住居を担当することは可能だが、利用者の安定した日常生活の確保と支援の継続性の観点から、住居ごとに専任の世話人を定める等の配慮を行うこと。

また、利用者に病状の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他必要な場合は、速やかに関係機関等への連絡を行う等必要な措置を講じることが必要。緊急時等における対応のために、障害者支援施設等との連携体制を確保することが必要。

（５）設備基準

ア　基準

立地条件	・入所施設及び病院（入院用ベッド数２０床以上）の敷地内は不可（地域移行支援型ホームを除く）。 ※診療所は可（入院用ベッド数２０床未満） ・同一建物内のある日中活動系事業所との併設は原則不可（例外的取扱いについてはP.86 を参照）。 ・同一敷地内に複数の共同生活住居を設置するなど、一定の地域に共同生活住居を集約して立地することによって、利用者の家族や地域住民との交流の機会の確保に支障が生ずることのないよう留意すること。
居室定員	1 人
居室面積	収納設備を除き 7.43 ㎡以上 （和室で一般的なサイズの畳の場合は、4.5 畳以上。） 生活の場であるため、少なくとも 6 畳の広さを確保することが望ましい。
設備	居間又は食堂（居間と食堂を一つの場所とすることは可能） 台所、便所、洗面設備、浴室 ※　ユニット毎に設置が必要。また、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。 **※　居間・食堂の合計の広さについては、利用者の状況や昼夜を通じた介護等の支援を行うことを考慮した上で、十分な広さを確保する必要があることから利用者１人あたり、3.3 ㎡で算出する。（本市指導基準）**

イ　関係法令の遵守

消防法及び建築基準法については、介護サービス包括型・外部サービス利用型共同生活援助に同じ（P.86 参照）。

ウ　その他

日中サービス支援型共同生活援助事業所については、支援の趣旨等を踏まえ、サテライト型住居の基準は適用しない。（サテライト型住居の設置は不可）

（６）主な運営基準

介護サービス包括型・外部サービス利用型共同生活援助の基準に加えて、日中サービス支援型共同生活援助のみに適用される基準については以下のとおり。

（介護サービス包括型・外部サービス利用型共同生活援助の基準についてはP.87 参照。ただし、サテライト型住居に係る要件は除く。）

ア　介護及び家事等の支援

・常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で、利用者の状況に応じた介護等の支援を行うものであることから、介護又は家事等に従事させるため共同生活住居ごとに１日を通じて常時１人以上の従業者を配置しなければならない。

イ　社会生活上の便宜の供与

・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者と緊密な連携を図ること。

ウ　協議の場の設置

・事業者は、サービスの提供にあたっては、年に１回以上、協議会等に対して定期的にその実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

・また、名古屋市長が必要と認める場合には、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を名古屋市長に提出しなければならない。

（協議会等の開催日程及び詳細については現在検討中であり、今後ウェルネットなごやにて掲載する予定としているため、個別にお問合せください。）

６　短期入所

（１） 概要

居宅においてその介護をする者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

（２）対象者

① 障害支援区分が区分１以上である障害者

② 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上に該当する障害児

（３） 類型別指定基準

短期入所サービスの類型は、以下のとおり。

それぞれの類型に応じて、人員・設備基準が定められている。

市内の短期入所枠を最大限に確保するため、入所型の施設で、併設型の指定を受けようとする場合は、空床型の指定も併せて申請することが望ましい。

ア　併設型・空床利用型

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>併設型</th><th>空床利用型</th></tr>
<tr><td colspan="2">概要</td><td>指定障害者支援施設等(*1)に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該施設等と一体的に運営を行う事業所</td><td>利用者に利用されていない指定障害者支援施設等(*1)の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人員基準</td><td>従業者</td><td colspan="2">① 本体施設(*2)が②以外の場合
→本体施設の入所者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の入所者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上
② 本体施設が共同生活援助事業所等の場合
a 本体施設のサービス提供時間帯における生活支援員等の数
→本体施設の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を本体施設の利用者とみなした場合に、本体施設として必要とされる数以上
b a以外の時間帯における生活支援員等の数
→利用者数６名以下：１以上・利用者数７～12名：２以上
（以下同様に６：１以上）</td></tr>
<tr><td>管理者</td><td colspan="2">専ら当該事業所の職務に従事するものであること。
ただし、管理業務に支障がない場合は
①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務　のいずれかとの兼務は可</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設備基準</td><td>居室</td><td colspan="2">本体施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用すること</td></tr>
<tr><td>設備</td><td>短期入所事業所及び本体施設の効率的運営が可能であり、かつ本体施設の入所者の支援に支障がないときは、居室以外の本体施設の設備を共用できる。</td><td>本体施設として必要とされる設備を有することで足りる。</td></tr>
</table>

イ　単独型

区分		単独型
概要		指定障害者支援施設等(*1)以外の施設（共同生活援助事業所等を含む）であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所事業を行う事業所 （「併設型」「空床利用型」以外）
人員基準	従業者	①　本体事業所(*3)のサービス提供時間における生活支援員の数 →本体事業所の利用者数と短期入所の利用者数の合計数を本体事業所の利用者とみなした場合に、本体事業所として必要とされる数以上 ②　上記以外の場合（本体事業所のサービス提供時間外又は本体事業所がない場合）における生活支援員の数 →利用者数６名以下：１以上・利用者数７～12 名：２以上 （以下同様に６：１以上）
	管理者	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、管理業務に支障がない場合は ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務　のいずれかとの兼務は可
設備基準	居室	・一の居室の定員が４人以下 ・地階は不可 ・利用者一人当たりの床面積が、収納設備等を除き、８㎡以上 ※ 多床室の場合はプライバシー配慮の観点から各利用者のスペースをカーテン等で仕切り、各利用者のスペースを８㎡以上確保すること ・寝台（又はその代替設備） ・ブザー（又はその代替設備）
	設備	＜食堂＞ ・食堂の広さについては、利用者１人あたり、3.3 ㎡で算出すると一堂に会するのに十分な広さを確保できる。（本市推奨基準） 指定基準上の最低基準は利用者１人あたり、２㎡である。 ・必要な備品 ＜浴室＞ ・利用者の特性に応じたもの ＜洗面所、便所＞ ・居室のある階ごとに設置 ・利用者の特性に応じたもの

＊１　指定障害者支援施設等（法第５条第８項、規則第５条）
①　指定障害者支援施設
②　児童福祉施設
③　その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設（宿泊型自立訓練事業所、共同生活援助事業所（「共同生活援助事業所等」という。）を含む）

＊２　本体施設：併設型の場合の「併設される指定障害者支援施設等」又は空床利用型を実施する「指定障害者支援施設等」をいう。（上記表内に限る。）

＊３　本体事業所：他事業所等(入所を除く)において単独型短期入所を実施する場合の当該他事業所（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助及び障害児通所支援の事業所）をいう。（上記表内に限る。）

＜参考＞併設型又は空床利用型における人員配置の考え方

人員配置の考え方		時間帯 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 1 2 3 4 5 6 7 8			
グループホーム宿泊型自立訓練		サービス提供時間外	サービス提供時間帯	サービス提供時間外	サービス提供時間帯
	短期入所の人員配置（併設又は空床利用型）	生活支援員又はこれに準ずる従業者６：１以上	短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要となる数以上	生活支援員又はこれに準ずる従業者 ６：１以上（運用上、宿直可（※））	短期入所の利用者を当該事業所の利用者とみなした場合に必要となる数以上

※　本体事業所以外の施設等における夜勤・宿直職員等であって、別途の報酬により評価される職務に従事している職員との兼務は不可。

＜参考＞短期入所の報酬区分

報酬の区分		対象者	サービス提供時間	実施主体
イ 福祉型短期入所サービス費 ① 福祉型短期入所サービス費	（Ⅰ）	障害者	１日	（法人であること）
	（Ⅱ）	障害者	夜間のみ（注１）	（法人であること）
	（Ⅲ）	障害児	１日	（法人であること）
	（Ⅳ）	障害児	夜間のみ（注１）	（法人であること）
イ 福祉型短期入所サービス費 ② 福祉型強化短期入所サービス費	（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める（注２）障害者	１日	（法人であること、看護職員を常勤で１以上配置）
	（Ⅱ）	厚生労働大臣が定める（注２）障害者	夜間のみ（注１）	（法人であること、看護職員を常勤で１以上配置）
	（Ⅲ）	厚生労働大臣が定める（注２）障害児	１日	（法人であること、看護職員を常勤で１以上配置）
	（Ⅳ）	厚生労働大臣が定める（注２）障害児	夜間のみ（注１）	（法人であること、看護職員を常勤で１以上配置）
ロ 医療型短期入所サービス費	（Ⅰ）	重症心身障害児・者等	１日	病院（看護体制 7:1 等の要件あり）
	（Ⅱ）	重症心身障害児・者等	１日	病院、有床診療所、老健施設
	（Ⅲ）	遷延性意識障害者等	１日	病院、有床診療所、老健施設

ハ 医療型特定短期入所サービス費	(Ⅰ)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院（看護体制 7:1 等の要件あり）
	(Ⅱ)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設
	(Ⅲ)	遷延性意識障害者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設
	(Ⅳ)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注１)	病院（看護体制 7:1 等の要件あり）
	(Ⅴ)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注)	病院、有床診療所、老健施設
	(Ⅵ)	遷延性意識障害者等	夜間のみ(注)	病院、有床診療所、老健施設

（注１）　利用者が日中活動サービスを利用した日に短期入所を行う場合（日中活動サービスの報酬と併せて算定可能）

（注２）　区分１以上の障害者又は障害児支援区分１以上の障害児に該当し、かつ、第 566 号告示別表第１に掲げる状態のいずれかに該当する者

第 556 号告示別表第１

（１）レスピレーター管理
（２）気管内挿管・気管切開
（３）鼻咽頭エアウェイ
（４）O_2吸入または $spO_2$90%以下の状態が 10%以上
（５）６回／日以上の頻回の吸引
（６）ネブライザー６回／日以上又は継続使用
（７）ＩＶＨ
（８）経管（経鼻、胃ろうを含む）
（９）腸ろう、腸管栄養
（１０）持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）
（１１）持続する透析（腹膜灌流を含む）
（１２）定期導尿３回／日以上
（１３）人工肛門

イ②を実施する場合は「常勤看護職員等配置加算・看護職員配置加算に関する届出書（兼福祉型強化短期入所サービス費の算定に関する届出書）（別紙 21）」の提出が必要。

ロ又はハを実施する場合は「医療型短期入所に関する届出書（別紙 39）」の提出が必要。

7　一般相談支援事業所・特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所

（1）　概要

ア　一般相談支援事業所（地域移行支援）

→「基本相談支援」及び「地域移行支援」を行う。

イ　一般相談支援事業所（地域定着支援）

→「基本相談支援」及び「地域定着支援」を行う。

ウ　特定相談支援事業所

→「基本相談支援」及び「計画相談支援」を行う。

エ　障害児相談支援事業所

→「基本相談支援」及び「障害児相談支援」を行う。

（2）サービスの内容と対象

ア　基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与する。

イ　地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与する。

対象　①　障害者支援施設又は精神科病院に入所・入院する障害者

②　児童福祉施設に入所する１８歳以上の者

③　障害者支援施設に入所する１５歳以上の障害者みなしの者

※　精神科病院入院者については、支援の必要性が相対的に高いと見込まれる１年以上の入院者を中心に対象とし、１年未満の入院者については、特に支援が必要な者（例えば、措置入院や医療保護入院から退院する者で、住居の確保などの支援を必要とするものなど）を対象とする。

ウ　地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与する。

対象　①　居宅において単身で生活する障害者

②　家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

※　共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制等については、基本的に当該事業所の世話人等が対応することが想定されるため、対象外。

エ　計画相談支援

「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいう。

・サービス利用支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、当該支給決定等

の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行う。

・継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行う。

対象　①　障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者

②　障害福祉サービスを利用する障害児

なお、①の対象者については、平成 24 年 4 月 1 日以降に障害福祉サービスの新規支給申請を行う場合は、サービス等利用計画案の提出が原則必要となる。②の計画相談支援については、平成 24 年度は現行の対象者及び希望者を対象とし、対象者の拡大に当たっては、平成 25 年度から開始。

オ　障害児相談支援

「障害児支援利用援助」及び「継続障害児支援利用援助」をいう。

・障害児支援利用援助

障害児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用する障害児通所支援の内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、通所給付決定等が行われた後に、当該給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行う。

・継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行う。

対象　障害児通所支援を利用するすべての障害児

ただし、平成 24 年度は現行の対象者及び希望者を対象者とし、対象者の拡大に当たっては、平成 25 年度から開始。

（３）指定の法定要件

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「法」という。）第 51 条の 20 に規定する「総合的に相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者」であること。具体的には以下のとおり。

(ｱ) 運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。

ただし、事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であっても、以下の場合は対象とする。

・ 他の指定特定・障害児相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としているとき。

・ 身近な地域に指定特定・障害児相談支援事業所がないとき。

(ｲ) 自立支援連絡協議会に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制があること。

(ｳ) 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。

イ　指定にあたっての欠格事項に該当しないこと。（具体的な内容は、参考様式 9-1、9-2 及び 9-3 を参照。）

（４）指定にあたっての留意事項

ア　一般相談支援事業所の指定は、種類（地域移行支援・地域定着支援）ごとに指定するが、地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から両方の

指定を受けることを基本とする。

ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定を認めることとする。

イ　障害児については、法に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービスについて、一体的に判断することが望ましいことから、特定相談支援事業所（障害児の居宅サービス）と障害児相談支援事業所（障害児の通所サービス）の両方の指定を受けることを基本とする。

（５）　人員、設備及び運営の基準

ア　人員基準

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所間における職員の兼務は、業務に支障がないものとして認める。

また、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、又は他の事業所、施設等の職務に従事可。（兼務の可否について愛知県の方針（P.98）を参照すること。）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職種</td><td colspan="2">一般相談支援事業者</td><td rowspan="2">特定相談
支援事業者</td><td rowspan="2">障害児相談
支援事業者</td></tr>
<tr><td>地域移行支援</td><td>地域定着支援</td></tr>
<tr><td rowspan="3">従
業
者</td><td>相談支援専門員</td><td colspan="4">１名以上</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>地域移行支援従事者</td><td>地域定着支援従事者</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td colspan="4">１名</td></tr>
</table>

※　経過措置あり。平成 24 年 4 月 1 日以前に、都道府県又は指定都市の委託（厚生労働大臣からの補助に係るものに限る。）により、精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行っていた者については、当分の間、相談支援専門員を配置しないことができる。

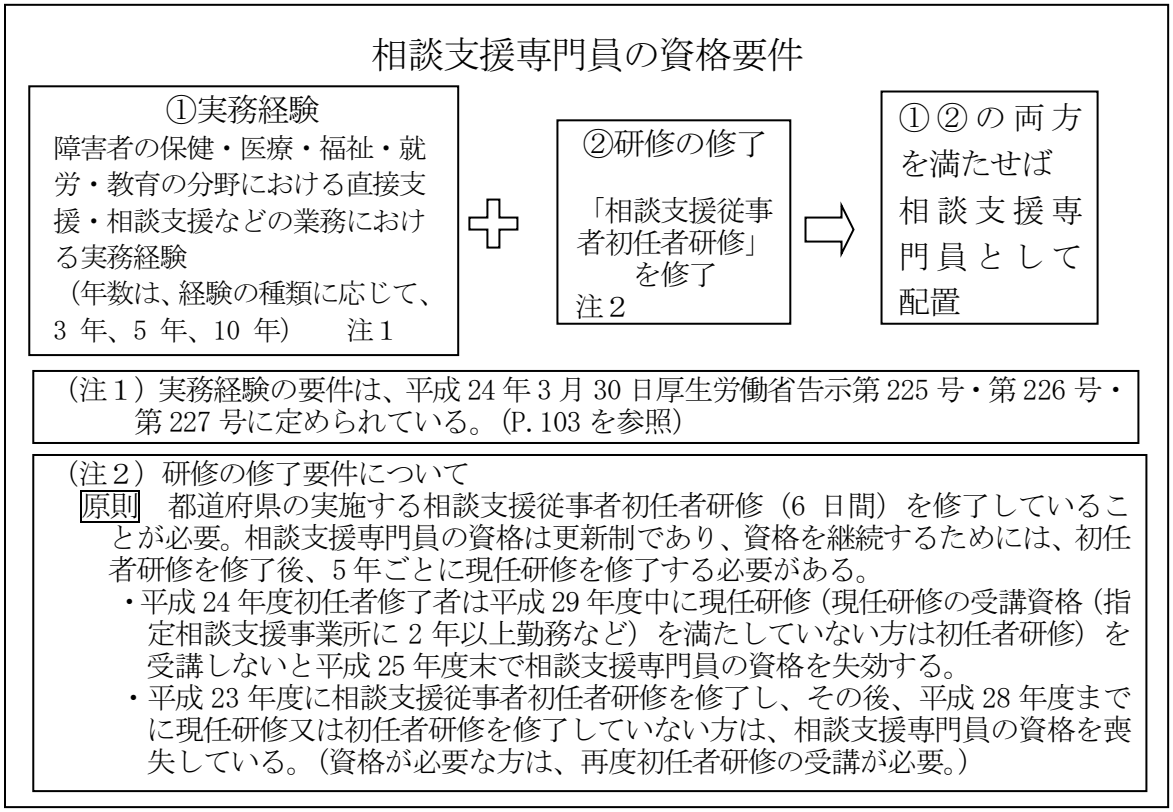

（注１）実務経験の要件は、平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 225 号・第 226 号・第 227 号に定められている。（P.103 を参照）

（注２）研修の修了要件について

原則　都道府県の実施する相談支援従事者初任者研修（6 日間）を修了していることが必要。相談支援専門員の資格は更新制であり、資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5 年ごとに現任研修を修了する必要がある。

・平成 24 年度初任者修了者は平成 29 年度中に現任研修（現任研修の受講資格（指定相談支援事業所に 2 年以上勤務など）を満たしていない方は初任者研修）を受講しないと平成 25 年度末で相談支援専門員の資格を失効する。

・平成 23 年度に相談支援従事者初任者研修を修了し、その後、平成 28 年度までに現任研修又は初任者研修を修了していない方は、相談支援専門員の資格を喪失している。（資格が必要な方は、再度初任者研修の受講が必要。）

イ　設備基準

相談支援事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備、備品等を備えること。具体的には以下のとおり。

設　備	基　　準
事務室	・　相談支援事業の運営を行うために**必要な面積を有する専用の事務室**を設けることが望ましい。 ・　**間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分**される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。 ・　区分がされていなくても業務に支障がないときは、当該事業を行うための**区画が明確に特定**されていれば足りる。
受付等のスペースの確保	・　事務室又は相談支援を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保する。 ・　相談のためのスペース等は**利用者等が直接出入り**できるなど利用しやすい構造とする。
設備及び備品等	・　相談支援事業に必要な設備及び備品等を確保する。 ・　相談支援事業又は同一敷地内にある他の事業所等の運営に支障がない場合は、他の事業所等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。

※　事務室又は区画、設備及び備品等については、貸与を受けているものであっても差し支えない。

ウ　運営基準

(ｱ)　一般相談支援事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号)第 5 条～第 38 条（地域移行支援)、第 41 条～第 45 条（地域定着支援)

(ｲ)　特定相談支援事業者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号) 第 5 条～第 30 条

(ｳ)　障害児相談支援事業者

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号) 第 5 条～第 30 条

相談支援専門員の兼務について

指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者が相談支援を行う事業所に置くべき相談支援専門員は、「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(24.3.30 障発 0330 第 21 号)、「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(24.3.30 障発 0330 第 22 号) び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」(24.3.30 障発 0330 第 23 号) において、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならないと規定されております。

ただし、相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該相談支援事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができるとも規定されております。

本県では、指定一般相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等の指定事務や事業者指導において、別紙の方針に基づいて相談支援専門員の兼務の可否を判断していますので、参考としてください。

なお、特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者における相談支援専門員の兼務については、指定権者である各市町村において判断されますので、不明な点については所管される市町村へご確認ください。

○方針

（1）から（5）のいずれも満たす場合には、相談支援専門員※1を併設する事業所・施設等※2の業務に従事させることができる。

なお、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する場合については、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することに留意すること。

① 身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合

② 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね３ヶ月以内の場合（サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。）

③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

（1）相談支援専門員は、同一相談支援事業所の管理者を兼務しない。

（2）相談支援専門員は、他の指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者及びサービス提供責任者を兼務しない。

（3）兼務する場合にあっても、相談支援専門員の勤務時間は、相談支援事業所の営業日におけるサービス提供時間の半分以上となるように割り振ること。また、兼務先である障害福祉サービス事業所等においては、当該法人が就業規則等で定める勤務時間から相談支援専門員の勤務時間を差し引いた勤務時間とすること。

（4）兼務のため、相談支援事業所のサービス提供時間帯において相談支援専門員が不在とな

る時間にあっては、管理者が必ず配置されていること。

（5）兼務先の併設する事業所・施設等は、当該相談支援専門員が相談支援業務の突発的事態に対応することがあっても、当該事業所・施設等の人員配置基準等に支障が生じないよう勤務体制を確保していること。

※1 相談支援専門員

指定地域移行支援事業は「指定地域移行支援従事者」と、指定地域定着支援事業は「指定地域定着支援従事者」と読み替える。

※2 併設する事業所・施設等

併設する事業所・施設等とは、同一の建物内に事業所がある場合のほか、同一敷地内、隣接又は近接する敷地（業務に支障なく兼務できると認められる範囲をいう。）に事業所がある場合を含む。

なお、併設する事業所・施設等が別法人である場合には、物理的に同一敷地内であっても、併設しているとはみなされない。

1 同一敷地内とは

事業所・施設等が建てられている敷地内（土地①）をいう。ただし、土地の登記簿上の所有者が同一である場合は、各々の地番が異なるとしても同一敷地（土地②及び③）とする。

2 隣接

事業所・施設等の敷地と境界を接しているが、それぞれの敷地の所有者が別である場合（土地④）を指す。

3 近接

事業所・施設等の敷地と道路、水路等で隔てられているものの、社会通念上、隣接に準じた状態にある場合（土地⑤）をいう。

（例）土地①との関係

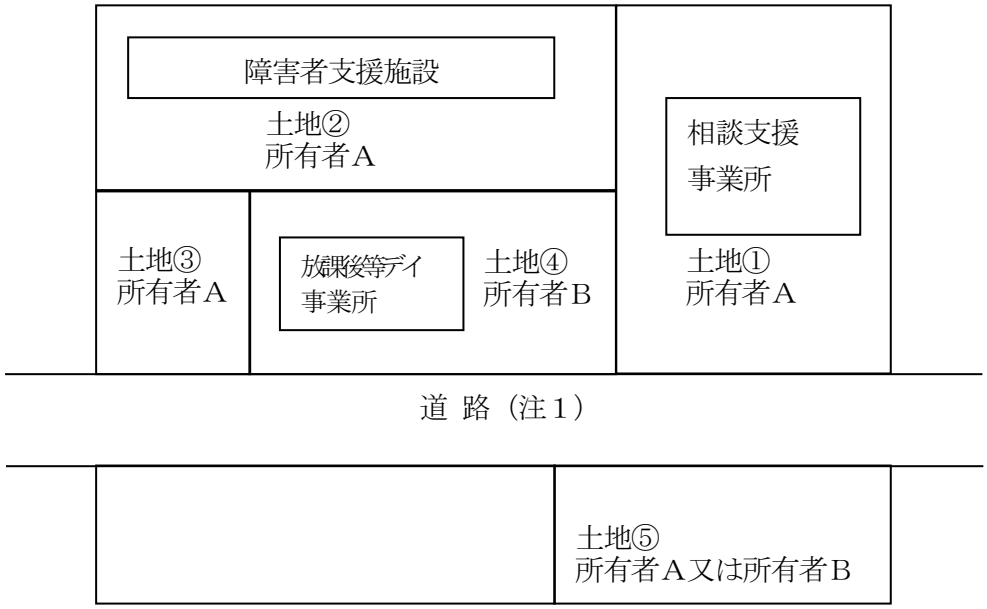

（注1） 道路が所有者Aの私道である場合、土地⑤の所有者Aでは「同一敷地内」となり、土地⑤の所有者Bでは「隣接」となる。

（注2） 特殊な事例については、個別に判断することとなる。

相談支援専門員の要件となる実務経験について

（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 226 号）
指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 227 号）
指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年厚生労働省告示第 225 号））

相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修の修了のほか、次に掲げる相談支援に関する実務経験があることをもって要件とする。

・イの期間が通算して３年以上である者
・ロ、ハ、ホ、への期間が通算して５年以上である者
・ニの期間が通算して１０年以上である者
・ロ～への期間が通算して３年以上、かつトの期間が通算して５年以上である者

（注）実務経験及び日数換算について
1 年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることを言うものとする。例えば 5 年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が 5 年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が 900 日以上であるものをいう。

実務経験の対象となる業務（告示第 225～227 号参照）

イ　平成 18 年 10 月 1 日において(一)又は(二)に掲げる者であったものが、同年 9 月 30 日までの間に、(一)又は(二)に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務(以下「相談支援の業務」という。)その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)附則第 26 条の規定による改正前の児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児相談支援事業(以下「障害児相談支援事業」という。)、法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 4 条の 2 第 1 項に規定する身体障害者相談支援事業(以下「身体障害者相談支援事業」という。)、法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 4 条に規定する知的障害者相談支援事業(以下「知的障害者相談支援事業」という。)の従事者

(二) 法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 50 条の 2 第 6 項に規定する精神障害者地域生活支援センター(以下「精神障害者地域生活支援センター」という。)の従業者

ロ　(一)から(四)までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) 児童福祉法第 12 条第 2 項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第 11 条第 2 項に規定する身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者福祉法第 12 条第 2 項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 14 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる

者

(三) 障害者支援施設、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 6 条第 1 項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 2 項に規定する救護施設及び同条第 3 項に規定する更生施設、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 27 項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者(社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、トに掲げる資格を有する者並びに(一)から(三)までに掲げる従事者及び従業者である期間が 1 年以上の者に限る。)

ハ (一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの、児童福祉法第 18 条の 4 に規定する保育士、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 43 条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 87 号)第 17 条第 2 項各号のいずれかに該当するもの(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務(以下「介護等の業務」という。)に従事した期間

(一) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

(二) 障害福祉サービス事業、児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第 5 条の 2 第 2 項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者

(三) 健康保険法第 63 条第 3 項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第 89 条第 1 項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

ニ ハの(一)から(三)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

ホ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 19 条第 1 項に規定する障害者職業センター又は同法第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

ヘ 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間